

常任理事会会議次第

とき 令和5年12月21日(木) 15時00分～

ところ 笹屋ホテル 冠着

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 議事

[協議事項]

- (1) 働き方改革に関する支部の状況について 資料No.1

[報告事項]

- (1) 青年部会報告について(当日配布) 資料No.2
(2) 第2回「施工・品質確保分科会」について 資料No.3
(3) 第43回「維持管理・危機管理分科会」について(当日配布) 資料No.4
(4) 働き方改革実現に関するアンケートについて 資料No.5
(5) 会員異動について 資料No.6
(6) 行事予定について(当日配布) 資料No.7
(7) その他

4. 閉会

R5. 12. 21

【常任委員会協議事項】働き方改革に関する支部の状況について

いよいよ来年4月から適用となる建設業の時間外労働の上限規制につきましては、厚生労働省から「建設業の時間外労働の上限規制に関するQ & A」が出され、除雪作業についても法第33条第1項の適用範囲が示されました。また、労働局、労働基準監督署主催の働き方改革関連法説明会が県下各地で開催されたところです。

しかしながら、総務委員会において除雪に付随する業務など個別の事案がどこまで適用となるのか不安の声も出されています。

そこで、各支部における労働基準監督署からの情報提供、意見交換の状況や要望事項等をお聴きして、協会内での情報共有を図りたいと思います。

(添付資料)

- ・ 建設業の時間外労働の上限規制に関するQ & A
- ・ 建設事業者のための働き方改革関連法説明会 日程

建設業の時間外労働の上限規制 に関するQ & A

厚生労働省労働基準局

＜目 次＞

【1 建設の事業について】

番号	質問内容	頁
1-1	労働基準法（以下「法」という。）第 139 条により、時間外労働の上限規制の適用が猶予されている工作物の建設等の事業の範囲はどのようなものか。	5
1-2	主たる事業内容が施設の警備である事業場であっても、主として建設現場における交通誘導警備に従事する労働者については、法第 139 条の対象となるのか。	5
1-3	主たる事業内容が建設業である事業場に雇用されるクレーン車のオペレーターが、移動のため路上を走行する場合、当該労働者の業務について、法第 140 条の「自動車の運転の業務」の対象となるのか。	5
1-4	労働時間の考え方について、建設業において特に留意すべきことは何か。	6

【2 災害時における復旧及び復興の事業、労基法第 33 条第 1 項について】

番号	質問内容	頁
2-1	法第 139 条第 1 項の「災害時における復旧及び復興の事業」と法第 33 条第 1 項の「災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合」との関係はどのようなものか。	7
2-2	法第 139 条第 1 項の「災害時における復旧及び復興の事業」の範囲はどのようなものか。	7
2-3	「災害時における復旧及び復興の事業」のみに従事した月について、時間外労働と休日労働の合計で、単月 100 時間未満とする要件（法第 36 条第 6 項第 2 号）、複数月平均 80 時間以内とする要件（法第 36 条第 6 項第 3 号）は、どのように適用されるのか。	8
2-4	ある月に①一般の工事と②「災害時における復旧及び復興の事業」に該当する工事の両方に従事した場合について、時間外労働と休日労働の合計で、単月 100 時間未満とする要件（法第 36 条第 6 項第 2 号）、複数月平均 80 時間以内の要件（法第 36 条第 6 項第 3 号）は、どのように適用されるのか。	8
2-5	災害復旧に関連する事業は、法第 33 条第 1 項の許可の対象になるのか。	8

2-6	法第33条第1項の許可基準に「公益の保護」とあるが、事業の発注者が国や地方自治体であれば災害復旧以外の通常の事業も対象になるのか。	9
2-7	「雪害」については、道路交通の確保等人命又は公益を保護するために除雪作業を行う臨時の必要性がある場合には33条1項に該当するが、その業務に付随する業務は許可の対象となるのか。	9
2-8	除雪作業には、法第139条第1項が適用されるのか。また、この場合に法第33条第1項により労働時間をさらに延長することはできるのか。	9

【3 時間外労働の上限規制について】

番号	質問内容	頁
3-1	時間外労働の上限規制における時間外労働と休日労働とは別のものか。	11
3-2	どのような場合に、法律に違反となるのか。	11
3-3	同一企業内のA事業場からB事業場へ転勤した労働者について、①36協定により延長できる時間の限度時間（原則として月45時間・年360時間。法第36条第4項）、②36協定に特別条項を設ける場合の1年についての延長時間の上限（720時間。法第36条第5項）、③時間外労働と休日労働の合計で、単月100時間未満、複数月平均80時間以内の要件（法第36条第6項第2号及び第3号）は、両事業場における当該労働者の時間外労働時間数を通算して適用するのか。	11
3-4	時間外労働と休日労働の合計で、複数月平均80時間以内とする要件（法第36条第6項第3号）は、複数の36協定の対象期間をまたぐ場合にも適用されるのか。 また、上限規制の適用前の期間や経過措置の期間も含めて満たす必要があるのか。	12

【4 36協定について】

番号	質問内容	頁
4-1	工作物の建設の事業を行う事業場の事業に、災害時における復旧及び復興の事業が含まれている場合には、当該事業場の36協定については、則様式第9号の3の2（特別条項を設ける場合は、則様式第9号の3の3）で作成する必要があるのか。	13

< Q & A >

【1 建設の事業について】

1-1	<p>(Q) 労働基準法（以下「法」という。）第139条により、時間外労働の上限規制の適用が猶予されている工作物の建設等の事業の範囲はどのようなものか。</p> <hr/> <p>(A) 法第139条により時間外労働の上限規制の適用が猶予されている工作物の建設等の事業の範囲は、労働基準法施行規則（以下「則」という。）第69条第1項各号に掲げる事業をいい、具体的には、以下の事業をいう。</p> <ul style="list-style-type: none">① 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業② 事業場の所属する企業の主たる事業が上記①に掲げる事業である事業場における事業③ 工作物の建設の事業に関連する警備の事業（当該事業において労働者に交通誘導の業務を行わせる場合に限る。）
1-2	<p>(Q) 主たる事業内容が施設の警備である事業場であっても、主として建設現場における交通誘導警備に従事する労働者については、法第139条の対象となるのか。</p> <hr/> <p>(A) 主たる事業内容が施設の警備である事業場であっても、主として建設現場における交通誘導警備に従事する労働者については、則第69条第1項第3号の対象となり、法第139条が適用される。なお、これまでの「事業」の考え方が変わるものではなく、当該労働者に限って法第139条の対象となるものである。従って、当該労働者の所属する事業場全体の扱いが変わるものではなく、当該事業場に雇用される他の労働者は、法第139条の対象とならないことに留意すること。</p> <p>そのため、主として「災害時における復旧及び復興の事業」に該当する建設現場における交通誘導警備に従事する労働者については、協定は、則様式第9号の3の2（特別条項を設ける場合は、則様式第9号の3の3）で届け出る必要がある。</p>
1-3	<p>(Q) 主たる事業内容が建設業である事業場に雇用されるクレーン車のオペレーターが、移動のため路上を走行する場合、当該労働者の業務について、法第140条の「自動車の運転の業務」の対象となるのか。</p> <hr/> <p>(A) 法第140条の「自動車の運転の業務」に従事する労働者とは、「自動車</p>

	<p>の運転の業務に主として従事する者」である必要があり、「自動車の運転の業務に主として従事する者」とは、運転及び運転に附帯する業務が当該労働者の業務の大半を占める労働者をいう。したがって、自動車の運転が主たる業務ではない労働者、例えば、クレーン車のオペレーターが、移動のため路上を走行する場合については、対象とならない(当該労働者は、則第 69 条第 1 号の対象となる)。</p>
1-4	<p>(Q) 労働時間の考え方について、建設業において特に留意すべきことは何か。</p> <hr/> <p>(A) 労働基準法における労働時間とは、使用者の指揮命令下にある時間のことをいう。使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たり、例えば、以下のような例が挙げられる。</p> <p>① いわゆる「手待時間」</p> <p>使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間(いわゆる「手待時間」)は、労働時間に当たる。例えば、クレーン車のオペレーターが夜間に重機を現場まで移動させ、工事が始まるまでの間、現場で待機している時間については、オペレーターが使用者の指揮命令下にあり、自由が確保されていない場合は労働時間に当たる。</p> <p>② 移動時間</p> <p>直行直帰や、移動時間については、移動中に業務の指示を受けず、業務に従事することもなく、移動手段の指示も受けず、自由な利用が保障されているような場合には、労働時間に当たらない。</p> <p>③ 着替え、作業準備等の時間</p> <p>使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為(着用を義務付けられた所定の服装への着替え等)や業務終了後の業務に関連した後始末(清掃等)を事業場内において行う時間は、労働時間に当たる。</p> <p>④ 安全教育などの時間</p> <p>参加することが業務上義務付けられている研修や教育訓練を受講する時間は、労働時間に当たる。</p>

【2 災害時における復旧及び復興の事業、労基法第 33 条第 1 項について】

2-1	<p>(Q) 法第 139 条第 1 項の「災害時における復旧及び復興の事業」と法第 33 条第 1 項の「災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合」との関係はどのようなものか。</p> <hr/> <p>(A) 法第 139 条第 1 項の「災害時における復旧及び復興の事業」には、発生が予見困難である地震等の全ての災害時における復旧及び復興の事業が含まれる。当該事業に従事する時間も見込んだ上で、36 協定を締結することが可能であり、対象の事業については、法第 36 条第 6 項第 2 号及び第 3 号（労働者の時間外・休日労働について、単月 100 時間未満、複数月平均 80 時間以内とする規制）が適用されない。</p> <p>他方、法第 33 条第 1 項の「災害その他避けることのできない事由によって、臨時的に必要な場合」については、業務運営上通常予見し得ない災害等が発生した場合が対象であり、法第 33 条第 1 項が適用される労働時間については、法第 36 条及び第 139 条による規制がかからず、時間外労働の上限規制からは除外される。なお、適切な労働時間管理と割増賃金の支払いは必要であることに留意が必要である。</p> <p>基本的には、「災害時における復旧及び復興の事業」を行う可能性のある事業場については、法第 139 条第 1 項に基づく 36 協定を締結して、届出を行う必要があるが、既に締結していた 36 協定で協定された延長時間を超えて労働させる臨時の必要がある場合や 36 協定を締結していなかった場合などにおいては、法第 33 条第 1 項の許可申請等を行うこととなる。</p>
2-2	<p>(Q) 法第 139 条第 1 項の「災害時における復旧及び復興の事業」の範囲はどのようなものか。</p> <hr/> <p>(A) 法第 139 条第 1 項の「災害時における復旧及び復興の事業」とは、災害により被害を受けた工作物の復旧及び復興を目的として発注を受けた建設の事業をいい、工事の名称等にかかわらず、特定の災害による被害を受けた道路や鉄道の復旧、仮設住宅や復興支援道路の建設などの復旧及び復興の事業が対象となる。</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）の適用を受ける災害復旧事業（関連事業等を含む。） ・国や地方自治体と締結した災害協定（事業者団体が締結当事者である等、建設事業者が災害協定の締結当事者になっていない場合も含む。以下同じ。）に基づく災害の復旧の事業

	<p>・維持管理契約内で発注者（民間発注者も含む。以下同じ。）の指示により対応する災害の復旧の事業のほか</p> <p>・複数年にわたって行う復興の事業等についても対象となる。</p>
2-3	<p>(Q) 「災害時における復旧及び復興の事業」のみに従事した月について、時間外労働と休日労働の合計で、単月 100 時間未満とする要件（法第 36 条第 6 項第 2 号）、複数月平均 80 時間以内とする要件（法第 36 条第 6 項第 3 号）は、どのように適用されるのか。</p> <hr/> <p>(A) 「災害時における復旧及び復興の事業」のみに従事した月については、時間外労働と休日労働の合計で、単月 100 時間未満とする要件（法第 36 条第 6 項第 2 号）と複数月平均 80 時間以内とする要件（法第 36 条第 6 項第 3 号）は、適用されない。したがって、当該月については、複数月平均 80 時間以内とする要件（法第 36 条第 6 項第 3 号）の算定期間の 6 か月から除外される。</p> <p>なお、「災害時における復旧及び復興の事業」であっても、時間外労働が月 45 時間を超える月は 6 回まで、時間外労働は年 720 時間以内とする要件は適用される。</p> <p>そのため、法第 139 条第 1 項が適用される労働時間については、通常の労働時間と分けられるよう管理する必要がある。</p>
2-4	<p>(Q) ある月に①一般の工事と②「災害時における復旧及び復興の事業」に該当する工事の両方に従事した場合について、時間外労働と休日労働の合計で、単月 100 時間未満とする要件（法第 36 条第 6 項第 2 号）、複数月平均 80 時間以内の要件（法第 36 条第 6 項第 3 号）は、どのように適用されるのか。</p> <hr/> <p>(A) 時間外労働と休日労働の合計で、単月 100 時間未満とする要件（法第 36 条第 6 項第 2 号）及び複数月平均 80 時間以内とする要件（法第 36 条第 6 項第 3 号）については、②「災害時における復旧及び復興の事業」に該当する工事に従事した時間については適用されず、①一般の工事に従事した時間のみに適用される。</p> <p>なお、時間外労働が月 45 時間を超える月は 6 回まで、時間外労働は年 720 時間以内とする要件は、①及び②の両方の時間について適用される。</p>
2-5	<p>(Q) 災害復旧に関連する事業は、法第 33 条第 1 項の許可の対象になるのか。</p> <hr/>

	<p>(A) 業務運営上通常予見し得ない災害が発生し、臨時の必要がある場合、法第 33 条第 1 項の対象となる。</p> <p>例えば、Q 2-2 で示した次のような事業において、臨時的な必要がある場合が対象になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）の適用を受ける災害復旧事業（関連事業等を含む。） ・国や地方自治体と締結した災害協定に基づく災害の復旧の事業 ・維持管理契約内で発注者の指示により対応する災害の復旧の事業 <p>また、災害により社会生活への重大な影響が予測される状況において、予防的に対応する場合も含まれる。</p>
2-6	<p>(Q) 法第 33 条第 1 項の許可基準に「公益の保護」とあるが、事業の発注者が国や地方自治体であれば災害復旧以外の通常の事業も対象になるのか。</p> <hr/> <p>(A) 法第 33 条第 1 項は、事業の発注者が国や地方自治体であることをもって一律に対象となるものではない。個別具体的な事由の性質が「災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合」という要件に当たれば対象となる。</p>
2-7	<p>(Q) 「雪害」については、道路交通の確保等人命又は公益を保護するために除雪作業を行う臨時の必要性がある場合には 33 条 1 項に該当するが、その業務に付随する業務は許可の対象となるのか。</p> <hr/> <p>(A) 労働時間の上限規制の趣旨を踏まえれば、基本的には、36 協定で定めた時間外労働の限度時間で対応できることが望ましい。</p> <p>法第 33 条第 1 項の許可の対象には、災害その他避けることのできない事由に直接対応する場合に加えて、その対応に当たり、必要不可欠に付随する業務を行う場合が含まれる。</p> <p>雪害については、道路交通の確保等人命又は公益を保護するために除雪作業を行う臨時の必要がある場合が該当する。</p> <p>個別の事案にもよるが、除雪作業の「降雪前の見回り業務」、「凍結防止剤の散布業務」、「除雪機械の誘導・交通整理の業務」、「除雪作業に向けた準備業務」及び「作業従事者の食事等を準備する業務」等については、除雪作業に必要不可欠に付随する業務として行う場合には、対象となり得る。</p>
2-8	<p>(Q) 除雪作業には、法第 139 条第 1 項が適用されるのか。また、この場合に法第 33 条第 1 項により労働時間をさらに延長することはできるのか。</p> <hr/>

(A) 建設業を営む事業場において、「災害時における復旧及び復興の事業」の対象となる除雪作業のため、単月 100 時間以上、複数月平均 80 時間を超えて時間外・休日労働を行わせる必要がある場合は、法第 139 条第 1 項を適用することも可能である。

また、既に締結していた 36 協定で協定された限度時間を超えて労働させる臨時の必要があり、道路交通の確保等人命又は公益を保護するために除雪作業を行う臨時の必要がある場合は法第 33 条第 1 項の対象となる。具体的には、例えば、安全で円滑な道路交通の確保ができないことにより通常の社会生活の停滞を招くおそれがあり、国や地方公共団体等からの要請やあらかじめ定められた条件を満たした場合に除雪を行うこととした契約等に基づき除雪作業を行う場合や、人命への危険がある場合に住宅等の除雪を行う場合のほか、降雪により交通等の社会生活への重大な影響が予測される状況において、予防的に対応する場合も含まれる。

【3 時間外労働の上限規制について】

<p>3-1</p>	<p>(Q) 時間外労働の上限規制における時間外労働と休日労働とは別のものか。</p> <hr/> <p>(A) 労働基準法においては、時間外労働と休日労働は別のものとして取り扱う。</p> <p>時間外労働とは、法定労働時間（1週40時間・1日8時間）を超えて労働した時間をいい、休日労働とは、法定休日（1週1日又は4週4日）に労働した時間をいう。</p> <p>法第36条第3項及び第4項に規定する36協定の限度時間（月45時間・年360時間）はあくまで時間外労働の限度時間であり、休日労働の時間は含まれない。</p> <p>一方で、法第36条第6項第2号及び第3号に規定する1か月の上限（月100時間未満）及び2～6か月の上限（複数月平均80時間以内）については、時間外労働と休日労働を合計した実際の労働時間に対する上限となる。</p>
<p>3-2</p>	<p>(Q) どのような場合に、法律に違反となるのか。</p> <hr/> <p>(A) 時間外労働を行わせるためには、36協定の締結・届出が必要。</p> <p>したがって、36協定を締結せずに、あるいは、締結しても届出せずに時間外労働をさせた場合や、36協定で定めた時間を超えて時間外労働をさせた場合には、法第33条に該当する場合を除き、法第32条違反となる（6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金）。</p> <p>また、36協定で定めた時間数にかかわらず、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間外労働と休日労働の合計時間が月100時間以上となった場合 ・ 時間外労働と休日労働の合計時間について、2～6か月の平均のいずれかが80時間を超えた場合 <p>には、法第36条第6項違反となる（6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金）。</p> <p>なお、「災害時における復旧及び復興の事業」においては、上記の上限は適用されない。</p>
<p>3-3</p>	<p>(Q) 同一企業内のA事業場からB事業場へ転勤した労働者について、①36協定により延長できる時間の限度時間（原則として月45時間・年360時間。法第36条第4項）、②36協定に特別条項を設ける場合の1年についての延長時間の上限（720時間。法第36条第5項）、③時間外労働と休日労働の合計で、単月100時間未満、複数月平均80時間以内の要件（法第36条第6項第2号及び第3号）は、両事業場における当該労働者の時間外労働時間数を通算して適用するのか。</p>

	<p>(A) 時間外労働の上限について、質問の①及び②については、各事業場における 36 協定の内容を規制するものであり、労働者個人の労働時間を規制するものではない。</p> <p>これに対して、質問の③については、労働者個人の実労働時間を規制するものであり、特定の労働者が転勤した場合は法第 38 条第 1 項の規定により通算して適用される。</p> <p>なお、同一事業場内で配置換えのあった労働者については、①②③について、通算して適用される。</p>
3-4	<p>(Q) 時間外労働と休日労働の合計で、複数月平均 80 時間以内とする要件（法第 36 条第 6 項第 3 号）は、複数の 36 協定の対象期間をまたぐ場合にも適用されるのか。</p> <p>また、上限規制の適用前の期間や経過措置の期間も含めて満たす必要があるのか。</p> <hr/> <p>(A) 時間外労働と休日労働の合計で、複数月平均 80 時間以内とする要件（法第 36 条第 6 項第 3 号）については、複数の 36 協定の対象期間をまたぐ場合にも適用される。</p> <p>ただし、上限規制の適用前の期間や経過措置の期間の労働時間は算定対象とならない。</p>

【4 36 協定について】

4-1	<p>(Q) 工作物の建設の事業を行う事業場の事業に、災害時における復旧及び復興の事業が含まれている場合には、当該事業場の36協定については、則様式第9号の3の2（特別条項を設ける場合は、則様式第9号の3の3）で作成する必要があるのか。</p> <hr/> <p>(A) 工作物の建設の事業を行う事業場の事業に、災害時における復旧及び復興の事業が含まれている場合には、当該事業場の36協定は、則様式第9号の3の2（特別条項を設ける場合は、則様式第9号の3の3）で作成する必要がある。</p> <p>また、工作物の建設の事業を行う事業場の事業に、災害時における復旧及び復興の事業が含まれていない場合には、当該事業場の36協定は、則様式第9号（特別条項を設ける場合は、則様式第9号の2）で作成する必要がある。</p>
-----	--


(建設事業者のみなさまへ)

建設事業者のための働き方 改革関連法説明会のお知らせ

令和6年4月1日から、時間外労働の上限規制がいよいよ建設業にも適用されます。

長野労働局・労働基準監督署では、国土交通省・長野県の協力を得て、時間外労働の具体的な考え方、管理方法等について説明会を行うこととしました。

事務担当者の皆様に今後、働き方改革を進めていく上での留意点等を知っていただくよい機会ですので、是非ご参加ください。

 厚生労働省 適用除外業種の時間外労働の上限規制 特設サイト
はたらきかたススム

文字サイズの変更

標準

大

特大

トップ

国民の皆様へ

業界別の取り組み

動画コンテンツ

SNS



暮らし、
はたらき、
ともに
ススム!

2024年4月から
建設業、
トラック・バス、
タクシードライバー、
医師の、
時間外労働の
上限規制が
適用されます。

働き方改革
コンタクト
小笠原花

【説明内容等】 所要時間は約2時間です。

- 時間外労働の上限規制、36協定の書き方、必要な割増賃金の支払い 等
(長野労働局・各労働基準監督署)
- 週休二日制の確保に向けた適正な工期の設定等 (関東地方整備局)
- 各種助成金の申請手続き、働き方改革の取組事例等
(働き方改革推進支援センターほか)

【説明会への参加申込方法】 裏面をご覧ください。

【問合せ先】

長野労働局労働基準部監督課及び県内各労働基準監督署
説明会ごとに問合せ先が異なります。裏面の主催者連絡先をご覧ください。

建設事業者のための働き方改革関連法説明会 日程

開催日	曜日	開始時間	会場	会 場 所 在 地	定 員	主 催 者	連 絡 先
9月25日	月	14:00	長水建設会館（3階会議室）	長野市中御所岡田町124	70人	長野労働局	026-223-0553
9月26日	火	14:00	オンライン開催		150人	長野労働局	026-223-0553
10月10日	火	13:30	佐久地区トラック研修会館	佐久市瀬戸1026-4	50人	小諸 労働基準監督署	0267-22-1760
10月11日	水	14:30	諏訪市文化センター	諏訪市湖岸通り5-12-18	50人	岡谷 労働基準監督署	0266-22-3454
10月18日	水	14:00	フレンドプラザ大町（2階会議室）	大町市大町1601-2	50人	大町 労働基準監督署	0261-22-2001
10月19日	木	14:00	中野職業訓練センター（1F多目的ホール）	中野市中野1457-1	50人	中野 労働基準監督署	0269-22-2105
10月20日	金	13:30	千曲市更埴文化会館（大会議室）	千曲市杭瀬下1-64	50人	長野 労働基準監督署	026-223-6310
10月25日	水	13:30	長野市若里市民文化ホール（会議室）	長野市若里3-22-2	50人	長野 労働基準監督署	026-223-6310
11月6日	月	13:30	佐久地区トラック研修会館	佐久市瀬戸1026-4	50人	小諸 労働基準監督署	0267-22-1760
11月9日	木	14:00	中野職業訓練センター（1F多目的ホール）	中野市中野1457-1	50人	中野 労働基準監督署	0269-22-2105
11月10日	金	13:30	上小建設会館	上田市材木町一丁目2番31号	50人	上田 労働基準監督署	0268-22-0338
11月10日	金	14:00	伊那建設会館	南箕輪村8304-518	64人	伊那 労働基準監督署	0265-72-6181
11月14日	火	14:00	フレンドプラザ大町（2階会議室）	大町市大町1601-2	50人	大町 労働基準監督署	0261-22-2001
11月15日	水	13:30	長野県木曾合同庁舎（2階講堂）	木曾郡木曾町福島2757-1	50人	松本 労働基準監督署	0263-48-5693
11月16日	木	13:30	松筑建設会館（3階大会議室）	松本市島立996	50人	松本 労働基準監督署	0263-48-5693
12月8日	金	14:30	諏訪市文化センター	諏訪市湖岸通り5-12-18	50人	岡谷 労働基準監督署	0266-22-3454
12月8日	金	14:00	伊那建設会館	南箕輪村8304-518	64人	伊那 労働基準監督署	0265-72-6181
12月11日	月	13:30	上小建設会館	上田市材木町一丁目2番31号	50人	上田 労働基準監督署	0268-22-0338
12月13日	水	14:00	飯田文化会館（2階会議室3・4）	飯田市高羽町5-5-1	60人	飯田 労働基準監督署	0265-22-2635
12月20日	水	14:00	飯田文化会館（2階会議室3・4）	飯田市高羽町5-5-1	60人	飯田 労働基準監督署	0265-22-2635

【参加申込方法】

労働局の受付サイトから参加申込をお願いします。

「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」を検索して直接お申込みください。

（右QRコードからも申し込めます。） ※長野労働局は「北関東」ブロックです。



令和5年度第2回全体会議及次第

日 時 令和5年12月8日(金) 14時～開始
場 所 ホテルメトロポリタン長野 3階 「志賀」

次 第

1. 開 会 青年部会大野副部会長 14:00
2. 挨拶 担当 福原副会長
3. 青年部会長活動報告 藏谷部会長
4. 各委員会からの報告
 - 1) 第1委員会
 - 2) 第2委員会
 - 3) 第3委員会
5. 閉 会 北澤副部会長 16:00

◇----- 休憩 -----

記念講演

- 開 会 青年部会武田副部会長：講師紹介 16:15
- 講 演 「これからの建設業」 16:20
講 師 脇 雅史 自由民主党元参議院議員幹事長
- 質疑応答 17:00
- 閉 会 17:15

懇親会

会場 3階 「黒姫」

次第

1. 開会挨拶 木下 会長 17:30開始

2. 乾杯 藏谷部会長

3. 自己紹介
 - ・ 1分間スピーチ 青年部会全員
 - 東信・南信・中信・北信

4. 中締め動議 福原副会長

5. 中々発生 木下会長：青年部会正福部会長友締め
(壇上に脇先生)

6. 閉会 20:30終了

脇 雅史 プロフィール

現 職 脇 雅史政策研究会代表

(昭和 20 年生まれ、東京都出身)

経 歴

昭和 42 年 東京大学工学部土木工学科卒業
昭和 42 年 建設省（現・国土交通省）入省
北陸地方建設局、科学技術庁、中国地方建設局、
中部地方建設局、関東地方建設局等に勤務後、
道路局国道第二課長、河川局河川計画課長を経て
平成 9 年近畿地方建設局長を最後に退官

平成 10 年 参議院議員比例区当選、以後 3 期連続当選
参議院自由民主党幹事長、国会対策委員会委員長
政治倫理審査会会長などを歴任 平成 28 年 7 月引退

現 職 (公社) 全国防災協会会長
(一社) 建設電気技術協会会長
(一社) 日本基礎建設協会会長
(一社) 国土政策研究会会長
(一社) 水底質浄化技術協会会長
全国水防管理団体連合会会長
全国治水期成同盟会連合会会長

令和5年度 第2回青年部会全体会議 出席者名簿

日時：令和5年12月8日(金)

午後2時00分～

場所：ホテル外ロホリタン長野

支部名	役 職	氏 名	会議	懇親会	宿泊	朝食	喫煙	備考	
来 賓		脇 雅史	○	○	○	○	×	講演会から	
長野県 建設業協会	会 長	木 下 修	○	○	○	○	×	講演会から	
	青年部担当副会長	福 原 初	○	○	○	○	○		
	青年部前担当副会長	清 澤 由 幸	○	○	○	○	×	講演会から	
	副会長	依 田 幸 光	○	○	○	○	×	講演会から	
	副会長	唐 木 和 世	○	○	○	○	×	講演会から	
青 年 部	南佐久	幹 事	菊 池 康 剛	○	○	○	○	×	
	佐 久	幹 事	黒 澤 和 之	○	○	○	○	×	
	上 小	副部会長	北 澤 隆 洋	○	○	○	○	○	
	諏 訪	幹 事	河 西 徹	×	×	×	×	×	
	伊 那	幹 事	佐々木 浩 人	○	○	○	○	×	
	飯 田	幹 事	吉 澤 英 喜	○	○	○	○	×	
	木 曾	幹 事	砂 山 右 近	○	○	○	○	×	
	松 筑	副部会長	大 野 哲 治	○	○	○	○	×	
	安曇野	幹 事	村 山 泰 弘	○	○	○	×	×	
	大 北	幹 事	太 田 喜 彦	○	○	○	○	○	
	更 埴	副部会長	武 田 敏 光	○	○	×	×	×	
	須 坂	幹 事	諏 訪 英 行	○	○	×	×	×	
	中 高	部会長	藏 谷 伸太郎	○	○	×	×	×	
	長 野	幹 事	村 松 直 敏	○	○	○	○	×	
飯 山	幹 事	小 松 正 和	○	○	○	○	○		
報 道	新建新聞社	酒 井 真 一	○	○	○	○	×		
事 務 局	特任理事	大 月 昭 二	○	○	○	○	×		
	経理次長	青 木 純 子	○	○	×	×	×		
	主 事	小 池 葉 子	○	○	×	×	×		
計			24	24	19	18	4		

◆宿泊者喫煙ルームは無いため御承知下さい。

令和5年12月8日

第1委員会報告資料

1. 2050 ゼロカーボンアンケート

- ・ Google アンケートによる回収状況---別紙
- ・ 未提出会員の把握方法
- ・ アンケート提出締切---12月15日(金)
- ・ 1月30日(火) 県との意見交換会にアンケート集計結果提出

2. 「LIFE」改訂版

- ・ 表紙イメージ案について全体で検討
- ・ 内容は3つの大きなテーマ(日々の支え、災害時の支え、働く人)について、個別事例を提示しながら建設業の「実は」を画像、動画を交えて紹介。
- ・ 使用する動画(構造物や建築物などを動画撮影したもの)を役員から募集
- ・ 12月中に大枠まとめ
- ・ 1月30日(火) 県との意見交換会に冊子贈呈

2050ゼロカーボンアンケート回収状況

2023年12月7日現在

		会員数	アンケート回収数	回収率
東信	南佐久	25	17	68%
	佐久	35	16	46%
	上小	21	12	57%
南信	諏訪	44	11	25%
	伊那	55	15	27%
	飯田	51	22	43%
中信	木曾	18	0	0%
	松筑	59	21	36%
	安曇野	24	16	67%
	大北	34	10	29%
北信	更埴	12	10	83%
	須坂	14	6	43%
	中高	15	11	73%
	長野	79	34	43%
	飯山	17	7	41%
全体		503	208	41%

建設部との意見交換会提案議題①

提案議題 設計の整合性について

設計と現場に乖離がある、長年改善されていないこの問題は、受注後の再設計や図面の手直し等が工事受注者側の大きな負担となっています。

負担軽減のために設計者にも設計で終わりではなく工事竣工まで責任を持っていただくための案を提言します。

1、三者会議の実施の要望

以前より施工者が中心となって取り組まれていましたが定着せず、上記の課題を解決するまでの効果は得られませんでした。また施工者主催で会議を開催すると設計会社から会議費用を請求される事もありました。やはり発注機関である県が主催者となって会議を開催して頂きたい。そして、設計会社においては設計し成果品を収めれば終わり、以降は関係ないという流れになっている現状を変えて頂きたい。また、補修系の設計については不可視部分が多く、現場施工に入ってから設計図面との差異により大幅な設計変更を余儀なくされることが多々あります。中には請負契約約款第 18 条に定める発注者が行うべき設計図書の訂正を受注者が行う場合があり、工期の延長や現場での工程の遅れなど、大きな負担となっています。そこで、下記のルールを取り入れた三者会議の実施を要望します。

三者会議のルールについて

- ① 発注者主導のもと、発注者（設計担当・工事担当）、設計者（委託業務担当会社）、施工者の三者による『三者会議』を実施し、設計図書との相違、設計との乖離の検討、設計思想の伝達及び情報共有を図る。実施時期については、着手前 1 回と施工中 1 回程度の会議が望ましいと思われる。
- ② 設計と現場に乖離がある場合、起工測量後に発注者と設計者と施工者の三者で打ち合わせを義務付け乖離箇所について確認し、再度設計者が設計見直し設計図書を修正確認し良ければ施工に移行する。
- ③ 再設計の見直し期間はルールとして ~~2~~ 日以内と定め図面を修正し回答して頂く。（修正時間がかかれば現場がストップし、受注者が修正をすることになる為）
- ④ 設計会社は担当工事が工事竣工後、発注者、設計者、施工者で現場を確認し、互いに改善点や評価を伝えてお互いに次の工事に繋げるようにする。

2、公告前の設計図書の確認・点検の要望

- ① 新規バイパス工事や橋梁工事などの大規模な工事や、用地買収が必要となる工事は、設計が数年から十数年前に委託業務として調査・計画された案件が多いです。そのため、実際の交通量・仕様等が変わっている場合が多く、受注後の施工者の照査による修正が発生する事案があるため、公告前に再度設計者に確認・点検作業を実施してもらいたい。
- ② 受注後の現場調査時に、電柱が支障となる、上下水道の移設が必要になるというような工事が多々あり、本工事着手時期が遅延してしまい、工期の遅れ・延長等が発生してしまうことがある。委託業務による調査・設計時には支障物件は分かる事なので、占有者との協議・移設申請等も委託業務の中で実施してもらいたい。
- ③ 設計年度と発注年度に数年の時間経過がある事業では、現場隣接地の状況が変化していることで、設計図書通りの施工が困難な事があり、設計と発注に時間経過がある場合には、発注時に設計図書の再考をしていただくか、受注後の再設計費用及び適正な再設計期間の計上による工事期間の延長を要望します。

3、下請次数制限の実施の要望

- ① 設計業務に関しては下請次数制限についての表記がなく、「主要な部分の下請の禁止」で制限をかけているのが現状です。建設工事に関しては国土交通省が数年前より次数制限の実施に取り組み効果を確認しております。下請け次数が多くなるに比例し、責任感の欠如、粗末な仕事になってしまいます。受注した会社が責任を持ち、現況と設計の乖離がないように精査し設計して頂きたい。
- ② 発注者は設計者に対して段階（立入）検査を実施し、受注した会社の担当者が確実に設計業務を履行しているか確認するようにして頂きたい。違反の場合は、是正指導及び業務成績点の減点等して頂きたい。

4、設計者の評価について

- ① 工事発注後、過去の設計に対して明らかな設計の瑕疵が発覚した場合には工事成績点の減点修正を行ってもらいたい。

5、特記仕様書への記載の要望

上記1～4を設計業務委託の入札時に特記仕様書に記載して頂き、設計図書と現場の乖離問題の解決の一步として頂きたい。

LIFE

～未来のチカラ～

実はすごい!?

暮らしを支える建設の仕事

LIFE

～未来のチカラ～

実はスゴい!?

暮らしを支える建設のしごと



LIFE

～未来のチカラ～



実はすごい!?

暮らしを支える建設の仕事

LIFE

～未来のチカラ～

実はスゴい!?

暮らしを支える建設の仕事と



LIFE

～未来のチカラ～

実はすごい!?

暮らしを支える建設のしごと



実は地域の暮らしを守り、貢献している建設のしごと。

でも実際にどんなふう支え、守るか、知らないという人は多いだろう。

全然知らなかった災害時のあんなこと、道路に隠れたスゴい工夫、自然のままと思いきや実は防災のための設備がほどござる。自分たちのまわりの山や川……。

「え、そんなことしてるの!?!」「そんな工夫が隠れてたの!?!」「嘘、あの山にそんな秘密が!?!」という、実はスゴい建設のしごとを、この本で明らかにしよう。

ちよっとこんなふうに地域に貢献していたんて、知らないで絶対に損だ。

INDEX:

Q1.

災害が起きたとき、被災地に真っ先に駆け付けるのは、誰?

Q2.

大雨とき、危険地域をパトロールをしているのは、誰?

Q3.

雪が降ればすぐ除雪に行く建設業。でも、それはなぜ?

Q4.

実は道路は平らじゃなくて斜めだって知ってた?

Q5.

山の中には防災用の巨大な井戸が掘られてる?

Q6.

斜面にある棒が出たコンクリートが土砂崩れを防いでる?

知っ得コラム

「水と戦う建設」

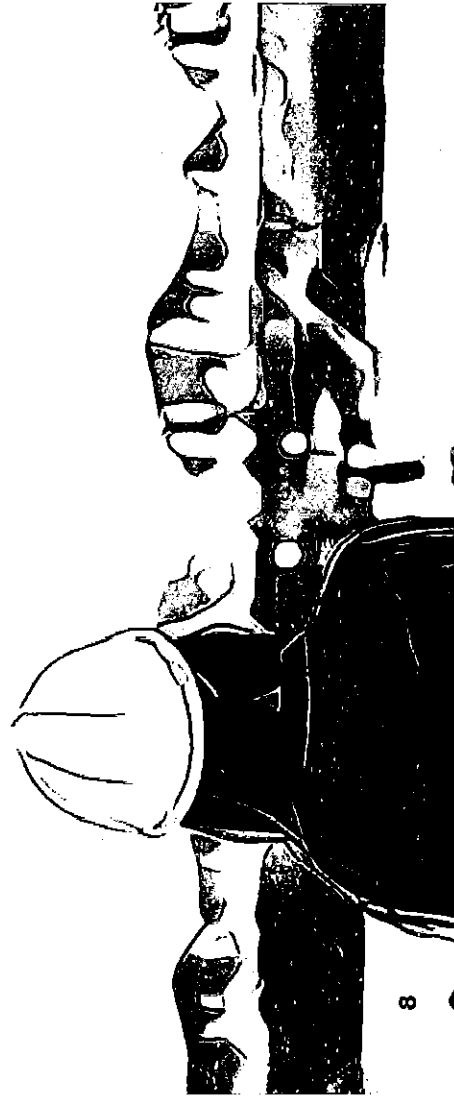
「道の未知なる工夫」

「水を使うダム、貯めて守るダム、水だけ流すダム?」

そして建設業は今、重機の遠隔操作や、ドローンを使った3次元データの設計など、最先端技術を使う仕事になっている。

そんな新しい働き方のなか、地域を守るために一生懸命だからこそ、道路や橋や防災施設、建物などの構造物をつくったときの「やりがい」も大きい。地域の人たちからもたくさんのご感謝をもらえる。

さあ、そんな地域に貢献する建設の、みんなが知らなかったワクワクを見てみよう。



INDEX (続き) :

- Q7. あの近くのあの工事も、最先端技術を使ってる!?
- Q8. なんでも壊すなんて嘘、自然環境を守るための知恵と工夫って!?
- Q9. 色々な資格やスキルを取って、合った分野で活躍できる!?
- Q10. 貢献や技術が評価され、知事や市長から表彰される!?

知っ得コラム

- 「SDGsの取り組み（働きがい、ジェンダー、幸せ）」
「同じ現場は二度とない＝AIにはできない『やりがい』」
「ちゃんと稼いで、ちゃんと休んで、ちゃんと成長」
「建設のしごとを1日の流れで見る！」
「動画でチェック！ 驚きの構造物」

知っ得「水と戦う建設」:

水が豊富な日本は、だからこそ海や川、湖などがきれいで、緑が豊か。でもその分、水が原因となる災害の危険も世界有数だ。

地すべりや土砂崩れは雨水がたまることで引き起こされるのは説明したが、河川も雨が多くなれば氾濫してしまう。

だから、自然のままのように見える川にも、災害から守るために建設の工夫がされている。

たとえば「護岸」といって、川の流れに応じてコンクリートの壁がつくられている。

川の底にたまっていく土砂は取り除かれ、水位が上がらないように川の流れを良くしている。

川の上流となる山の中には「治水ダム」があって、大雨の際に川に水が入りすぎないようにしている。

台風や大雨で街に水が溢れてしまったとき、排水ポンプを出動させて水を取り除いたり、たまってしまった泥をなくするのも地域の建設業の仕事だ。

台風や大雨で橋が落ちてしまったり、仮設の堤防をつくって被害を止め、仮設の橋をつくって交通の便を守るのも地域の建設業にしかできない。

水と戦う日本で、水から地域を守る「インフラ」を日々支えているのは、実は建設の仕事だったりする。

だから地域建設業は「インフラの町医者」や「インフラ病院」といわれることもある。あまり知られてないけど、日本の暮らしを守り、貢献する仕事であり、それに誇りを持っている。



LIFE テキスト（前半）

Q1.

地震や津波、台風、大雨、土砂崩れなどが起きたとき、被災地に真っ先に駆け付けるのは、誰？

A1.

地震や津波、台風、大雨、土砂崩れなどが起きたとき、被災地に真っ先に駆け付けるのは
実は、建設業だ。

自衛隊や消防、警察の人たちが救助や復旧の活動をするために、道路やその場所の安全を確認し、救助するための応急復旧をする必要がある。それができるのは地域の道路や橋、建物、山や川のことを知っている建設業だけだから。

そのため、地元の建設業は当番制で災害への応急対応を任されていて、24 時間 365 日いつでも出動できるように体制を整えている（お酒が大好きな人も、当番のときは夜にお酒を飲まずにずっと待機している）。

また、被災地に着いたら道路の通行止めを行うのも建設業だ。危ない場所に人が行かないように、そして救助や復旧がスムーズにできるように、地域のことを知っている建設業がその仕事を行う。

Q2.

大雨や長雨のときに、災害が起きないかどうかパトロールをしまわっているのは、誰？

A2.

大雨や長雨のときに、災害が起きないかどうかパトロールをしまわっているのは
実は、建設業だ。

建設業の人たちは、災害が起きやすい場所を守るための工事を頼まれているし、山や川、道路や橋を整備している人たち。

なので、建設業の人たちは、大雨の際にどんなところが危ないか、どこを見守ればいいのかを、その地域で最も知っている人たちだったりする。

だからこそ、建設業の人たちが危ないときにはパトロールに出動する。……ほとんどの人が、知らないことだけだ。

Q3.

大雪はもちろん、夜に雪が降った次の日の朝にはもう人や車が快適に通れるように除雪しているのも、建設業だ。それはなぜ？

A3.

除雪機などの重機を操縦でき、道路がどうなっているのかを最も良く知っているのが、地域の建設業だから。

県や市町村と約束をし、除雪作業を請け負っているが、それだけでなく、地域を守り、支えているという使命感と誇りがあるので、夜中であっても早朝であっても、人や車が安心して道路を使えるように、すぐさま駆け付けて作業を行っている。

Q4.

いつも使っている道路や橋は、実は大雨が降っても被害が発生しないように工夫してつくられている。

たとえば、実は道路は真っ平ではなく、中央がちょっとだけ高くて、端に向かって斜めに下り坂になっている。

ではここで問題。中央がちょっとだけ高くて、少し斜めになっていると、どんな効果があるの？

A4.

中央がちょっとだけ高くて、少し斜めにするることによる効果は、雨水が道路にたまらないこと。

斜めにすることで、雨水は道路のわきに流れていってくれる。道路のわきには側溝があって、そこから排水されるんだ。

逆に平らな道路だと、雨水がそこに残ってしまう。そうすると車や人が滑ってしまう危険が出るし、冬になれば凍ってしまってもっと危なくなる。

ちなみに勾配は1.5%程度。ほんのちょっとだけ、気付かないくらいに斜めになっている。

Q5.

近くにある普通の山のように見えて、実はその山の中には大きな井戸が掘られている。なんで？

A5.

山の中に大きな井戸が掘られているのは、
地すべりを防ぐため。

山には地下水がたまるけど、それによって水が地面を持ち上げてしまうことになり、地すべりが発生する原因になる。

そこで、山の中に大きな井戸をつくり、そこで排水できない地下水を集めて排水することで、地すべりを予防できる。

普通の山に見えて、実は災害を防止するための工事が行われている。見えないところで、災害から暮らしを守るための工夫がある。

Q6.

道路の横などにある山の斜面を見ると、ワッフルのようなコンクリートがあって、場所によってはそこに丸い穴が開いて棒みたいなものが突き出ているのに気付く。

これ、何のためにやっているの？

A6.

山の斜面にワッフルのようなコンクリートがあって、棒が突き出ているのは、
土砂崩れを防ぐため。

まず、ワッフルのようにになっているのは、斜面が崩れないように補強するためだ。

そして、穴から出ている棒は、斜面にたまった水を抜くためにある。

大雨のときに土砂崩れが起きやすくなるのはご存知のとおり。それは、水が地面の中に入り、地表を押し下たり、持ち上げてすべらせてしまうから。なので斜面を補強するとともに、水をためない工夫が必要になる。

災害において、水ってすごく怖い。その水をためない工夫が、日本のそこかしこにあるんだ。

知っ得「水と戦う建設」

水が豊富な日本は、だからこそ海や川、湖などがきれいで、緑が豊か。でもその分、水が原因となる災害の危険も世界有数だ。

地すべりや土砂崩れは雨水がたまることで引き起こされるのは説明したが、河川も雨が多くなれば氾濫してしまう。

だから、自然なままのように見える川にも、災害から守るために建設の工夫がされている。

たとえば「護岸」といって、川の流れてに応じてコンクリートの壁がつくられている。

川の底にたまっている土砂は取り除かれ、水位が上がらないように川の流れを良くしている。

川の上流となる山の中には「治水ダム」があって、大雨の際に川に水が入りすぎないようにしている。

台風や大雨で街に水が溢れてしまったとき、排水ポンプを出動させて水を取り除いたり、たまってしまった泥をなくすのも地域の建設業の仕事だ。

台風や大雨で橋が落ちてしまったら、仮設の堤防をつくって被害を止め、仮設の橋をつくって交通の便を守るのも地域の建設業にしかできない。

水と戦う日本で、水から地域を守る「インフラ」を日々支えているのは、実は建設の仕事だったりする。

だから地域建設業は「インフラの町医者」や「インフラ病院」といわれることもある。あまり知られてないけど、日本の暮らしを守り、貢献する仕事であり、それに誇りを持っている。

知っ得「道の未知なる工夫」

生活の基盤となっている道路は、知られざる工夫のかたまりだ。

雨水がたまらないように道路の中央が少しだけ高く、端にむかって斜めになっているのはもちろん、例えばちょっと長いトンネルなら、出口は必ずカーブになっている。そうしないと、暗いトンネルに慣れた状態で外に出たときに、急に逆光でまぶしかったときに危ないから。

トンネルには秘密がまだまだある。半円に見えるトンネルは実際は円形に掘られていて、見えない下半分の円のところには、水道や下水道、ガス、電気、電話、排水のための管が入っている。大変な技術でつくられているから、できたときには工事に携わった人たちの名前を入れたプレートも取り付け、記念に飾られる。

トンネルだけでなく、橋だって工夫のかたまりだ。車両が停車した時のことを想定して車道が予め凸状になっていたり、長さや用途などに応じて「桁橋」「トラス桁橋」「アーチ橋」「ラーメン橋」「吊り橋」「斜張橋」などのさまざまな形があったりする。

さらに道路は、災害が発生したときに、被災地と病院を救急車でつないだり、復旧のために物資を運ぶのに欠かせない。だからもし道路が地域に一本しかない、その道が災害で通れなくなったときに救急車も入れないし、物資も運べなくなるということ。そうならないように、丈夫な道路を複数整備することが絶対に欠かせない。

知っ得「水を使うダム、貯めて守るダム、水だけ流すダム？」

「ダム」と聞いて、何を連想するだろうか。なんとなく飲み水や発電のために水を貯めておくだけのものだと思う人が多いけど、そんなことはない。ダムは1種類だけでなく、その地域が必要とするさまざまな課題を解決するために、いろいろな用途・形がある。

多くの人と思う、水を貯めて利用するダムは、正確には「利水ダム」という。貯めた水は飲み水や工業用水、農業用水に利用したり、あるいは水力発電に使ったりするものだ。

それだけじゃなく、災害が多発しているいま注目されているのは、災害を防ぐための「治水ダム」。大雨が降った時に川の上流や山で水をためておき、川の氾濫を防ぐことが大きな目的だ。

この「利水」と「治水」を合わせたものもある。それが「多目的ダム」。群馬県にある八ッ場ダムはその代表で、工業用水の確保や水力発電に使うほか、下流を水害から守る効果を持っている。実際、2019年に台風19号が関東に上陸した際には、多くの水を貯めることで利根川の氾濫を防いだ。

また、ちょっと変わったダムに「水を貯めない」ダムもある。壁に切れ目が入っていたり、格子状になっていたりして、水がどんどん下に抜けるようになっている。これは「砂防堰（えん）堤」というダムの一種だ。水が流れるのは、大雨などで山が崩れて発生した土砂や流木をガッチリ捕まえ、下に流さないことを目的としているから。水も一緒に貯めると決壊してしまうので、危ない岩石や木だけ止めるためにそうなっている。もしもこの砂防堰堤がなかったら、山から土砂や流木が流れきたときに、下流の人が住む場所の守りは一気に手薄になる。

実は水を貯めるだけじゃなく、暮らしを守っているダム。ダムって、昔は自然を害するものだというイメージを持たれることが多かったが、そんなことはないってわかってもらえただろうか。もちろん、不要なダムだって昔はあっただろう。でも、いまのダムのほとんどは暮らしに欠かせないもの。だからこそ、観光でダム見に行く「ダムマニア」だって多い。

実は上流や山の上で、暮らしを支えて守る、縁の下の力持ちのようなインフラだ。

第2回「施工・品質確保分科会」実施概要

(アンダーライン部分は協会からの意見等)

1 開催日時：令和5年11月27日（月）13:15～15:00

2 開催場所：長野市 長建ビル5階会議室

3 議 事

(1) ICT・BIM/CIM等の取組みについて

(技術管理室)「ICT活用実施方針」は対象工事として構造物工(橋梁上部)を追加とし、又、国の方針に準じて長野県バージョンの「BIM/CIM適用に関する実施方針」をR5.10.1より適用とした。なお、令和5年度のBIM/CIM活用件数については、58件でそのうち2件が工事の予定である。

(農地整備課)R5.9より「ICT活用工事実施の手引き」が改訂され、水路、暗渠排水、ため池改修工事が追加となった。

(協会)ほ場整備などは、3次元による施工が有効であると思われるため、より積極的な活用ができるような対応をお願いしたい。

(2) 工事書類簡素化について

(技術管理室)簡素化はこれまでも取り組んできたが、今回法令等で提出等を定めていない書類は検査対象外とし、検査時に不要な書類を添付しても成績評価で加点しないこととしたい。個別書類については、技士会などとも意見交換し検討を進めたい。

(3) 優良技術者表彰制度について

(技術管理室)本制度の効果として、一定の品質向上は計られたが、安心安全を担う「地域の守り手」への評価を高めるため、「発注機関の推薦方式」に見直したい。具体的には、発注機関へ枠を示し、各機関ごとにそれぞれ推薦者を検討することとなるが、点数のみでなく、地域の事情などを考慮のうえで決定する。

(協会)国交省は夏に公表しており、県も発表時期を早めていただければと思う。

(4) 災害復旧工事における点在箇所の課題検討について

(技術管理室)7月に検討会を行い、各立場からいろいろご意見をいただいた。会議中、災害復旧工事だから設計変更できないとするのではなく、他の工事と同様に、条件が変更となれば変更の対象となりうることを確認したところ。

(協会)災害復旧工事は、採算が合わない工事が多く、業者がいやがることもある。また、仮設パイプの損料が10%(建設部工事)と低く、工期が長くなる中、費用が合わないことがあるため改善を求めたい。

(5) 建築関係

① 信州健康ゼロエネ住宅普及促進について

(技術管理室) この11月に長野県ゼロカーボン戦略ロードマップが示され、当面2030年度に6割削減を目指して、「信州健康ゼロエネ住宅」の推進を図っており、住宅助成金申請も昨年度より大幅に伸びている。普及促進のため、10月より、「信州健康ゼロエネ住宅専用ウェブサイト」を立ち上げて様々なPRを行っている。

② 信州大学工学部建築学科現場見学会実施状況

(協会) 5月に信州大学と建設業協会が包括連携協定を締結したところであるが、10月28日に実施した現場見学会について紹介した。

(6) その他技術的諸課題等について(県からの情報提供)

・長野県建設工事等入札参加資格申請における新客観点数について

(技術管理室) 建設工事の入札参加資格の「資格総合点数制度」見直しを行っており、今後パブコメを予定している。

(協会) 週休2日制の促進については、日雇いの職人などはかえって収入が減り、今後職人の確保が難しくなっていくことも考えられるため考慮してほしい。

・令和5年度 技術者セミナー開催状況について

(技術管理室) 開催済みが12事務所、開催予定が2事務所、調整中が2事務所である。

・森林土木工事の積算等の改善について

(森林政策課) 本年4月の国の積算基準の改正を踏まえ、県でも本年10月1日付で改定をしたところであるが、近年、入札不調が1割ほど発生しており、実態調査を行って今後も必要な改善をしていきたい。

(協会) 治山工事などは採算が取れないことがあり改善を期待したい。

令和5年度「地域を支える建設業」検討会議
第2回「施工・品質確保分科会」
次 第

日時：令和5年11月27日（月）13:15～

会場：長建ビル5階会議室

1 開 会

2 あいさつ（唐木座長）

3 議 事

（1）ICT・BIM/CIM等の取組みについて

・県のBIM/CIM実施方針 ・実施中及び実施予定の施工箇所 ほか

（2）工事書類簡素化について

（3）優良技術者表彰制度について

（4）災害復旧工事における点在箇所の課題検討について

（5）建築関係

① 信州健康ゼロエネ住宅普及促進について

・補助制度利用状況 ・ホームページ開設 ほか

② 信州大学工学部建築学科現場見学会実施状況

（6）その他技術的諸課題等について

① その他県からの情報提供

・長野県建設工事等入札参加資格申請における新客観点数について

・令和5年度 技術者セミナー開催状況について

4 その他

5 閉 会

「地域を支える建設業」検討会議
令和5年度「施工・品質確保分科会」名簿

令和5年11月27日

(敬称略)

所 属	役 職	氏 名	備 考	出欠	
県建設業協会	副 会 長	唐 木 和 世	座長	○	
	建設技術委員長	大 熊 孝 博		○	
	建設技術副委員長	大 平 敏 一	土木部門	○	
	//	矢 野 健 太 郎	土木部門	○	
	//	堀 内 文 雄	建築部門	○	
	//	中 村 正	建築部門	○	
	常 務 理 事	手 塚 雄 保		○	
	技 術 部 長	水 口 森 隆	事務局	○	
県	農地整備課	主任専門指導員	柄 澤 昇	○	
	森林政策課	主任専門指導員	丸 山 基 久	○	
	建築住宅課	主任専門指導員	佐 々 木 武 信	○	
	契約・検査課	主任工事検査員	有 賀 寛	×	
	技術管理室	主任専門指導員	玉 川 博 之		○
		基準指導班 副主任専門指導員	山 口 剛		○
		入札・契約班 副主任専門指導員	大 田 幸 太 郎		○
		基準指導班 副主任専門指導員	石 坂 公 成	事務局	○
		基準指導班 主 任	下 川 雄 央		(○)

注) 県の出席者は議題により変更となります。

ICT活用工事^{※1}の実施方針

令和5年10月

建設部

1 対象工事

- ・長野県建設部が入札公告するすべての工事^{※2}を対象とする。ただし、災害復旧工事については、災害査定で認められた場合の他、別途河川課と協議すること。
- ・現場の生産性向上に効果がある場合^{※3}、ICT技術の一部実施^{※4}を可能とし、ICT活用工事の実績とする。
- ・対象工種は下記のとおり。

- (1) ICT土工
- (2) ICT舗装工
- (3) ICT作業土工 (床堀)
- (4) ICT付帯構造物設置工
- (5) ICT法面工 (吹付工)
- (6) ICT地盤改良工 (浅層・中層混合処理)
- (7) ICT地盤改良工 (深層混合処理)
- (8) ICT法面工 (吹付法枠工)
- (9) ICT舗装工 (修繕工)
- (10) ICT土工 (1000 m²未満)
- (11) ICT土工 (小規模土工)
- (12) ICT構造物工 (基礎工)
- (13) ICT構造物工 (擁壁工)
- (14) ICT構造物工 (橋脚・橋台)
- (15) ICT構造物工 (橋梁上部)

R1.10.1 から

R2.10.1 から

R4.10.1 から

R5.10.1 から

2 発注方式

- (1) 施工者希望型^{※5}を基本とする。大規模工事等でICTを活用することが明らかに有利と考えられる工事については、発注者指定型^{※6}を選択することができる。
- (2) 発注者は、入札公告時の公告文、現場説明事項・施工条件明示事項においてICT活用工事の活用対象とすることを明示する
明示方法は、【別添】のとおりとする。

3 増加費用の計上

(1) 施工者希望型

当初積算では従来の歩掛で積算し、ICT活用工事として実施する場合、その項目を設計変更の対象とし、「国土交通省土木工事標準積算基準書^{※7}」によるほか、国土交通省が定める「ICT活用工事積算要領(土工)他」に基づき必要経費を計上する。

(2) 発注者指定型

ICT活用工事の実施を必須とし、必要な経費を当初設計から計上する。

4 技術基準関係

国土交通省の要領並びに基準を準用する。(国土交通省ホームページにて最新情報を確認)

国土交通省 実施要領等保存ページ

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

5 施工管理基準

長野県土木工事施工管理基準(令和5年10月1日改定版)による

6 工事成績での加点

ICT活用工事を実施した場合は工事成績での加点評価を行う(H31.4.1改定)。

7 履行実績証明書

発注者は、施工者がICT活用工事を実施した場合、工事成績評定通知書又は履行実績証明書(別紙)^{※8}によりICT活用工事の実施^{※11}を証明するものとする。

8 適用時期

令和5年10月1日以降に起工起案する工事から適用する。

※1 ICT活用工事

ICT活用工事は、以下に示す①～⑤全て又は一部の施工プロセスにおいてICTを活用する工事である。なお、前年度工事などで作成した3次元設計データがある場合は、「②3次元設計データ作成」を省略できる。ただし、①3次元起工測量のみ実施の場合は、ICT活用工事の実績としては認めない。

【施工プロセスの各段階】

- ① 3次元起工測量 ② 3次元設計データ作成 ③ ICT建設機械による施工
④ 3次元出来形管理等の施工管理 ⑤ 3次元データの納品

なお、ICT建設機械とは、3次元マシンコントロール^{※9}技術、3次元マシンガイダンス^{※10}技術を用いた建設機械である。

※2 入札公告時にICT活用工事の設定がなくても、協議のうえ実施可能とする。

※3 「現場の生産性向上に効果がある場合」とは、下記のいずれにも該当する場合をいう。

- (1) 安全性の向上、作業期間や人員の削減に明らかに効果があるもの
(2) 国や県が定める仕様書、施工管理基準等に基づき実施し、納品されるもの
上記(1)(2)については、施工計画書提出時に監督員と協議するものとする。

※4 一部実施の例 部分的な段階を活用

- (1) ICT建設機械による施工を不要とする場合
・急峻で落石等の恐れのある自然斜面での施工など、ICT建設機械での施工が困難な工事
・河床掘削等で、法面整形が不要な工事
→※1の施工プロセスの各段階①～⑥のうち、③ICT建設機械による施工を通常建機による施工でも可とする。
- (2) 3次元出来型管理等の施工管理を不要とする場合
・土工と他の工種（アンカー工など）が複合し、段階的な出来形管理が必要となり、3次元出来形測定が複数回必要となるなど、面管理が非効率な工事
→※1の施工プロセスの各段階①～⑤のうち、④3次元出来型管理等の施工管理を、通常管理とすることができる。
- (3) ICT建設機械による施工のみを実施する工事
・盛土の締め固め管理を行う工事
→③ICT建設機械による施工のみで可。

※5 施工者希望型

発注時は従来の積算で行い、契約後、受注者からの希望があり、協議が整った場合ICT活用工事とする。

※6 発注者指定型

ICT活用工事の実施を基本要件とし、必要経費を当初設計で計上する。

※7 国土交通省の積算基準に改訂があった場合、部分改定を行う場合がある。積算要領も同様

※8 履行実績証明書（別紙）は、工事成績評定を行わない案件に適用

※9 3次元マシンコントロール

ICT建設機械の施工において、バックホウのケットやブルドーザの排土板、モータグレーダのブレードなどの位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用3次元データ設計との差

分に基づき制御データを作成し、排土板などを自動制御する技術。略称は「MC」

※10 3次元マシンガイダンス

ICT建設機械の施工において、バックホウのバケットやブルドーザの排土板などの位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用3次元データ設計との差分を運転席のモニターに表示させ、バケットなどの操作を誘導する技術。略称は「MG」

※11 ICT活用工事の実績には、施工承諾により施工した工事も含む。

長野県建設部の発注する土木関連業務・工事における BIM/CIM 適用に関する実施方針

1. BIM/CIM 適用の目的

BIM/CIM (Building/Construction Information Modeling, Management) とは、建設事業で取扱う情報をデジタル化することにより、調査・測量・設計・施工・維持管理等の建設事業の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にし、建設事業全体における一連の建設生産・管理システムの効率化を図ることである。受発注者の生産性向上を目的に、長野県建設部の発注する土木関連業務・工事に BIM/CIM を適用し、取り組むものとする。

2. BIM/CIM 適用の対象範囲

以下に示す業務・工事に該当するものを対象とする。

- ・ 測量業務共通仕様書に基づき実施する測量業務
- ・ 地質・土質調査業務共通仕様書に基づき実施する地質・土質調査業務
- ・ 土木設計業務等共通仕様書に基づき実施する設計及び計画業務
- ・ 土木工事共通仕様書に基づき実施する土木工事

ただし、小規模なもの及び災害復旧工事等の緊急性を要する業務・工事を除く。
なお、これによらず対象以外の業務・工事においても積極的な導入を推進する。

3. 3次元モデルの活用

業務・工事ごとに発注者が3次元モデルの活用内容を明確にしたうえで、受注者が3次元モデルを作成し、受発注者で活用するものとする。実施にあたっては、受発注者間で活用内容及び3次元モデルの詳細な作成内容(作成範囲・詳細度・属性情報等)を協議する。活用内容については、【別紙1】「義務項目、推奨項目の一覧」を参考に選定する。3次元モデルの作成にあたっては、活用内容を満たす必要十分な程度の範囲・精度で作成するものとし、活用内容以外の箇所の作成を受注者に求めないものとする。

義務項目については、大規模事業や条件・形状が特殊な構造物の詳細設計(実施設計含む)及び工事での活用を基本とし、測量・調査等の準備段階においては、設計での活用を見据えてデータ取得、成果作成を行う。ただし、工事における義務項目は設計等の前段階で3次元モデルを作成していることを前提としたものであり、前段階で3次元モデルを作成していない場合は活用しなくてもよい。

推奨項目については、業務・工事の特性に応じて活用する。特に、大規模な業務・工事及び条件が複雑な業務・工事については、推奨項目の活用が有効であり、積極的に活用する。

なお、設計図書は2次元図面とし、3次元モデルは参考資料として貸与するものとする。

4. 3次元モデル作成に必要な経費

3次元モデルを活用した業務・工事においては、3次元モデルの作成、ソフトウェアの調達等の活用内容の実施に必要な経費を受注者からの見積により計上する。

なお、実施内容及び費用については受発注者間で事前協議を行うものとし、当該業務・工事において発注者が必要と認めるものに限りに、費用計上の対象とする。

5. DS (Data-Sharing) の実施 (発注者によるデータ共有)

業務・工事の契約後速やかに、発注者が受注者に設計図書作成の基となった情報を説明し、受注者が希望する参考資料(電子データを含む)を貸与する。説明に使用する資料は、【別紙2】の記載例を参考に作成するものとする。

6. 信州BIM/CIM推進協議会への協力

長野県建設部においては、信州BIM/CIM推進協議会(令和元年～)を設立し、県内建設業全体でBIM/CIMの推進を図っている。長野県建設部発注の業務・工事においてBIM/CIMを実施した時は、受発注者共に信州BIM/CIM推進協議会の取組・活動に協力すること。

BIM/CIMを実施した業務・工事においては、各種要領・仕様等に定められる成果のほかに「【様式1】取組説明資料(ハワホ・インA4)」を作成し、下記宛に作成データを提出すること。

- ・ 発注者
- ・ 長野県建設部建設政策課技術管理室基準指導班
- ・ 信州BIM/CIM推進協議会(※各所属団体の協議会員等を通じて協議会に共有)

提出された取組説明資料は、協議会を通じて建設業界全体における事例共有に用いられるため、留意のこと。

また、各業務・工事において複数の取組を実施した場合は、その実施数に応じて、取組説明資料を作成し提出のこと(自社努力で取り組んだものを含む)。

7. 適用時期

令和5年10月1日以降に起工起案する業務・工事から適用する。

ただし、既に契約済みの業務・工事においても、受発注者協議により適用できるものとする。

8. その他

運用にあたり参照すべき実施要領については、下記のとおり。

- ・ BIM/CIM適用業務実施要領【別紙3】
- ・ BIM/CIM適用工事実施要領【別紙4】
- ・ BIM/CIM(統合モデル)管理支援業務実施要領【別紙5】

設計図書の作成の基となった情報の説明（例）

〇〇工事

本工事の設計図書の作成にあたっては、以下に示すものを利用しています。

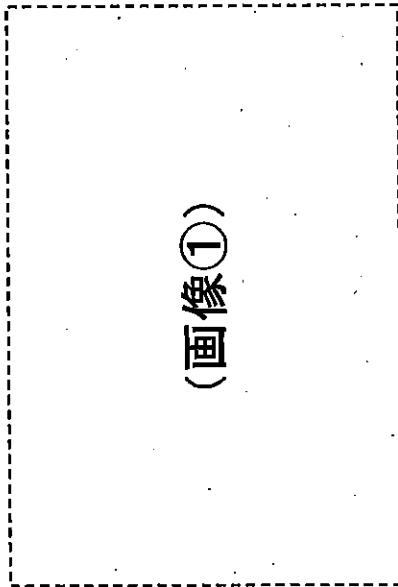
また、各業務成果の電子データを貸与することができます。

対象	説明内容
設計図	「R1〇〇詳細設計業務」と「R2××修正設計業務」を基に作成しています。「R1〇〇詳細設計業務」を基本としていますが、△△交差点の部分は「R2××修正設計業務」で設計しています。
中心線測量	「H30〇〇測量業務」の成果を利用して作成しています。
法線測量	「H30〇〇測量業務」の成果を利用して作成しています。
幅杭測量	「R1〇〇測量業務」の成果を利用して作成しています。
地質・土質調査	「H28〇〇地質調査業務」の地質調査の成果と「H30××地質調査業務」の地下水調査の成果を利用しています。
道路中心線	「H28〇〇道路予備設計業務」において検討したものを利用しています。
用地幅杭計画	「H29〇〇道路予備設計業務」において検討したものを利用しています。
堤防法線	「R2〇〇河川詳細設計業務」において検討したものを利用しています。
その他	

〇〇〇への活用【道路・河川・砂防・橋梁・トンネル・ダム】(※選択)

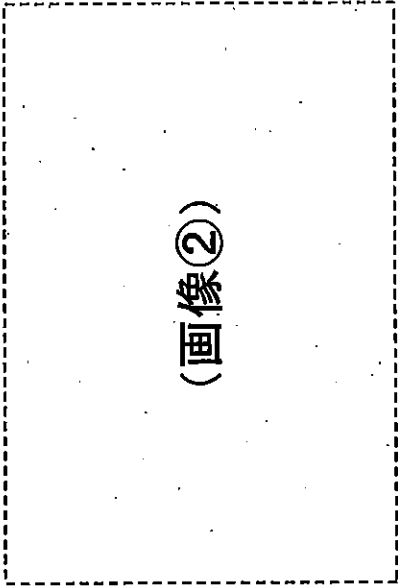
- 〇〇〇…。
- 〇〇〇…。

●(画像説明)



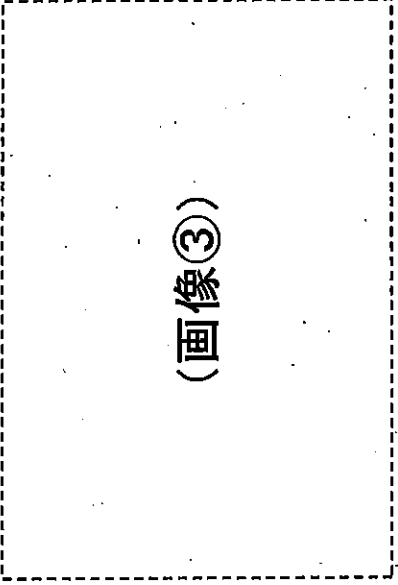
(画像①)

●(画像説明)



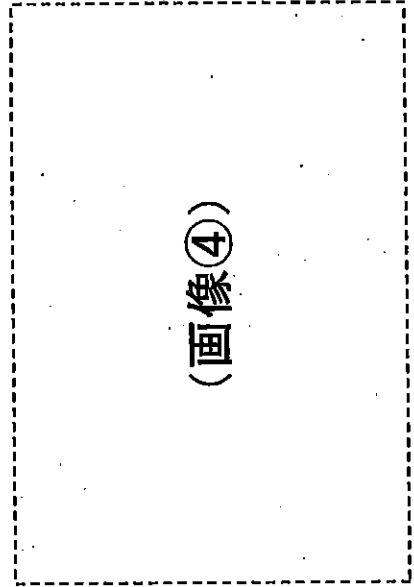
(画像②)

●(画像説明)



(画像③)

●(画像説明)



(画像④)

※留意事項

- ・ レイアウト変更や説明文等の追加OK。
- ・ 動画の埋め込みは不可。
- ・ 国土交通省の「義務項目・推奨項目 事例集」を参考に作成。
- ・ 提出データはハワーポイントとすること(PDF不可)。

事業名	令和〇年度〇〇業務・工事 (一)〇〇 〇〇市 〇〇(1)
発注者	〇〇建設事務所
受注者	(株)〇〇
工種	(道路・河川・砂防・橋梁・トンネル・ダム)
使用ソフトウェア	〇〇〇〇
モデル詳細度	(100・200・300・400)
実施区別	(義務項目・推奨項目)
実施段階	(調査・測量・設計・施工・維持管理)
実施期間	令和〇年〇月～〇年〇月

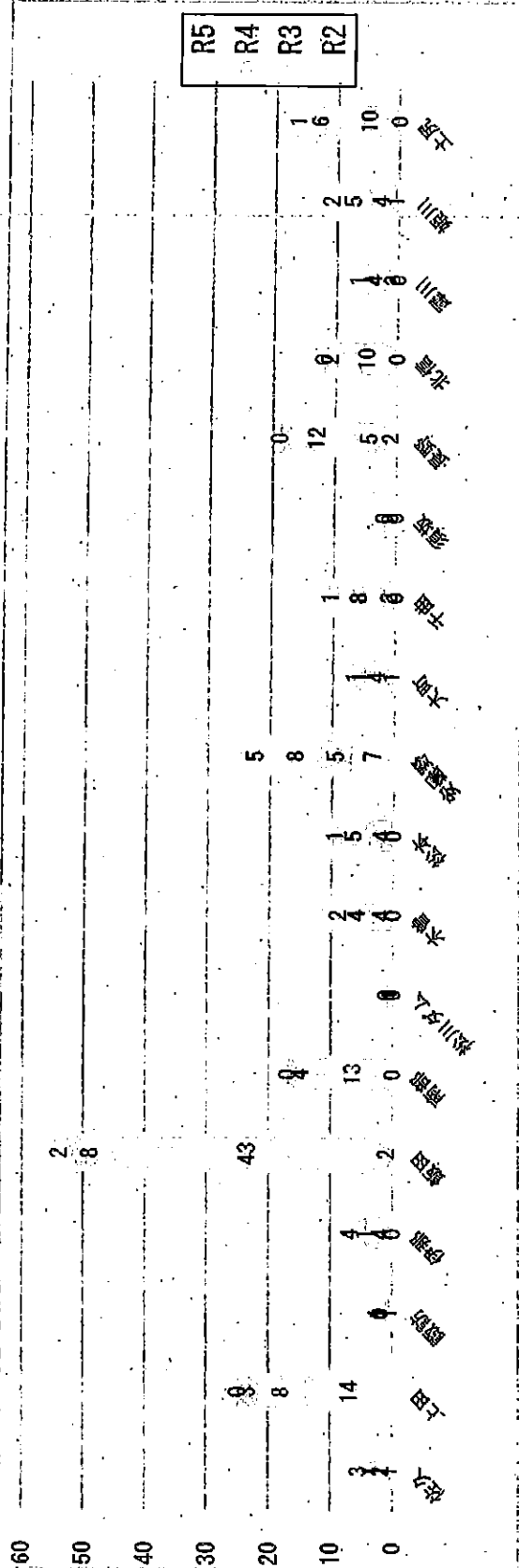
令和5年度 BIM/CIM活用実施件数(速報)

R5.6月末現在

事務所名	R2		R3		R4		R5		実績 (R2~R4)
	件数	うち繰越	件数	うち繰越	件数	うち繰越	件数	うち繰越	
安曇野	7	5	5	5	8	7	5	5	20
大町	1	4	4	3	1	0	1	1	6
千曲	0	2	2	0	8	1	1	1	10
須坂	0	2	2	0	0	0	0	0	2
長野	2	5	5	2	12	7	0	0	19
北信	0	10	10	5	2	2	0	0	12
犀川	0	2	1	1	4	1	1	1	6
姫川	1	4	1	1	5	0	2	2	10
土尻	0	10	7	7	6	6	1	1	16
合計	29	124	54	72	34	24	225		

事務所名	R2		R3		R4		R5		実績 (R2~R4)
	件数	うち繰越	件数	うち繰越	件数	うち繰越	件数	うち繰越	
佐久	1	2	1	0	3	4			
上田	14	8	7	3	0	25			
諏訪	1	1	0	0	1	2			
伊那	0	4	3	1	4	5			
飯田	2	43	7	1	2	53			
南部	0	13	9	4	0	17			
松川ダム	0	1	0	0	0	1			
木曾	0	4	2	4	0	8			
松本	0	4	1	5	2	9			

※太枠をR5の取組数としてカウント



ICT、BIM/CIM等の取組について

令和5年11月27日
農政部農地整備課

ICT活用工事を円滑に実施するため、令和5年9月に「ICT活用工事実施の手引き」を一部改訂（以下、手引きより抜粋）

1 略

2 対象工事

長野県農政部が発注するすべての工事のうち、一定規模以上の工事を対象とする。

(1) 共通工事

対象工種：掘削、盛土、栗石基礎、碎石基礎、砂基礎、均しコンクリート

施工規模：1件の工事における扱い土量の合計が1,000m³以上

(2) 管水路工事

対象工種：管体基礎工（砂基礎等）

施工規模：1件の工事における扱い土量の合計が1,000m³以上

(3) ほ場整備工事

対象工種：表土扱い、表土整地、基盤造成

施工規模：1件の工事における施工面積が1.0ha以上

(4) 舗装工事

対象工種：下層・上層路盤工、コンクリート・アスファルト・砂利舗装工、不陸整正

施工規模：1件の工事における施工面積が3,000m²以上

(5) 水路工事

以下
追加

対象工事：現場打開水路、鉄筋コンクリート大型フリーム、鉄筋コンクリートL型水路

施工規模：施工延長が100m以上

(6) 暗渠排水工事

対象工事：吸水渠、集水渠、導水渠

施工規模：1ほ場ごとにおける施工延長が10aあたり100m以上かつ対象とする施工延長が1.1km以上

(7) ため池改修工事

対象工事：堤体工

施工規模：堤高15m未満の堤体・共通工事（掘削、盛土、栗石基礎、碎石基礎、砂基礎、均しコンクリート）

3 ICT活用工事の定義

ICT活用工事は、原則、下記に示す①～⑤の全ての施工プロセスにおいてICTを活用する工事である。ただし、現地の状況等からやむを得ない場合は、一部の施工プロセスにより実施することを認める。なお、前年度工事などで作成した3次元設計データがある場合は、「② 3次元設計データ作成」を省略できる。

なお、「① 3次元起工測量」のみ実施の場合、ICT活用工事の実績としては認めない。

【施工プロセスの各段階】

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

4、5 略

6 各段階におけるICT活用

(1) 3次元起工測量

受注者は、着工前の現場状況の把握及び設計照査のために行う起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記①～⑦の技術を選択（複数選択可）して測量を行うものとする。

- ① 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- ② 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ③ TS等光波方式を用いた起工測量
- ④ TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- ⑤ RTK-GNSSを用いた起工測量
- ⑥ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ⑦ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

追加

(2) 3次元設計データ作成

受注者は、発注図書及び3次元起工測量で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うために必要な3次元設計データを作成する。

(3) 施工

前述の（2）で得られた3次元設計データ又は施工用に作成した3次元データを用いて、下記①②の技術を用いたICT建設機械による施工を実施する。

① マシンコントロール（MC）技術

本技術は、自動追尾型TSや衛星測位システム（GNSS）などの位置測定装置を用いて建設機械の位置情報を計測し、施工箇所の設計データとバケット・排土板等の刃先の位置との差分に基づき、建設機械の操作を自動制御する施工技術。

② マシンガイダンス（MG）技術

本技術は、自動追尾型TSや衛星測位システム（GNSS）などの位置測定装置を用いて建設機械の位置情報を計測し、施工箇所の設計データとバケット・排土板等の刃先の位置との差分をオペレーターに案内し施工を補助する施工技術。

(4) 3次元出来形管理等の施工管理

前記（3）により施工された工事完成物について、ICTを活用して施工管理を実施する。また、監督、検査及び各段階における適用工種については、「7 技術基準

関係」に示す3次元データに対応した要領により実施すること。

【出来形管理】

次の技術を用いた出来形管理を行うものとする。(複数選択可)

※各技術については、「情報化施工技術の活用ガイドライン(農林水産省農村振興局整備部設計課)」を参照。

- ① 出来形管理用TS等光波方式を用いた出来形管理技術
- ② TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理技術
- ③ 無人航空機による空中写真測量を用いた出来形管理技術
- ④ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理技術
- ⑤ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理技術
- ⑥ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理技術
- ⑦ RTK-GNSSを用いた出来形管理技術
- ⑧ 施工履歴データを用いた出来形管理技術
- ⑨ モバイル端末を用いた出来形管理技術

【品質管理】

次の技術を用いた品質管理を行うことができるものとする。

- ① TS・GNSSによる締固め回数管理技術

(5) 3次元データの納品

前記(4)により確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

7 技術基準関係

施工管理、監督及び検査に適用する技術基準は次の基準等を準用する。

- ① 情報化施工技術の活用ガイドライン(農林水産省農村振興局整備部設計課)
- ② TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領(国土交通省)
- ③ TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理の監督・検査要領(国土交通省)
- ④ UAVを用いた公共測量マニュアル(案)(国土地理院)
- ⑤ 公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準(案)(国土地理院)
- ⑥ 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領
- ⑦ 地上レーザースキャナを用いた公共測量マニュアル(案)(国土地理院)
- ⑧ UAV搭載型レーザースキャナを用いた公共測量マニュアル(案)(国土地理院)
- ⑨ 国営土地改良事業等におけるBIM/CIM活用ガイドライン(案)(農林水産省)
- ⑩ 自動運転利用等に資する農地基盤整備データ作成ガイドライン(案)(農林水産省)

8 工事成績での加点及び履行実績証明書

- (1) ICT活用工事を実施した場合は、工事成績での加点評価を行う。
- (2) 発注者は、受注者がICT活用工事を実施した場合、工事成績評定通知書又は履行実績証明書によりICT活用工事の実施を証明するものとする。

令和5年11月27日「地域を支える建設業」施工・品質確保分科会資料
建設部 建設政策課 技術管理室

工事書類の更なる簡素化について
～工事書類の3割を簡素化～

1 経過

- 建設部発注工事における工事書類の作成は、「工事しゅん工書類作成等に係る運用」により、平成27年1月1日以降の入札公告から「工事関係書類一覧表」により書類を定め、平成28年3月10日から正式に運用しているところです。
- 令和2年10月1日以降契約案件については、「地域を支える建設業検討会議」における議論や国土交通省、他都道府県の実況等を踏まえ、受注者の書類作成の省力化・効率化を目的に、書類の簡素化（試行）を実施、令和3年4月より本格的に施行しました。
(施工計画書記載内容の簡素化、工事記録等の作成、段階確認の写真提出の廃止 等)
- 若手入職者の減少と高齢者の離職による建設産業の従事者減少といった課題を踏まえ、更なる簡素化について検討してきたところです。

2 簡素化の概要

- 法令等で『提出』等を定めていない書類は、監督員等が確認し、**検査対象外とする【簡素化20書類（簡素化率3割）】**
※書類数は「提出」「報告（書面）」「提示」の重複を除く
※うち提出4書類は令和2、3年度に簡素化済み
- 検査時に**不要な書類を添付した場合、成績評定で加点しない取組**をあわせて実施

従来、発注者として、受注者の法令等遵守・履行状況を確認するために、提出・報告（書面）・提示を求めてきた書類については、今後、監督員等が段階ごと確認（プロセスチェックシート活用）するなどの対応とし、法令等（建設業法、リサイクル法、標準約款等）で定められている書類以外は原則提出・報告（書面）・提示を不要とし、検査書類の対象外とします。あわせて、成績評定での加点などを目的に、検査時に不要な書類を添付した場合は、加点しないこととし、書類作成の適正化を図ります。

今後は、法令の動向を注視していくほか、国・県・市町村への提出書類様式が統一され、書類作成者の負担軽減につながる『標準化』、ならびに構築予定の電子納品システムを活用した『電子化』に引き続き取り組めます。

単位：書類数

	受注者作成書類 ^{※1}				(参考) 検査対象
	提出	報告(書面)	提示	書類数 ^{※2}	
作成数	51	7	12	67	60
うち簡素化数 ^{※3}	12	3	6	20	13
率 ^{※4}	23.5%	42.9%	50.0%	29.9%	21.7%

※1 発注者作成書類を含めると75書類
 ※2 「提出」「報告（書面）」「提示」の重複を除く
 ※3 令和2年度、令和3年度に簡素化した4書類（提出）を含む
 ※4 「提出」「報告（書面）」「提示」すべての作業計（70）に対する簡素化計（21）の率：30.0%

3 施行時期（予定）

- 令和6年度公告案件より適用 ただし令和6年度以降契約した案件も受発注者協議により適用可

信州健康ゼロエネ住宅普及促進について



令和5年11月27日

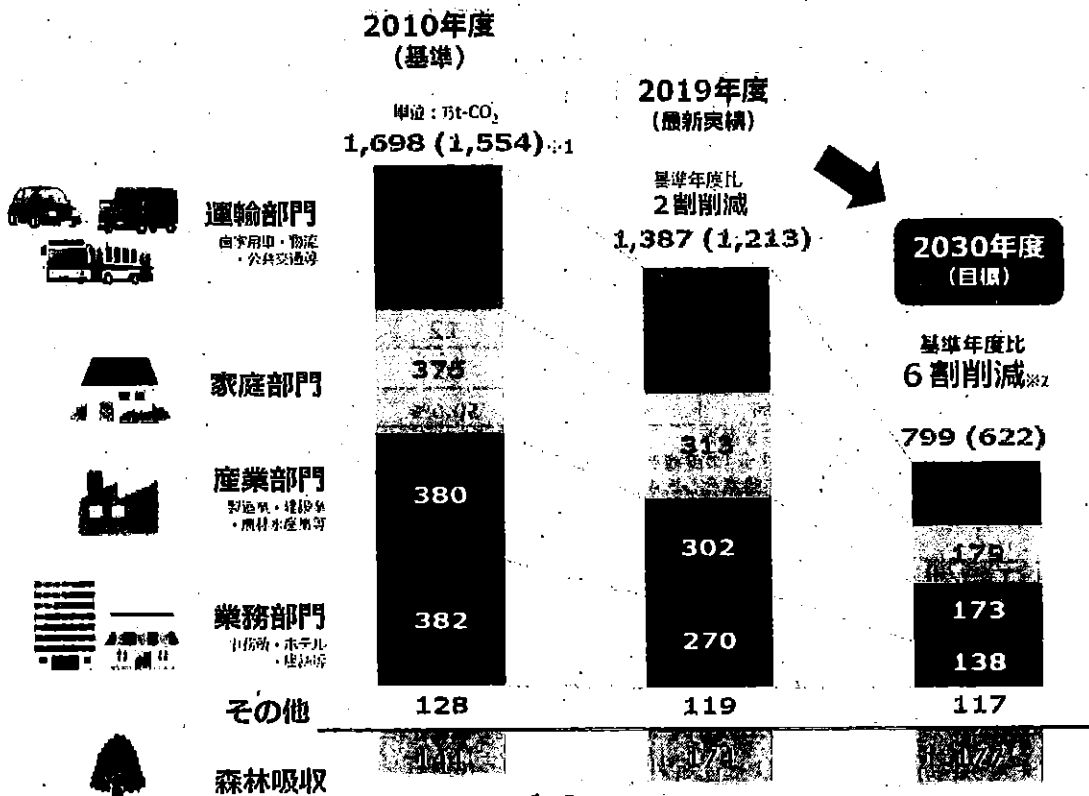
長野県 建設部 建築住宅課

信州健康 **ゼロ** エネ住宅
信州のZEH

1 長野県ゼロカーボン戦略

信州健康 **ゼロ** エネ住宅
信州のZEH

◆ 温室効果ガス排出量の目標（長野県ゼロカーボン戦略）

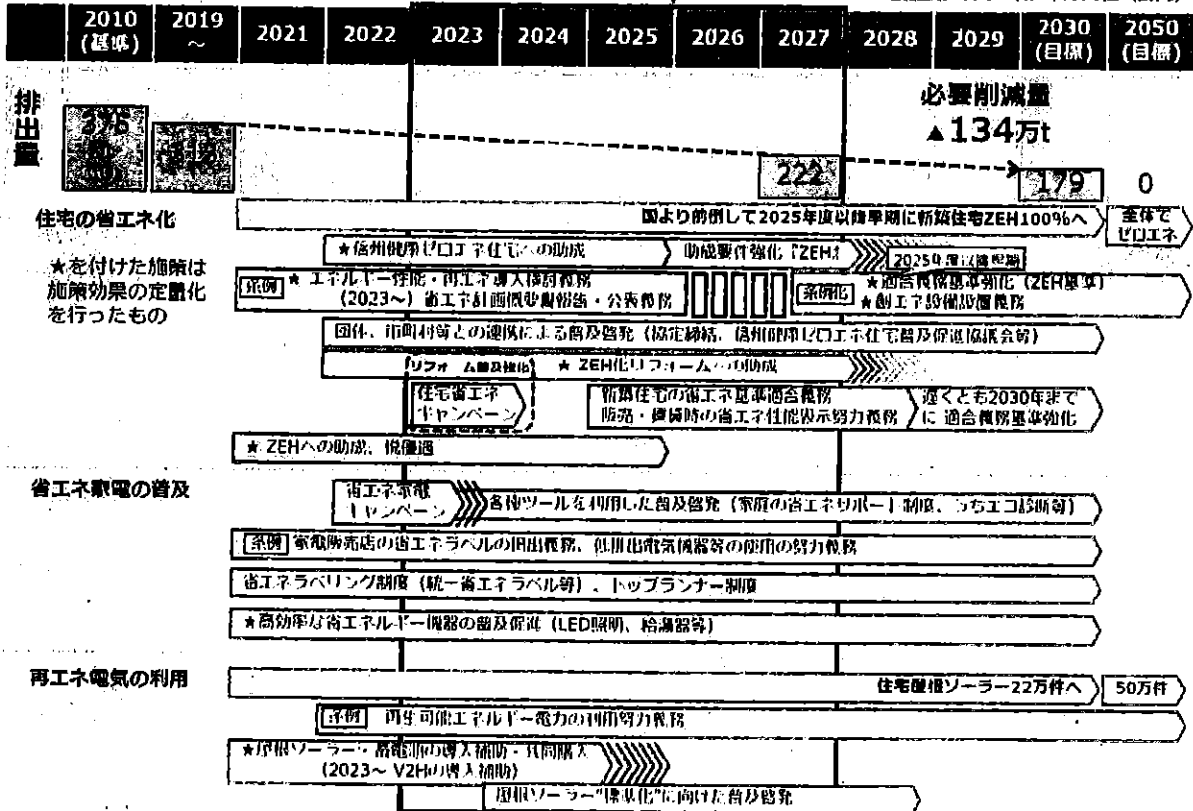


※1 括弧内の数値は、2012年6月現在
※2 全国的な脱炭素化（火力発電の抑制、再生エネルギーの主力電源化等）も考慮

◆ 家庭部門のロードマップ

戦略の
中間見直し

→ 目指す状態
→ 県の取組の方向性
→ 国の取組の方向性 (動向)



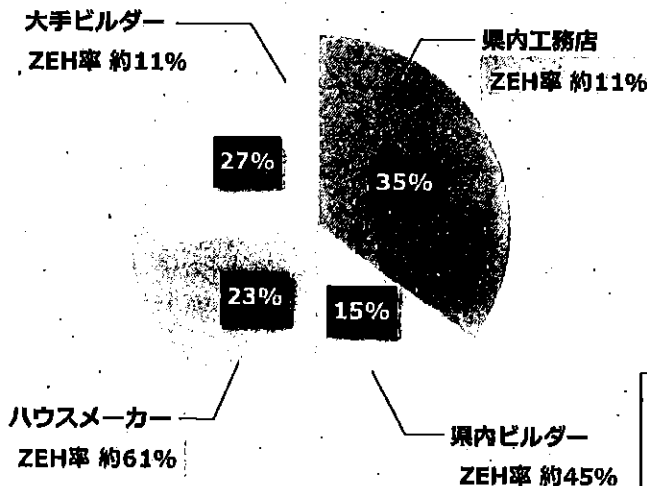
2 ZEH化の状況

◆ 県内の新築住宅におけるZEH化の状況

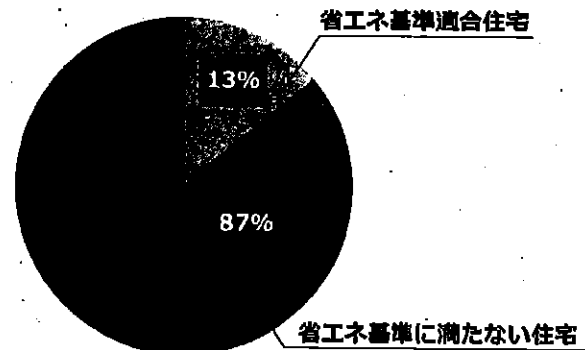
住宅ストックに占めるZEHの割合 (2021年度の状況・推計)

2021年度の新築住宅のうちZEHの割合 34.0%
 既存住宅のうち省エネ基準に満たない既存住宅の割合 87.7%

新築戸建て住宅の施工者別の構成及びZEH率



住宅ストックの省エネ基準適合状況

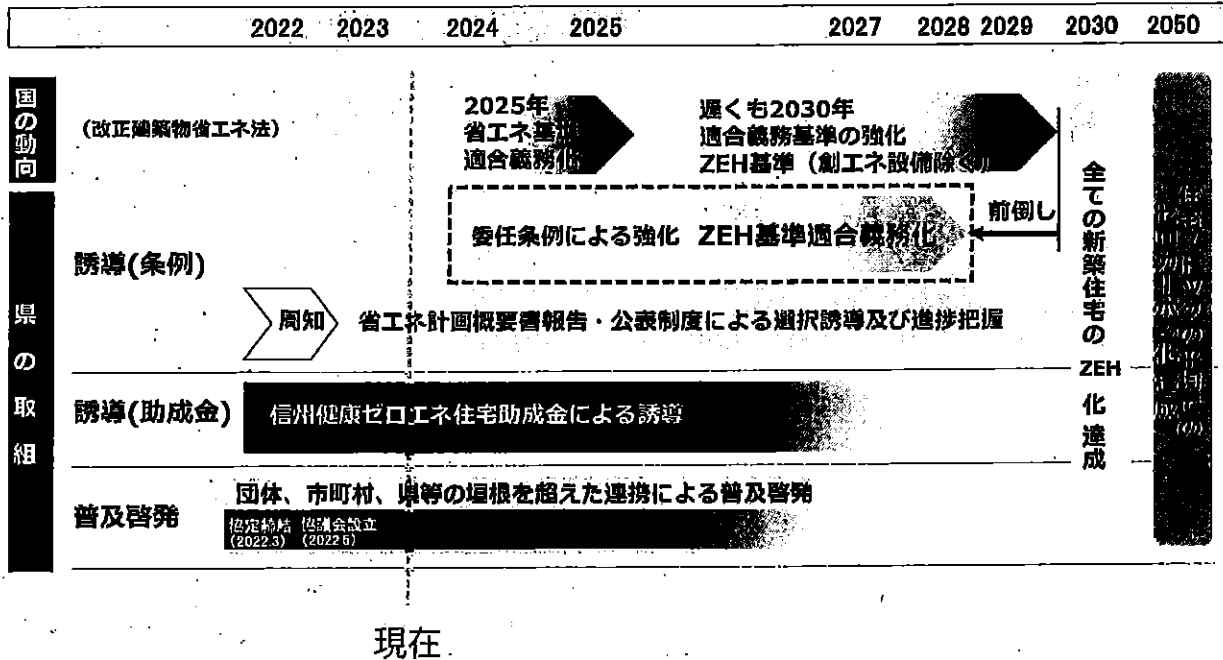


【施工者の定義】
 県内工務店 : 年間50棟未満の住宅供給事業者
 県内ビルダー : 年間50棟以上の住宅供給事業者
 大手ビルダー : 複数の都道府県に拠点を持つ県外資本の年間数百棟以上の住宅供給事業者
 ハウスメーカー : 全国に拠点の持つ県外資本の年間数千棟以上の住宅供給事業者
 ※県内の区分はR2年度長野県住宅着工ランキングによる

※ ZEH率はZEHビルダー/プランナー2021実績報告から1.9

◆ 新築住宅のZEH基準の早期の適合義務化に向けた取組

目標達成に向けたZEH化ロードマップ



4 信州健康ゼロエネ住宅指針

◆ 信州健康ゼロエネ住宅指針

信州の恵まれた自然環境と森林資源を活かし、地域内経済循環も考慮した快適で健康的な信州らしい住まいづくりを通じて、2050ゼロカーボンを実現し、県民の豊かな住環境を創出すること

《5本の柱》

- ・ゼロエネルギーを実現する住まい
断熱性能等の確保と再生可能エネルギーの有効活用
- ・ゼロカーボンに資する住まい
ライフサイクルCO2の最大限の削減
- ・地域住宅産業の活性化
信州の気候風土等を活かした多様な住まいづくりの推進
- ・地域内循環の創出
県産木材など地域資源の活用、産業・エネルギーの循環
- ・健康・快適・安心・安全な暮らしの実現
家族や世代を超えて住み継がれる良質な資産の形成

信州健康ゼロエネ住宅のイメージ

再生可能エネルギーの活用

- ・太陽光の発電、給湯利用
- ・木質バイオマスの燃焼、給湯利用
- ・エネルギーの自給自足

日射や風のコントロール

- ・計算された庇
- ・日射熱の蓄熱の工夫
- ・高低差等を利用した通風

高い断熱性能

- ・高い断熱性能を有する外皮
- ・樹脂や木の断熱サッシ、トリプルガラスの採用

高効率給湯設備

- ・ヒートポンプ式給湯器
- ・潜熱回収型給湯器 等

高効率機器等

- ・HEMSでエネルギーを見える化
- ・LED照明
- ・高効率家電

伝統技能の活用

- ・左官壁、瓦、建具、畳

外構・景観

- ・南側の落葉樹の植栽等
- ・生態環境の保全と再生
- ・街並みや景観との調和

災害に対する強靱性

- ・ハザードエリアの回避
- ・蓄電池の設置
- ・高い耐震性能

森林資源の利用

- ・県産材の利用
- ・木質バイオマスの利用

健康の増進

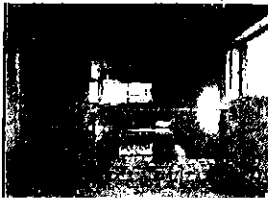
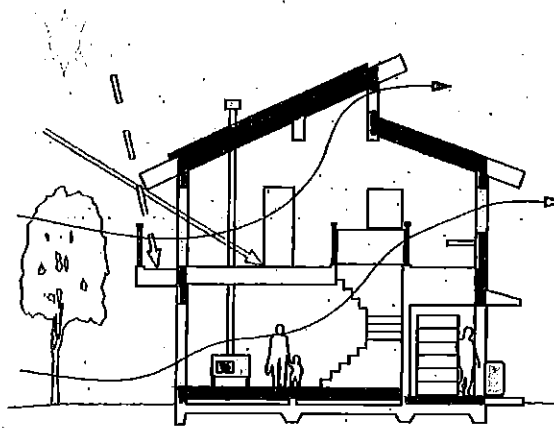
- ・健康寿命を延ばす
- ・バリアフリー

循環

- ・雨水利用
- ・資源の循環利用
- ・地域の経済循環

その他

- ・更新の容易性
- ・メンテナンス記録の保存 等



優れた断熱性能
四季を通して快適で健康的な住まい



恵まれた森林資源の活用
木の温もりの住まい
木質バイオマス設備の活用



恵まれた自然との共生
五感で感じる
住み心地の良い住まい



恵まれた日照の活用
エネルギー自給で
家計にやさしい住まい

5 信州健康ゼロエネ住宅助成金 (R5年度)

区分	対象者 (申請者)	対象住宅	助成要件
新築	○県内に主たる事務所を置く者 ・工務店 (注文住宅) ・宅建業者 (分譲住宅)	○県内に新築する助成要件の 基本項目を満たす住宅 ・注文住宅 ・分譲住宅	次ページによる
リフォーム	○県内に主たる事務所を置く者 ・工務店 (請負契約)	○県内に所在する住宅 ○再生可能エネ設備等の 導入検討を行った住宅 ・一般住宅 (請負契約)	
	○県内に主たる事務所を置く者 ・工務店 (請負契約) ・宅建業者 (売買契約)	○県内に所在する住宅 ○再生可能エネ設備等の 導入検討を行った住宅 ・一般住宅 (請負契約) ・買取再販住宅 (売買契約)	

5 信州健康ゼロエネ住宅助成金 (R5年度)

信州健康ゼロエネ住宅
信州のZEH

区分		主な基本要件	加算要件	助成額
新築		<ul style="list-style-type: none"> ○外皮性能 <ul style="list-style-type: none"> ・最低基準に適合 ・推奨基準に適合 ・先導基準に適合 ○一次エネ消費量削減率 <ul style="list-style-type: none"> ・▲20% ※指針とは異なる ○県産木材利用 <ul style="list-style-type: none"> ・3m³又は30m²以上 ○壁量1.25倍 ○再生可能エネルギー設備等を設置 (太陽光、薪ストーブ等) ※設置できない場合は()の助成額	<ul style="list-style-type: none"> ○県産木材利用 <ul style="list-style-type: none"> ・0.12以上0.16m³/m²未満 ・0.16m³/m²以上 ○伝統技能の活用 (左官仕上壁、畳、瓦、木製建具) ○再生可能エネルギー設備等を導入 (太陽熱集熱、蓄電池) ○知事が定めるゼロエネルギーを達成 ○長期優良住宅認定の取得 	【最低基準】 基本：50万円 (40万円) 最大：110万円 (80万円) 【推奨基準】 基本：120万円 (110万円) 最大：180万円 (150万円) 【先導基準】 基本：140万円 (130万円) 最大：200万円 (170万円) ※各基準は外皮性能の区分による
リフォーム	健康省エネ	<ul style="list-style-type: none"> ○次のいずれかを断熱改修 <ul style="list-style-type: none"> ・浴室又は脱衣所 ・寝室 ○外部建具を全て断熱改修 	<ul style="list-style-type: none"> ○次の内容を実施すると助成限度額が加算 <ul style="list-style-type: none"> ・左記以外の室の断熱改修 ・バリアフリー化 ・県産木材利用 ・伝統技能の活用 ・再生可能エネルギー設備等を導入 	総工事費の20% 最大 50万円
	ZEH化	<ul style="list-style-type: none"> ○最低基準に適合 (外皮性能・一次エネ) 	同上	総工事費の20% 最大100万円

6 信州健康ゼロエネ住宅助成金の実績 (R4・R5)

信州健康ゼロエネ住宅
信州のZEH

信州健康ゼロエネ住宅助成金の実績

令和4年度

【新築】

・想定件数 290件 (現年分：190件、債務分：100件)

・実績件数 175件 (現年分：119件、債務分：56件)

<最低基準：112件(64%)、推奨基準：57件(33%)、先導基準：6件(3%)>

・平均額 約80万円/件

【改修】

・想定件数 290件 (現年分：190件、債務分：100件)

・実績件数 134件 (現年分：113件、債務分：21件)

<大規模改修：12件(9%)、部分改修：122件(91%)>

令和5年度

(令和5年11月21日現在)

【新築】

・想定件数 255件 (現年分170件、債務分85件)

・実績件数 207件 (現年分：172件/170件 (101%)、債務分：35件/85件 (41%))

<最低基準：86件(42%)、推奨基準：103件(50%)、先導基準：18件(8%)>

・平均額 約120万円/件

【リフォーム】

・想定件数 127件 (現年分110件、債務分17件)

・実績件数 現年分：84件/110件 (76%)

<ZEH化リフォーム：7件(22)、健康省エネリフォーム：77件(92%)>

「住宅分野における2050ゼロカーボン実現に関する協定」の締結 (R4.3.29締結)

○ 協定者 知事と関係団体 (12団体)

信州の快適な住まいを考える会、信州木材認証製品センター、(一社)信州木造住宅協会、(一社)新木造住宅技術研究協議会長野支部、(一社)長野県建設業協会、長野県建設労働組合連合会、(公社)長野県建築士会、(一社)長野県建築士事務所協会、長野県工務店協会、長野県木材協同組合連合会、長野県優良住宅協会、(公社)日本建築家協会関東甲信越支部長野地域会 (五十音順)

○ 目的 「信州健康ゼロエネ住宅」の普及を通じ、2050ゼロカーボンの達成による地球環境の保全と、県民の快適で健康的な住生活を実現

○ 連携・協力事項

- ・信州健康ゼロエネ住宅に関する県民への普及啓発活動
- ・高性能住宅に関する技術普及及び技術力向上に関する研修会の開催等
- ・木造住宅の高性能化に関する工法、建材、設備機器などの情報提供、供給等

「信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会」の設立 (R4.5.31設立)

○ 会員 協定締結団体(12団体)+2団体*

※ 独立行政法人住宅金融支援機構、長野県住宅供給公社 (R5～)
長野市、松本市、上田市、飯田市、長野県

11

8 信州健康ゼロエネ住宅の普及促進の取組

R5年度普及促進の取組

信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会による取組

項目	内容
協議会の開催	協議会開催、専門部会 (普及促進・指針住宅研究・県産木材活用促進)
イベントにおける広報	各種イベントにおける広報 (信州健康ゼロエネ住宅の認知度向上)
体感・体験できる場の設定	県内一斉現場見学会の実施
県産木材活用促進	つくり手の需要把握、木材団体等との連携、つくり手同士の情報共有

県による取組

項目	内容
情報発信業務	<p>【普及促進のための周知・情報発信を一元的に実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビCM (民法4社)、テレビ番組制作・放送 (民法1社) ・新聞紙面広告掲載 (2回) ・住宅専門誌広告の製作・掲載 (3誌) ・WEB・SNS広告の製作・掲載 ・ポスター・チラシ制作・配布 等
ウェブサイト作成業務	専用HP作成 (事業者検索、暮らし方事例・工務店等の事例紹介)
ZEH普及促進業務	<p>【2030年度全ての新築住宅ZEH化に向け、事業者の技術力向上の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工務店等の技術力向上のためのZEHガイドブックの作成 ・設計施工に関する講習会等の開催

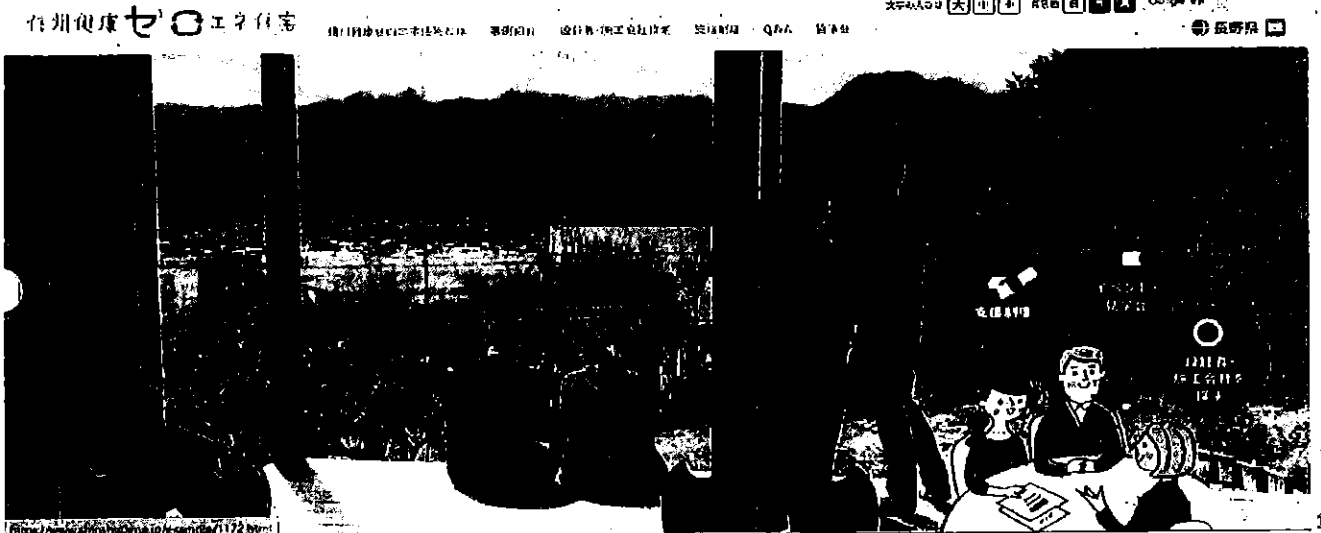
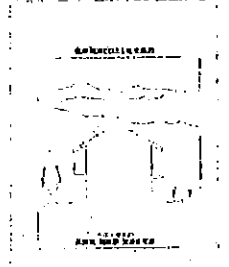
■ 信州健康ゼロエネ住宅ウェブサイトの概要

<https://www.shinshu0ene.jp>



- ・公開日 : 令和5年10月2日(月)
- ・主な機能 : 信州健康ゼロエネ住宅の概要
見学会・イベント情報・お知らせ
事例紹介
設計者・施工会社検索
支援制度
Q&A
協議会

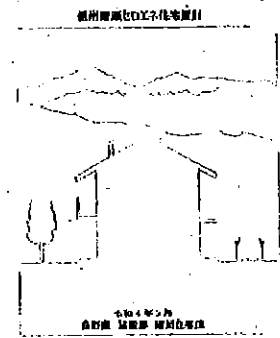
- 《指針・手引書/メリット・効果/助成金》
- 《現場見学会・イベント等の情報掲載》
- 《施主・事業者/動画・静止画》
- 《新築/リフォーム/地域別》
- 《信州健康ゼロエネ助成金/国/県/市町村》
- 《よくあるQ&A 等》
- 《会員構成/活動内容》



9 信州健康ゼロエネ住宅専用ウェブサイト

信州健康ゼロエネ住宅
知ろうメリット

②



①

②

③

見学会
イベント情報
お知らせ

④

事例紹介

⑤

⑥

新築・リフォームの支援制度をさがす

Q検索

分府から探す

長野県 長野市 上田市 松本市 大町市 佐久市 佐久長門市 佐久小国市 佐久穂町 佐久川上町 佐久高田町 佐久田原町 佐久穂町 佐久川上町 佐久高田町 佐久田原町

Q検索

Q検索

④

事例紹介

⑤

大規模修繕

⑥

Q検索

Q検索

⑦

動画で見る
信州健康ゼロエネ住宅

⑧

信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会

⑨

長野県

Q&A

⑩

⑪

⑫

⑬

⑭

⑮

⑯

⑰

⑱

⑲

⑳

㉑

㉒

㉓

㉔

㉕

㉖

㉗

㉘

㉙

㉚

㉛

㉜

㉝

㉞

㉟

㊱

㊲

㊳

㊴

㊵

㊶

㊷

㊸

㊹

㊺

⑧

信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会

信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会とは、信州健康ゼロエネ住宅の普及を促進するため、関係機関・団体・事業者等が連携して取り組むこととなった。協議会では、信州健康ゼロエネ住宅の普及を促進するため、関係機関・団体・事業者等が連携して取り組むこととなった。

協議会の構成機関

No.	名称	TEL	HP
1	長野県建設部	026-225-0501	http://www.pref.nagano.lg.jp
2	長野県建設部住宅政策課	026-225-0271	http://www.pref.nagano.lg.jp
3	国土交通省信州地方建設事務所	026-224-2601	http://www.mhlw.go.jp
4	長野県庁舎建設課	026-225-7200	http://www.pref.nagano.lg.jp
5	長野県建設部	026-225-7200	http://www.pref.nagano.lg.jp
6	長野県建設部住宅政策課	026-225-0271	http://www.pref.nagano.lg.jp
7	長野県建設部住宅政策課	026-225-0271	http://www.pref.nagano.lg.jp
8	長野県建設部住宅政策課	026-225-0271	http://www.pref.nagano.lg.jp
9	長野県建設部住宅政策課	026-225-0271	http://www.pref.nagano.lg.jp
10	長野県建設部住宅政策課	026-225-0271	http://www.pref.nagano.lg.jp
11	長野県建設部住宅政策課	026-225-0271	http://www.pref.nagano.lg.jp
12	長野県建設部住宅政策課	026-225-0271	http://www.pref.nagano.lg.jp

活動内容

～第1回（令和4年7月21日）～

開催場所：長野県庁

1. 協議会の発足式（10時～11時）

2. 協議会の趣意説明（11時～12時）

3. 協議会の役割説明（12時～13時）

4. 協議会の役割説明（13時～14時）

5. 協議会の役割説明（14時～15時）

「選ばれる森林土木」に向けて

～【令和5年度】森林土木工事の積算等の改善～

【令和5年度から新たに実施する取組】

- 林道工事の掘削工について、施工実態にあった掘削土量が小さい歩掛を追加・・・（参考1）
- 治山工事の掘削工について、施工の難易度に応じた歩掛を設定・・・（参考1）

- 工事提出書類の各種様式の簡素化・・・（参考2）

- 総合評価落札方式の入札参加資格の見直し・・・（参考2）

- 治山工事で「山林砂防工」を適切に適用するため、労働単価の算出方法を周知・・・（参考3）

- 工事の発注者支援業務の対象を拡大（監督業務・積算業務と発注支援業務を追加）

【令和4年度までの主な取組】

- 奥地の工事現場へのアクセスで作業時間が短くなる場合に労務費を補正（現場事務所等から施工現場の補正を追加）
- 現場実態に合うよう「見積り」の活用を促進
- 工事の一般管理費率の見直し
- 積算業務の試行を推進

【継続する取組】

- 各種会議等で改善事項の普及啓発を徹底（「選ばれる森林土木」キャラバンの実施）
- 現場条件を適切に反映するため設計・積算手引書を作成
- 厳しい現場条件を反映した工事の諸経費率を（各地における課題・優良事例の把握・発信等）
- 森林土木分野「i-Construction」の推進

現場実態にあった
歩掛を設定

施工実態にあった掘削土量が小さい歩掛を追加

【標準的な林道工事の場合】

(開設延長750m、掘削工約4500㎡、水路工及び仮設工等を含む)

令和4年度	直接工事費	2,489万円	間接工事費等	1,914万円	本工事費(税込)	4,844万円	-	備考
								使用重機 0.8ハックホウ



令和5年度	直接工事費	2,628万円	間接工事費等	2,060万円	本工事費(税込)	5,157万円	アップする額	備考
						313万円 (6.5%増)	使用重機 0.45ハックホウ	

地山掘削の施工土量	使用重機 (ハックホウ)	
100m程度まで等	追加	
林道工事で5,000㎡未満	山積0.45㎡ (平積0.35㎡)	
10,000㎡未満	旋回範囲に 制限あり	山積0.45㎡ (平積0.35㎡)
	上記以外	山積0.80㎡ (平積0.60㎡)
10,000㎡以上 50,000㎡未満	旋回範囲に 制限あり	山積0.45㎡ (平積0.35㎡)
	上記以外	山積0.80㎡ (平積0.60㎡)
50,000㎡以上	-	

施工の難易度に応じた歩掛を設定

【標準的な治山工事の場合】

令和4年度	治山ダム工の掘削 1000㎡の試算額	-	備考
		385,000円	使用重機 0.8ハックホウ
令和5年度	治山ダム工の掘削 1000㎡の試算額	アップする額	備考
		442,000円	57,000円 (14.8%増) 使用重機 0.8ハックホウ



※難易度の区分を2区分⇒3区分に改正

工事提出書類の各種様式の簡素化

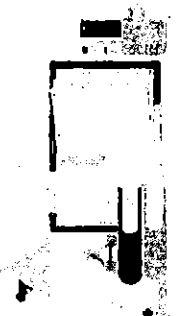
【受注者の工事提出書類の簡素化に取り組み事務負担の軽減を図る】

様式第1号	入札書
様式第2号	見積書
様式第3号	見積書
様式第4号	請負代金内訳書の提出について
様式第5号	工事工程表の提出について
様式第6号	竣工図面書
様式第7号	現場代理人及び主任技術者等通知書
様式第8号	保証書
様式第9号	工期延長届
様式第10号	納品の発生通知書
様式第11号	完成通知書
様式第12号	部分検定届
様式第13号	中間検査承認書
様式第14号	〇〇の提出について
様式第15号	指示、承認、検閲、検定、検定、立会 報告書・届書
様式第16号	(指示、承認)通知書
様式第17号	竣工計画書
様式第18号	現場検定書
様式第19号	検定検定書
様式第20号	他設備計画図
様式第21号	架設機の運搬計画
様式第22号	施工体制作業
様式第23号	工事現場報告書
様式第24号	コンクリートポンプ施工計画書
様式第25号	施工管理担当書通知書
様式第26号	工事日報
様式第27号	コンクリート打設(打型底、進行図)
様式第28号	出来形図
様式第29号	出来形検定書
様式第30号	コンクリートのスランピング・型抜き試験表
様式第31号	コンクリートの圧縮強度試験表
様式第32号	X-R(スランピング・型抜き)管理図
様式第33号	X-Ray-Rm (圧縮強度)管理図
様式第34号	ゆよりの検定表
様式第35号	組骨材のふり分け試験表
様式第36号	組骨材のふり分け試験表
様式第37号	骨材の収縮分試験表
様式第38号	組骨材の表面水率試験表(管理図)
様式第39号	組骨材の表面水率試験表(重量法)
様式第40号	現場配合修正表
様式第41号	コンクリート配合表(入り切り修正表)

現行様式 様式数 41

新たな様式 様式数 24

発注者が定める工事提出書類の様式を41から24に削減し、定められた様式がない工事書類は任意様式とすることで事務負担の軽減を図る。



総合評価落札方式の参加資格等の見直し

【入札参加資格を見直すことで入札参加者の増加を図る】

主任技術者等に森林土木工事と同種の実績がないと入札に参加できない。

主任技術者等に、森林土木工事の実績がなくとも入札に参加することを可能とし、受注意欲の向上を図る。
(ただし総合評価の加点なし)

治山工事で「山林砂防工」を適切に適用

するため労務単価の算出方法を周知

「山林砂防工」は治山工事（主として山間遠かく地の急傾斜地または
狭隘な谷間における作業）に従事する場合に適用される労務単価
相当程度の技能を有し、主に人力による崩壊地の法切、土砂の掘削や
構造物の築造等をおこなう作業を対象

【単価例（静岡県の場合）】

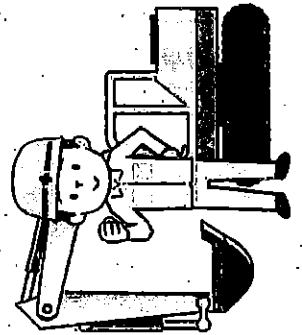
【普通作業員】
23,200円

【山林砂防工】
30,100円



「山林砂防工」の労務単価については、
かつて全都道府県で適用されていたところ
近年、その単価が活用されていない県が見
受けられる

林野庁では
「山林砂防工」の労務単価を治山工事で
適用するよう周知し、「山林砂防工」の
単価の活用を促進中



● 「山林砂防工」の労務単価が設定されていない県に、単価の算出方法を周知

【算出式】

$$R5 \text{ の山林砂防工労務単価} = \text{直近に掲載されていた山林砂防工労務単価} \times \text{主要12職種比率} (R5 \text{ 平均単価} / \text{直近平均単価})$$

今年度から新たに
算出方法を追加

令和5年度技術者セミナーの開催状況について

長野県では、現場における技術者の役割を重視し、適切な施工体制の確保と安全対策、品質の向上等を目的として、公共工事に携わる技術者を対象とした『技術者セミナー』を開催しています。

令和5年度の開催状況については、以下のとおりです。

□開催済み

※開催順

開催事務所	開催日時	会場	参加者数
松本建設事務所	令和5年8月8日	長野県松本合同庁舎 講堂 (松本市)	約180名
木曾建設事務所	令和5年8月30日	長野県木曾合同庁舎 講堂 (木曾町)	約60名
姫川砂防事務所	令和5年9月1日	小谷村役場 多目的ホール (小谷村)	約50名
土房川砂防事務所	令和5年9月6日	長水建設会館 (長野市)	約70名
大町建設事務所	令和5年9月8日	サン・アルプス大町 (大町市)	約60名
千曲建設事務所	令和5年9月12日	長野県千曲庁舎 3階 大会議室 (千曲市)	約40名
安曇野建設事務所	令和5年9月22日	長野県安曇野庁舎 講堂 (安曇野市)	約60名
伊那建設事務所	令和5年10月17日・18日	長野県伊那文化会館 小ホール (伊那市)	約320名
犀川砂防事務所	令和5年10月24日	明科公民館 講堂 (安曇野市)	約60名
上田建設事務所	令和5年10月31日	長野県上田合同庁舎 講堂 (上田市)	約80名
佐久建設事務所	令和5年11月2日	佐久市交流文化館幾科 穂の香ホール (佐久市)	約140名
長野建設事務所	令和5年11月14日	長野市東部文化ホール (長野市)	確認中

□開催予定

開催事務所	開催日時	会場	参加者数
諏訪建設事務所	令和5年12月19日・20日	長野県諏訪合同庁舎 講堂 (諏訪市)	—
須坂建設事務所	令和6年1月23日	須坂市生涯学習センター (須坂市)	—

□調整中

開催事務所	開催日時	会場	参加者数
飯田建設事務所	—	—	—
北信建設事務所	—	—	—

<開催日時・会場等については、各事務所のHPで情報を掲載しています>

「地域を支える建設業」検討会議
第43回 維持管理・危機管理分科会

日時:令和5年12月14日(木) 13時15分から
場所:長建ビル5F会議室

会 議 次 第

1 開会

2 あいさつ

3 報告事項

(1) 県からの報告

- ・総合評価落札方式における工事及び業務成績評定の見直しについて
- ・長野県優良技術者表彰制度の見直しについて
- ・建設工事の総合評価落札方式における評価項目の見直しについて

(2) 協会からの報告

- ・小規模な箇所が点在する災害復旧工事の調査結果について —— (資料No1) 省略
- ・透過型砂防堰堤工事の採算性の調査結果について —— (資料No2) 省略

(3) 意見交換

(4) その他

4 閉会

「地域を支える建設業」検討会議
第43回維持管理・危機管理分科会

出席者名簿

第43回維持管理・危機管理分科会（令和5年12月14日）

検討内容 (案)	参加者			備考	
	所属	役職	氏名		
維持管理・ 危機管理 分科会	(一社)長野県 建設業協会	副会長	清澤 由幸	座長	
		建設政策委員長	小山田 雄治		
		同 副委員長	中島 剛		
		同 副委員長	鷺澤 尊		
		常務理事	手塚 雄保	※	
	長野県 建設部	道路管理課	課長補佐兼 維持舗装係長	小宮山 秀一	欠
		建設政策課 技術管理室	副主任専門指導員 (基準指導)	石坂 公成	欠
			副主任専門指導員 (入札・契約)	大田 幸太郎	※
			専門指導員 (入札・契約)	茅野 拓也	
			専門指導員 (入札・契約)	後藤 庸介	

※：運営責任者

総合評価落札方式における工事及び業務成績評定点評価の見直しについて

【取組番号 29】

総合評価落札方式においては、工事及び業務の品質確保を目的に、応札者の技術力を総合的に評価するため、過去の工事（業務）成績評定点を評価しているところです。

近年、企業の努力により成績評定点が上昇傾向にあり、品質の確保については一定の効果がみられる一方で、成績上位者である「成績評定点が80点以上の者」は「80点を上限」として一律評価していることから、評価に差が付きにくく、競争性に課題が生じているため、見直します。

1 現状と課題

- 県発注工事（業務）の過去2年間の成績評定点を単純平均して評価
(過去2年間の件数が5件未満の場合は過去4年)
- 「成績評定点が80点以上の者」は「80点を上限」として一律評価

応札者の成績点内訳
令和3年度実績（簡易型）

工事成績

業務成績

- 応札者の9割以上が上限の80点以上
- 評価に差が付きにくく、競争性に課題

2 見直し内容（案）

- 上限値を引き上げる。
※ 制度開始時（H20）における、過去の成績評定点80点以上の企業の割合は全体の2～3割

	(現行)	(見直し後)
評価項目	上限	上限
工事成績	80点	86点
業務成績	80点	84点

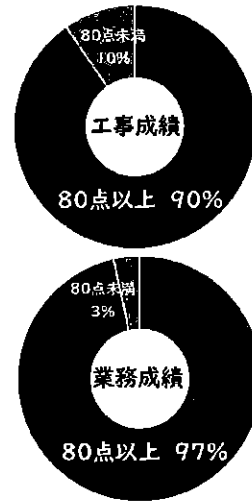
3 実施（予定）時期

- 令和6年4月頃（令和5年度契約審議会後の予定）

総合評価落札方式における工事成績点の評価について (企業)

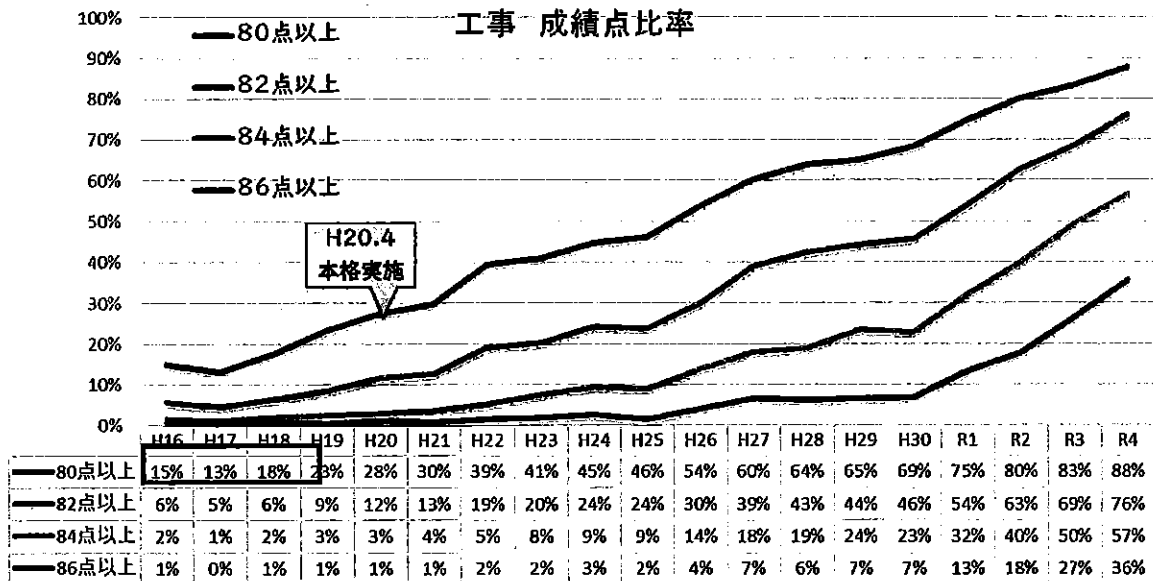
- 経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約をするため総合評価落札方式を適用している。価格以外の要素の一つとして、工事・業務成績点の優れた者を評価している。
- 制度開始時は、企業全体の3割程度の評価点が満点となるよう工事・業務成績点の上限(以下上限値という)を設定した。この時は、80点以上の者が3割程度あったため、上限値を80点として設定し、現在まで運用している。
- しかし近年は成績点の平均値も上がり、応札者の9割以上が上限値の80点を超え、評定点に差が付きにくい状況。

応札者の成績点内訳



令和3年度実績(簡易型)

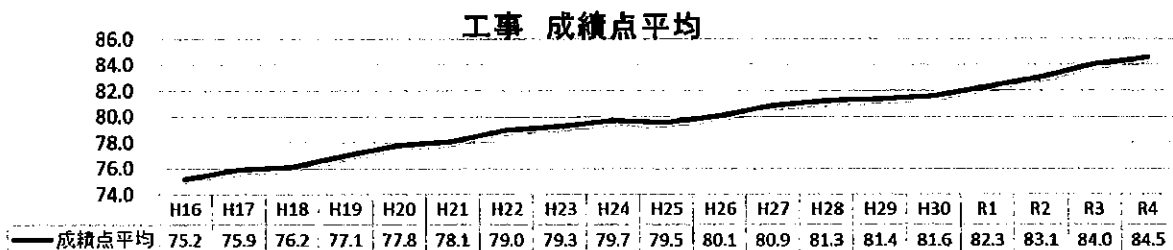
[データ範囲 H16年度: 1~3月、R4年度: 4~12月]



制度開始時は、80点以上の者が工事で約2割、業務で約3割を占める

※成績点比率の算定: 年度内に竣工・完了した工事・業務を対象。(総合評価落札方式への応札有無は問わない。)

※制度開始時(H20)は過去3年間の成績点平均値で評定(現在は2年もしくは4年)



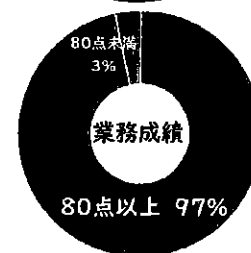
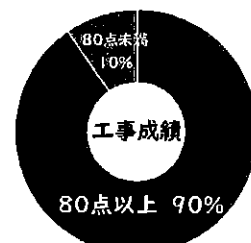
県資料5

建設部 技術管理室

総合評価落札方式における業務成績点の評価について

- 経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約をするため総合評価落札方式を適用している。価格以外の要素の一つとして、工事・業務成績点の優れた者を評価している。
- 制度開始時は、企業全体の3割程度の評価点が満点となるよう工事・業務成績点の上限（以下上限値という）を設定した。この時は、80点以上の者が3割程度あったため、上限値を80点として設定し、現在まで運用している。
- しかし近年は成績点の平均値も上がり、応札者の9割以上が上限値の80点を超え、評定点に差が付きにくい状況。

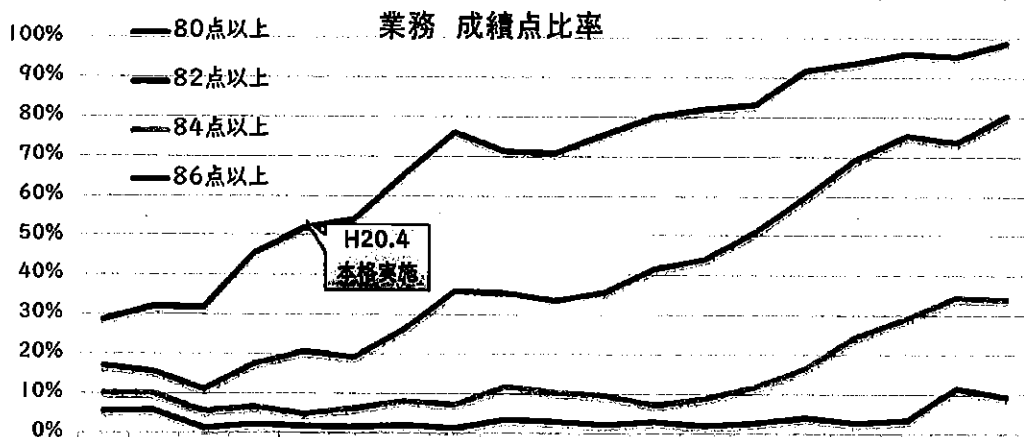
応札者の成績点内訳



令和3年度実績（簡易型）

[データ範囲 H16年度：1～3月、R4年度：4～12月]

会社



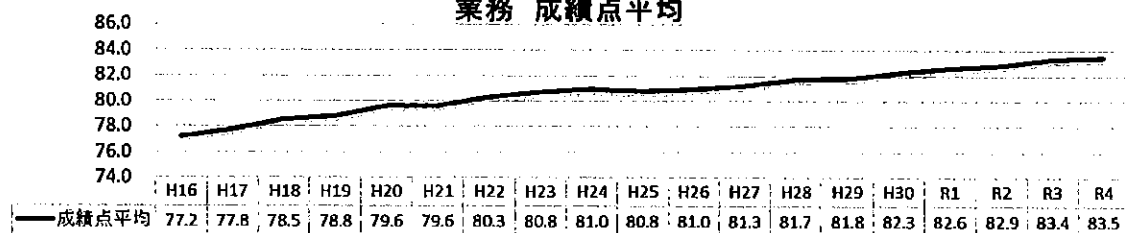
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
80点以上	29%	32%	32%	46%	52%	54%	66%	76%	71%	71%	76%	80%	82%	83%	92%	94%	96%	95%	99%
82点以上	17%	16%	11%	18%	21%	19%	27%	36%	36%	34%	36%	42%	44%	51%	60%	70%	75%	74%	80%
84点以上	10%	10%	6%	7%	5%	6%	8%	7%	12%	10%	10%	7%	9%	12%	17%	25%	29%	35%	34%
86点以上	6%	6%	1%	2%	2%	2%	2%	1%	4%	3%	2%	3%	2%	3%	4%	3%	3%	12%	9%

制度開始時は、80点以上の者が工事で約2割、業務で約3割を占める

※成績点比率の算定：年度内に竣工・完了した工事・業務を対象。（総合評価落札方式への応札有無は問わない。）

※制度開始時(H20)は過去3年間の成績点平均値で評定（現在は2年もしくは4年）

業務成績点平均



建設工事の総合評価落札方式における 評価項目の見直し（若手・女性技術者の配置）（追加）

【取組番号 75-1】

若手入職者の減少と高齢者の離職により技術の継承ができなくなり、建設業者の施工能力や品質管理への影響が懸念されるなか、誰もが活躍できる建設業を目指し、従事人口の割合が低い若手・女性技術者の実績を積む機会の確保に向け、総合評価落札方式における価格以外の評価点（評価項目）の見直しについて、対象を工事成績等簡易Ⅱ型・地域貢献等簡易型に追加します。

1 見直し内容（案）

【見直し（追加）】

- 1) 主任技術者への配置の加対象について、「工事成績等簡易型」と同様に、若手技術者（40歳未満）に加え、女性技術者ならびに若手技術者（35歳未満）の現場代理人への配置を評価する。あわせて、工事成績等簡易Ⅱ型については、働き方改革の推進のため、品質確保のため実施していた専任配置に加え、有資格者の配置も評価する。

工事成績等簡易Ⅱ型（舗装工事）
（現行）

評価項目（選択）
主任技術者の専任配置
若手技術者（40歳未満）の主任技術者への配置

（見直し後）

評価項目（選択）	評価点（変更）
主任技術者の専任配置 又は 1,2級舗装施工管理技士の配置	2.0
若手技術者（40歳未満）・女性技術者の主任技術者への配置	2.0
若手技術者（35歳未満）・女性技術者の現場代理人への配置※ 主任技術者と兼任する場合は評価しない	1.0

地域貢献等簡易型
（現行）

評価項目（必須）
若手技術者（40歳未満）の主任技術者への配置

（見直し後）^{選択}

評価項目（必須）	評価点（変更）
若手技術者（40歳未満）・女性技術者の主任技術者への配置	0.5
若手技術者（35歳未満）・女性技術者の現場代理人への配置※ 主任技術者と兼任する場合は評価しない	0.25

- 2) 主任技術者に実績の少ない若手技術者（40歳未満）を配置した場合に加え、女性技術者を配置した場合も、現場代理人の持つ資格、実績（工事成績、優良表彰）で評価する。（全案件対象。）

※現場代理人として実績豊富な技術者を配置し主任技術者の指導に関わっていただくことで、実績の少ない若手・女性への技術伝承をはかるとともに、実績豊富な技術者にも継続して活躍の場を確保する。

2 実施（予定）時期

- 令和 6 年 4 月頃（令和 5 年度契約審議会後の予定）

建設工事の総合評価落札方式における 評価項目の見直し（若手・女性技術者の配置（試行拡大））

【取組番号 75-1】

若手入職者の減少と高齢者の離職により技術の継承ができなくなり、建設業者の施工能力や品質管理への影響が懸念されるなか、誰もが活躍できる建設業を目指し、従事人口の割合が低い若手・女性技術者の実績を積む機会の確保に向け、総合評価落札方式における価格以外の評価点（評価項目）を見直します。

1 現状と課題

- 若手技術者の活躍の確保に向けた総合評価落札方式における取組については、平成27年10月から随時見直しを行いながら実施しており、現在、主任技術者・現場代理人への配置について加点を実施。
- 一方、女性技術者については現在取組をしていないが、建設業の現場で働く女性技術者の割合は全産業に比べ低く、誰もが活躍できる建設業の実現に向け、改善の余地は大きい。若手技術者に加え、女性技術者の活躍の場の確保が必要。
【全産業における女性の割合 45%に対し、建設業技術者における女性の割合は3%】

2 見直し内容

【見直し（拡大）】

- 1) 主任技術者及び現場代理人への配置の加点対象について、若手技術者に加え、女性技術者も評価する。（年間30件程度で試行）

(現行)		(見直し後)	
評価項目		評価項目	評価点 (変更)
若手技術者（40歳未満）の主任技術者への配置	→	若手技術者（40歳未満）・女性技術者の主任技術者への配置	0.5
若手技術者（35歳未満）の現場代理人への配置 ※主任技術者と兼任する場合は評価しない		若手技術者（35歳未満）・女性技術者の現場代理人への配置 ※主任技術者と兼任する場合は評価しない	0.25

- 2) 主任技術者に実績の少ない若手技術者（40歳未満）を配置した場合に加え、女性技術者を配置した場合も、現場代理人の持つ資格、実績（工事成績、優良表彰）で評価する。（全案件対象。）

※現場代理人として実績豊富な技術者を配置し主任技術者の指導に関わっていただくことで、実績の少ない若手・女性への技術伝承をはかるとともに、実績豊富な技術者にも継続して活躍の場を確保する。

3 実施時期

令和6年4月の公告案件から適用

第 43 回維持管理・危機管理分科会 報告（概要）

- 1 開催日時：令和5年12月14日（木）13:15～14:45
- 2 開催場所：長建ビル会議室
- 3 報告事項及び打合せ事項について（アンダーライン部分は協会からの意見・要望等）

■ 県からの説明事項

- (1) 総合評価落札方式における工事及び業務成績評定点評価の見直しについて

総合評価落札方式における工事成績評定点の評価について、競争性に係る課題への対応として、上限とされている工事成績評定点 80 点を 86 点に見直す案の説明があった。

- ・ 見直し内容（案）について理解した。

- (2) 長野県優良技術者表彰制度の見直しについて

担い手の確保・育成に対し効果的となるよう、建設工事における優良技術者表彰制度については、令和6年度より「発注者の推薦方式」で、総合評価落札方式での加点は「大規模・難工事のみ加点」に見直す案の説明があった。

- ・ 実施時期については、来年度の優良技術者表彰を目指している今の技術者に配慮し、令和7年度からとすることも考えられる。全体会議で本意見も踏まえて議論したい。

- (3) 建設工事の総合評価落札方式における評価項目の見直し

前回の総合評価落札方式（工事成績等簡易型）における女性技術者配置への評価に加え、総合評価落札方式（工事成績等簡易Ⅱ型、地域貢献等簡易型）においても評価する見直すことについて説明があった。

- ・ 理解した。今後、若手技術者と合わせ、応札状況を検証されたい。

■ 協会からの報告事項

- (1) 小規模な箇所が点在する災害復旧工事の調査結果について

小規模な箇所が点在する災害復旧工事の採算性に係る調査結果について説明があった。

- ・ 災害復旧工事に係る変更設計協議について、意見交換を実施。

- (2) 透過型砂防堰堤工事の採算性の調査結果について

第48回全体会議の意見交換を踏まえ実施した、透過型砂防堰堤工事の採算性に係る調査結果について説明があった。

- ・ 鋼材の資材単価、資材の仮置き場や小運搬、クレーン等機材の稼働率と実作業期間等を踏まえた積算、生コンの供給状況による補正、工場検査等出張経費について意見交換を実施。

- ・ 中部地方整備局が今年度試行した「まるごと見積方式」も検討してほしい。

■ 意見交換

- ・ 総合評価落札方式における ICT ならびに週休2日への取組実績評価の対象期間が2年と短く、長期の現場に関わった技術者が不利益となるため、配慮されたい。

- ・ 猛暑日による工期延長等に伴う増加費用の積算は、現在間接工事費でのみとなっているが、実情を踏まえ、直接工事費での対応を検討されたい。

手持ち資料

第43回 維持管理・危機管理分科会要望事項（案）

- ① 小規模な箇所が点在する災害復旧工事について
- ・協議による的確な設計変更

- ② 透過型砂防堰堤の要望事項について

【鋼材について】

- ・見積りよる鋼材価格の採用
- ・現場への材料（鋼材）の搬入における、仮設道路や現場作業ヤードの条件により、仮置き場の確保、仮置き作業、仮置き場からの小運搬の計上。
- ・材料の工場検査に必要な交通費、旅費、人件費等の設計計上
- ・材料の現場保管時の養生費（シート養生等）の計上

【コンクリート工について】

- ・1日あたりのコンクリート量が小規模な箇所の適切な積算計上
- ・クレーン及びポンプ車の賃料は地域により格差があるため、見積単価の採用
- ・コンクリート工及び型枠工の作業におけるクレーンは歩掛による計上でなく、施工期間の日数による計上

- ③ その他

【総合評価落札方式について】

- ・技術者要件の週休二日工事及び ICT 活用工事における2年以内の実績を4年以内に延長
(理由) 災害復旧工事における実績の確保の困難や、2年以上の工期の工事現場に携わる技術者の実績の消失によるため

【その他】

- ・猛暑日 (WBGT 値31以上) は休業補償する等の施策の検討。

働き方改革実現に関するアンケート調査 報告書

令和5年12月15日

一般社団法人長野県建設業協会

支部名	南佐久	佐久	上小	諏訪	伊那	飯田	木曾	松筑	安曇野	大北	更埴	須坂	中高	長野	飯山	合計
回答数	25	15	11	24	39	27	16	29	20	24	7	0	12	33	10	292
会員数	25	35	20	43	53	53	18	61	26	34	14	14	15	79	17	507
回答率	100%	43%	55%	56%	74%	51%	89%	48%	77%	71%	50%	0%	80%	42%	59%	58%

はじめに

時間外労働時間の上限規制まで数カ月となりましたが、時間外労働の削減をきっかけに建設業の働き方改革を進めるチャンスでもあります。そこで、働き方改革への会員企業の対応状況と今後の方向性を確認するため、アンケート調査を実施しました。

調査期間 令和5年 11月30日～ 12月11日

調査対象 一般社団法人長野県建設業協会 本部会員 507社（全社対象）

回答社数 292社（回答率 58%）

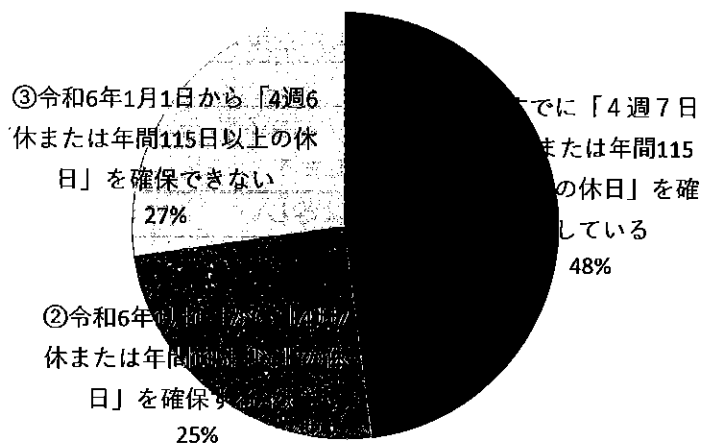
【留意事項】

割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため合計の表記が必ずしも100.0%とはなりません。
一部の設問は条件によって母数が変わります。

問1

- 建設業も完全週休2日制を目指すなか、その前段階の「4週7休以上または年間115日以上
の休日」の確保の状況について

選択項目	選択社数
① すでに「4週7日以上または年間115日以上 の休日」を確保している	137
② 令和6年1月1日から「4週7休 または年間115日以上 の休日」を確保する予定	71
③ 令和6年1月1日から「4週7休 または年間115日以上 の休日」を確保できない	78



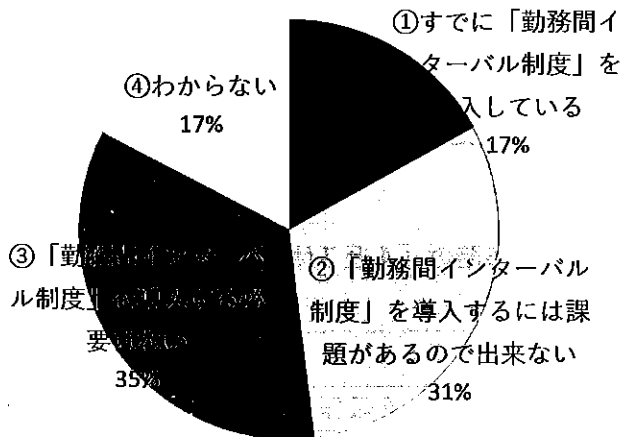
「4週7休または115日以上
の休日」をすでに確保している・
確保する予定の企業は併せて約73%に
上った。一方、確保できない企業が約27%であった。

問2

・働き方改革の一環である「勤務間インターバル制度」の導入について

*勤務間インターバル制度とは、1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間(インターバル)を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保するものです。休息時間(インターバル)は11時間以上が推奨されており、休息時間(インターバル)が翌日の勤務時間と重なってしまう場合は『始業時間を繰り下げる』などの対応を求めています。(例えば8時始業、17時終業の場合、残業を22時まで行くと11時間の休息時間を取る必要があるため9時が始業時刻となる)

選択項目	回答社数
①すでに「勤務間インターバル制度」を導入している	49
②「勤務間インターバル制度」を導入するには課題があるので出来ない	90
③「勤務間インターバル制度」を導入する必要はない	100
④わからない	50



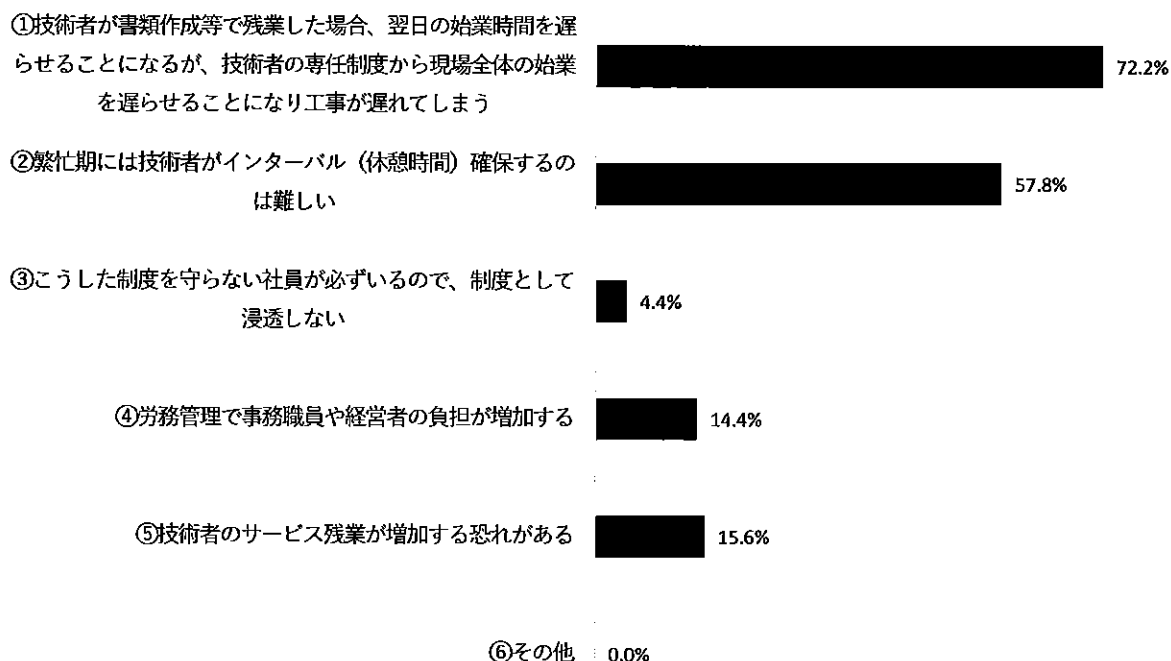
「勤務間インターバル制度」をすでに導入している企業は約17%と少ない。また、導入する必要がないと回答した企業が約35%と多い状況。

問3

・「勤務間インターバル制度」活用の課題は何か(問2で②を選んだ企業が2つまで選択)

選択項目	選択数
① 技術者が書類作成等で残業した場合、翌日の始業時間を遅らせることになるが、技術者の専任制度から現場全体の始業を遅らせることになり工事が遅れてしまう	65
② 繁忙期には技術者が休息時間(インターバル)を確保するのは難しい	52
③ こうした制度を守らない社員が必ずいるので、制度として浸透しない	4
④ 労務管理で事務職員や経営者の負担が増加する	13
⑤ 技術者のサービス残業が増加する恐れがある	14
⑥ その他	0

(問2で②を選んだ企業90社中の選択割合)



【その他】

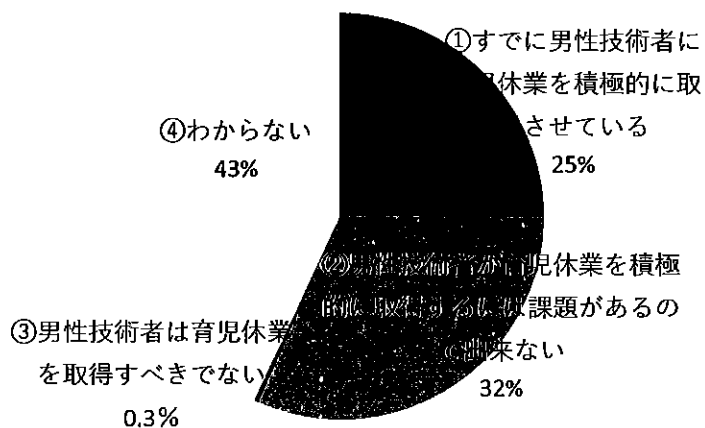
- ・ 1個人単位でなら可能であるが、会社全体では無理である。
- ・ 除雪後のインターバルは不可能
- ・ 工事の繁忙期は冬場+除融雪があり難しいと考えます。

「勤務間インターバル制度」が工事の遅れに繋がるという回答が最も多く、次いで繁忙期には、そもそもインターバル（休憩時間）の確保が難しい。が多くなっている。

問4

・ 男性技術者の育児休業について

選択項目	回答社数
①すでに男性技術者に育児休業を積極的に取得させている	72
②男性技術者が育児休業を積極的に取得するには課題があるので出来ない	91
③男性技術者は育児休業を取得すべきでない	1
④わからない	124

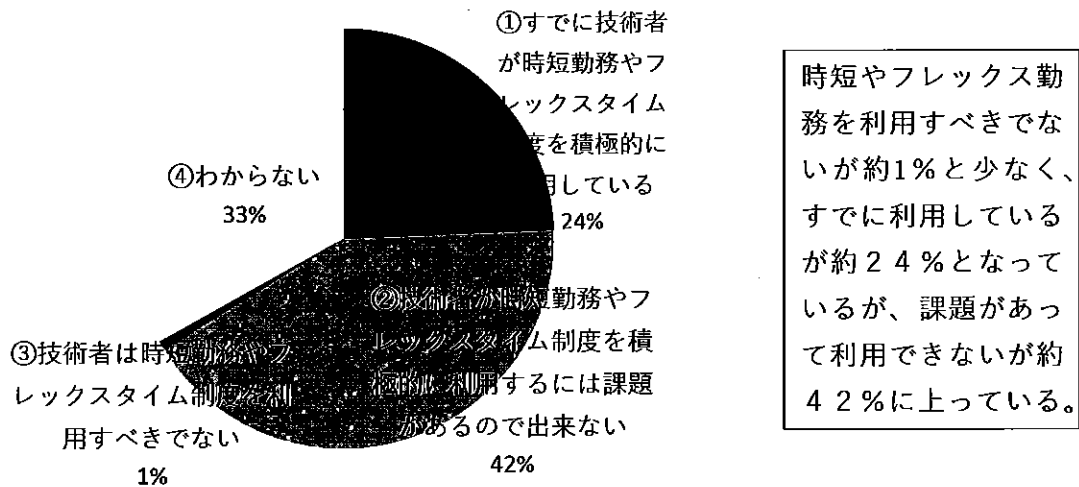


すでに男性技術者に育児休業を取得させているが約25%となっているが、課題があって取得できないが約32%に上っている。

問 5

- ・ 技術者(男女を問わず)の育児や介護による時短勤務やフレックスタイム制度について

選択項目	回答社数
① すでに技術者が時短勤務やフレックスタイム制度を積極的に利用している	70
② 技術者が時短勤務やフレックスタイム制度を積極的に利用するには課題があるので出来ない	120
③ 技術者は時短勤務やフレックスタイム制度を利用すべきでない	2
④ わからない	95

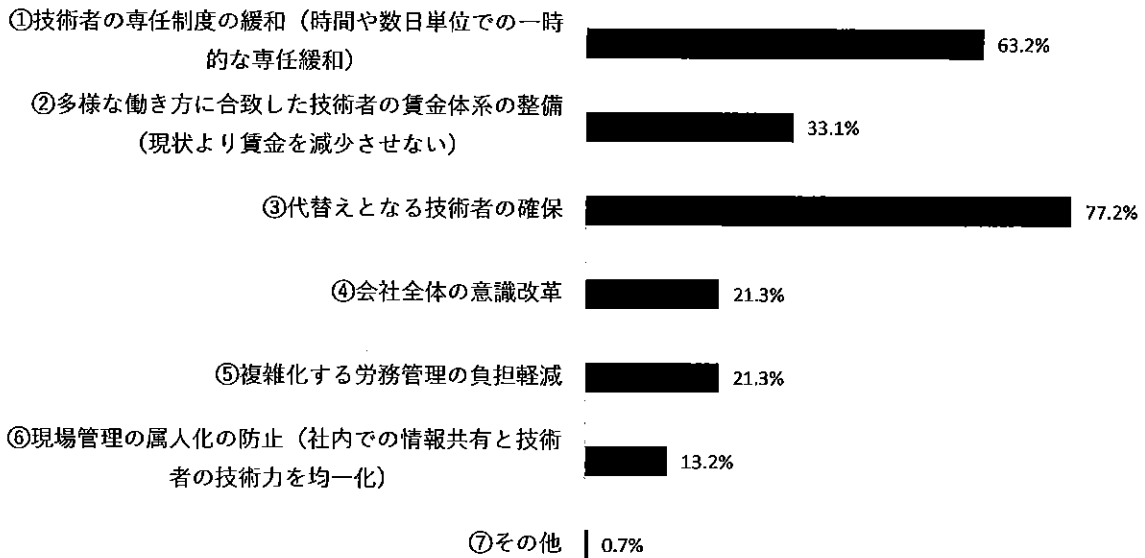


問 6

- ・ 技術者が育児休業(特に男性)や時短勤務、フレックスタイム制度などの多様な働き方を選べるようにするため、どのような対応が必要か(問4で②または問5で②と回答した企業が3つまで選択)

選択項目	選択数
① 技術者の専任制度の緩和(時間や数日単位での一時的な専任緩和)	86
② 多様な働き方に合致した技術者の賃金体系の整備(現状より賃金を減少させない)	45
③ 代替えとなる技術者の確保	105
④ 会社全体の意識改革	29
⑤ 複雑化する労務管理の負担軽減	29
⑥ 現場管理の属人化の防止(社内での情報共有と技術者の技術力を均一化)	18
⑦ その他	1

(問4もしくは問5で②を選んだ企業136社中の選択割合)



【その他】

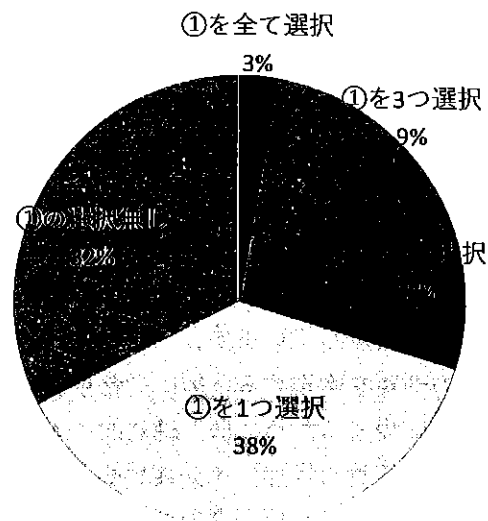
- ・ 総務部など事務職であれば可能であるかと思うが、現場作業はチームでの作業となるため、一人ひとりが別々の時間というのは難しい。

男性技術者の育児休暇および時短やフレックス勤務の課題は、代替えとなる技術者の確保が必要とする回答が最も多く、次いで一時的な技術者の専任制度の緩和が多い状況。

・ 以下の4つの設問で「①」を選んだ企業の割合

- 問1 ①すでに「4週7日以上または年間115日以上」の休日」を確保している
- 問2 ①すでに「勤務間インターバル制度」を導入している
- 問4 ①すでに男性技術者に育児休業を積極的に取得させている
- 問5 ①すでに技術者が時短勤務やフレックスタイム制度を積極的に利用している

	選択社数
①を全て選択	8
①を3つ選択	27
①を2つ選択	52
①を1つ選択	110
①の選択無し	95



問7

・ 技術者の多様な働き方に関する自由意見

【全般】

- ・ 協力会社、業界が働き方改革に前向きに取り組んでいかないと1社だけ積極的に行っても実現できない。また、発注者の理解がないと実現が難しい。
- ・ 国や県などの公共物件については、発注者側の理解により完全4週8休や相当の指導や予算付け、工期の確保が推進されているが、民間建築工事においては、発注者側の要請、協力会社さんや職人さんの希望や要望により土日勤務が現実問題となっている。社会全体の理解と、すべての業種を一律として考える働き方改革の時間制限には無理がある。
- ・ 下請の場合、元請側の「さじ加減」ですべて決まるため改革への取り組みが困難であるのが現状である。
- ・ 工事により元請と下請の関係などもあり、自社だけでは取り組めない場合もある。材料発注（コンクリート・アスファルト等）の際、自社都合だけでは時間を決めることができない。
- ・ 制度を運用している企業に対しての補助制度の創設等の検討
- ・ 多様な働き方を実現させるためにはそれなりの社内規定整備、財力が必要だと思います。また、年間休日115日以上と定めても、実際は休めているのか、休めるのかは工事の状況によって異なってきます。公共工事がメインなら可能かもしれませんが民間工事も取り扱う会社は非常に厳しいと感じました。
- ・ 現場が様々な業者で成り立っている以上、一つの会社単位での取り組みには限界がある。結局無効化してしまう。との意見が社内では多いです。業界やサプライチェーン全体での動きを促進していく必要があると思います。各社内での人事や労務からの働きかけよりも、他社や元請、下請からの働きかけの方が社内における影響が大きいと期待しています。
- ・ 本来の建設の仕事に専念して省力化が図れるように手間のかかる調査依頼などは控えていただ

【単価・経費・賃金等】

- ・ 技術者と技能者たちはチームで動いているため、技術者だけという動きはしばらく、交代要員を育てると、全体に賃金が上がります。日本人の悪い習性なのでしょうけど皆平等に近づけたいです。
- ・ 材料費の高騰、人材確保が難しい状況が続く状況下では、社員の賃金を確保しつつ働き方改革していくことは非常に困難であると感じています。若手の人材確保や育成について業者間でコミュニケーションを取り合い、情報を共有することが建設業全体にとって必要であり、多様な働き方に対応するための手段であると考えます。
- ・ 作業員の多くが日給であり、「働いてなんぼ…」である。その管理のために元請現場代理人も所定休日を使うこととなる。自社だけが週休2日を実施しても他社が実施せず稼働する状況下では外注業者は稼げる所に移ってしまう。働き方については強力な権限等の下に業界全体での取り組みが必要と感じています。
- ・ 様々な働き方改革を実現するために労務単価の増、落札率の増を希望します。
- ・ 働き方改革を実現するためには、絶対的に人員が不足していることと、賃金のアップができる環境（労務費や経費の増加）を公共民間ともに作って頂きたい。
- ・ 多様な働き方に合致した技術者の賃金体系の整備

【人手不足・選任制度】

- ・ ある程度の人数がいれば分担しながら現場対応ができると思うが人手不足・技術者不足なので難しい面もある。
- ・ Netの利用を促進し、遠隔現場からの各種打合せに利用する。技術者に補助者がいれば担当技術者の負担が軽減できる。
- ・ 技術者をサポートできる人材がいれば技術者も作業員同様に有休を取得し、時間内での勤務を行うことができると思う。ただ、そのような人材が社内にいるかどうか、確保できるかが問題です。
- ・ 会社が余剰技術者を抱えるだけの資本がなければ何も実現しない。
- ・ 工事設定だけでなく、天候などの要因もあり、長時間労働が常態化している。多様な働き方を推奨するためには、技術者を増員するほかにない。熟練の技術者が高いスキルや知識を持っているが、次世代への技能継承や教育の不足が課題であるため、業界全体での取り組みや関係者間の協力が重要であると考えます。
- ・ 技術者制度（公共工事に関する専任・非選任・兼任）などの緩和措置検討
- ・ 技術者の多様な働き方に対応していくために、専任制度の緩和・賃金体系の整備など抱えている課題はまだ多い。また、働き方に関して社内の意識改革も必要だと考える。
- ・ 現在のところ、技術者の高齢化、技術者の人数が少ないため、一人ひとりの負担が大きいのが現状です。
- ・ 建設業の場合、主任技術者や現場代理人による属人化が課題であり、それが解決できない限り、働き方改革は困難であると考えられる。
- ・ 現場代理人は途中で変えられない。主任技術者も変更が認められない。結局古い制度のまま。
- ・ 雇用の確保ができない。
- ・ 少数精鋭でやっている現状で育児休暇を実施できる余裕がない。男性技術者の育児休暇などの所得には現場管理2人体制を実施しなければ無理だと思います。経費率等の上積が必要。・時短・フレックス→現場管理2人体制を実施すればできると思います。官庁工事以外の技術者は実施している。
- ・ 人的余裕がなく、各現場では専任の技術者の代わりや補助になる職員が確保できず、現場稼働している間はどうしても付きっきりとなり多様な勤務体系は取れない。
- ・ 多様な働き方ができるようになるには技術者の専任制度の大幅な緩和が必要ですし、多々ある職業のうち責任は大きい割に賃金が安く休日も少ないため魅力ある建設業とは程遠く、他の職業に流れてしまうので、本当の魅力ある建設業に生まれ変わり技術者が大幅に増えなければ多様な働き方はできません。
- ・ 小さな会社においては、技術者が少数なので代替えの技術者の取得が難しいため、週休2日制導入の上、育児休暇等で休みが多くなると現場作業の遅延となる。選任制度の緩和、経費の割増等していただかないと小規模の会社は成り立たないと思います。
- ・ 弊社の場合は大規模な除雪・融雪を行っている。職員さんに理解していただいている状態。本業の工事と除融雪を別の職員を充てられる余裕がない。除融雪は働き方改革の足かせとなっていると思う。
- ・ 建設業における裁量労働制（専門職）の適用（現場技術者の裁量で現場の状況により休暇や出勤を調整できる）
- ・ 代替えとなる技術者の確保・複雑化する労務管理の負担軽減 について対応が必要であり課題となる。

【工期等】

- ・発注機関側の更なる休暇設定と工期を長く設定する配慮の対応促進
- ・市町村発注の工事において、発注者指定型週休2日工事での受注（特に建築）することで週休2日が定着していくと思う。

【書類の簡素化・バックオフィス等】

- ・技術者の働き方を改善していく上で更なる書類の簡素化が必要不可欠です。
- ・技術者の就労時間の短縮には、発注者側の理解と運用が必要で、書類作成に対する回答や期限について双方の確認及び理解が必要である。発注者側担当者が休暇等を取る場合を請け負い担当者に通知がない場合や急な提出日の強要等が見受けられる。発注者及び請負者の相互の認識を徹底してほしい。

【その他】

- ・建設業技術者は、経験や知識が相当必要は仕事なので、やりがいを得られるようになるまでは長期的な視点で考えていく必要があります。特に女性は、育児や会議にかかわることが多く、また個人によって事情が違うことから、個々の状況にあった時間で働くことはなかなか難しいと思います。今後、女性が建設業で継続して働き続けるためには、企業・家族・行政それぞれのサポートが必要不可欠です。そのような中、厳しい部分もありますが、将来の担い手の為に、目の前にある課題を一つずつ改善し、建設業で働きたい人が働きたい場所で仕事ができるような環境になっていけばと思います。
- ・技術者が休暇を取りやすくできる職場環境の整備対応
- ・社員数が少ないため、社員からの申し出に対応して問題は起きないので、各々の意向を聞いています。
- ・個人によって働き方に対する考え方があると思うので、一定の基準はあるものの、一律でなくその考えを尊重していきたい。
- ・多様な働き方については、推進されるべきではありますが個人的な事情もあるので個々の技術者のニーズに対応することが大切だと思います。
- ・技術者が担当現場を離れる事に対して、社内の（人員など）社外的（法律など）両方面から考える必要があると思います。

- ・ 現状、育児休暇、介護休暇を必要とする職員がいないが、今後そうした対応が必要になるので早急に対応策を考えていきたい。
- ・ 社内で現場を持っている技術者をフォローする体制ができているため、残業が少ない。技術者からの不満等はないと思います。
- ・ 技術者は社長の代わりである。やはり経営者の働き方改革の考え方、やる気で相当変わってくると思います。
- ・ 公共工事の場合、多様な働き方に対応できる公共機関の在り方が一番の問題かと思われます。
- ・ 多様な働き方を導入してもよいのですが、労務管理に目が行き届かないので導入しづらい。デジタル化でも困難なのでは？
- ・ 職業差別（犯罪を犯した場合、土木作業員などと全国ニュースで流れイメージダウンにつながってしまいますが、他の職業の方は会社員と呼ばれます）をなくし、会社員と統一していただけるようにマスコミに働きかけが必要
- ・ 残業を月45時間までとすると、これまでやってきたトンネル等の特殊工事、遠方の工事、高速道路等の工事などの受注ができない。
- ・ 可能であれば発注者レベルで夜間工事の発注を減少させてほしいです。労働者本人、家族、関係する組織がすべて疲弊してしまいます。通行料の多い道路でも規制を上手にすれば夜間工事は避けられます。
- ・ 休みばかり増やしても建設業特有の雨天中止による休工・休暇があるので全職種一律の網掛けはやめてほしい。
- ・ 市町村レベルの除雪や塩カル散布の出動時間も、契約した各社の裁量でやらせてほしい。夜中除雪して朝のバス出発までに除雪を完了させろという行政があるが、気候が温暖化しているので自由裁量にしてもらい、前日の夕方対応にしたりフレキシブルにしていきたい。夜中に社員を出させるのは今の時代ナンセンスだと思う。
- ・ 技術者だけの問題ではないので、アンケートを取るなら建設業にかかわる職種を対象にとられたほうが良いと思います。各設間の選択肢が少なすぎると思います。
- ・ 何のためのアンケートなのか不明。県、技術管理室からの見直しも含めての設問を考えてもらいたい。

会 員 異 動

令和5年12月

12月21日現在 507社

《入 会》 1月1日付

支 部	会 社 名	代 表 者	所 在 地
長 野	間堀建設 株式会社	久野 正則	長野市大字穂保 254-1

《代表者変更》

支 部	会 社 名	変 更 前	変 更 後
長 野	株式会社 佐藤工務所	佐藤 憲一	佐藤 和憲
飯 山	株式会社 太 洋	菊池 千明	菊池 勲

- | | |
|---------|----------|
| ★ 顧問 | △ 担当常任理事 |
| ◎ 会長 | ◇ 特任理事 |
| ○ 副会長 | ● 専務理事 |
| ▲ 担当副会長 | ■ 常務理事 |
| ※ 常任理事 | □ 監 |

12月行事予定表

12月21日現在

日	曜日	協 会	関 連
16	土		
17	日		◎ 自民党県連総務会・選対委員会・職域支部長合同会議 12:20(外ホリタ長野)
18	月		県産連建設産業システム検討会13:30(東京都)
19	火		故若林正俊県連顧問葬儀 14:30(国際21)
20	水	▲■ 設技術委員会長野営繕事務所意見交換 10:30(協会) ▲■ 建設技術委員会(建築) 13:00(協会)	
21	木	◎○◇●■ 地域を支える建設業全体会議 9:30(県庁講堂) ◎○◇●■ 正副会長会議 14:00(千曲市 笹屋ホテル) ◎○※□◇●■ 常任理事会 15:00(笹屋ホテル) ◎○※□◇●■ 常任理事会忘年会 18:00(笹屋ホテル)	
22	金		
23	土		
24	日		
25	月		
26	火		
27	水	◎○◇●■ 高校再編に係る意見交換会 10:00(協会)	
28	木	仕事納め	
29	金	(年末年始休暇)	(年末年始休暇)
30	土	(年末年始休暇)	(年末年始休暇)
31	日	(年末年始休暇)	(年末年始休暇)

- | | |
|---------|----------|
| ★ 顧問 | △ 担当常任理事 |
| ◎ 会長 | ◇ 特任理事 |
| ○ 副会長 | ● 専務理事 |
| ▲ 担当副会長 | ■ 常務理事 |
| ※ 常任理事 | □ 監事 |

1月行事予定表

12月21日現在

日	曜日	協 会	関 連
1	月	(元 日)	(元 日)
2	火	(年始休暇)	(年始休暇)
3	水	(年始休暇)	(年始休暇)
4	木	(協会休み)	(協会休み)
5	金	(協会休み)	(協会休み)
6	土		
7	日		
8	月	(成人の日)	(成人の日)
9	火	◎○◇●■ 市内新年挨拶 13:00 正副会長会議 15:00 (協会)	
10	水	◎○◇● 北陸地方整備局長新年挨拶 13:00 (新潟市)	
11	木	◎○◇● 関東地方整備局長新年挨拶 11:15 (さいたま市)	
12	金	▲◇ 青年部会第2委員会 12:00 (協会)	◎ 全建協連国土交通省新年挨拶 10:00(国土交通省) ◎ 全建協連正副会長会議 12:00(東京 建設会館)
13	土		
14	日		
15	月	▲◇ 青年部会正副会長会議 10:00 (協 会)	

- | | |
|---------|----------|
| ★ 顧問 | △ 担当常任理事 |
| ◎ 会長 | ◇ 特任理事 |
| ○ 副会長 | ● 専務理事 |
| ▲ 担当副会長 | ■ 常務理事 |
| ※ 常任理事 | □ 監事 |

1月行事予定表

12月21日現在

日	曜日	協 会	関 連
16	火		
17	水	◎○◇●■ 正副会長会議 9:30 (協会) ◎○※◇●■ 常任理事会 10:30 (協会) ◎○※◇●■ 長野県関係部局長との意見交換会 13:30 (ホテル信濃路)	
18	木	◎○◇● 中部地方整備局長新年挨拶 14:00 (名古屋市) (~19日)	
19	金		
20	土		
21	日		
22	月	◎◇●■ 第4回契約審議会事前説明 10:30 (協会) ▲■ 建設技術委員会県建築部局との意見 交換会13:15	
23	火		◎ 全国建産連理事会・協議員会
24	水	◎● 第4回契約審議会	
25	木	■ 第1回災害情報部会 13:00 (web開催) △● 前払金制度要望13:30 (小諸市)	誰もが働きやすい現場環境整備に向 けた現場点検 (伊那建設事務所)
26	金		
27	土		
28	日		
29	月		◎★▲●■ 信濃会総会
30	火	◎○◇●■ 長野県建設部と青年部会の意見交換 会 14:00 (国際21)	
31	水	△● 前払金制度等要望 (10:30松川町、 13:00平谷村)	

- ★ 顧問
 ◎ 会長
 ○ 副会長
 ▲ 担当副会長
 ※ 常任理事
- △ 担当常任理事
 ◇ 特任理事
 ● 専務理事
 ■ 常務理事
 □ 監事

2月行事予定表

12月21日現在

日	曜日	協 会	関 連
1	木		● 関東甲信越地方ブロック専務会議（～2日）（東京）
2	金		
3	土		
4	日		
5	月	◎○◇●■ 正副会長会議 10:00（協会）	
6	火	■ 災害情報システムに関する県との意見交換会 13:15（協会）	
7	水		
8	木		技士会県との意見交換会 14:30（ホテル信濃路）
9	金		
10	土		
11	日	(建国記念の日)	(建国記念の日)
12	月	(振替休日)	(振替休日)
13	火		
14	水		
15	木		

★ 顧問
 ◎ 会長
 ○ 副会長
 ▲ 担当副会長
 ※ 常任理事

△ 担当常任理事
 ◇ 特任理事
 ● 専務理事
 ■ 常務理事
 □ 監事

2月行事予定表

12月21日現在

日	曜日	協 会	関 連
16	金		全建理事会 11:30 (東京建設会館)
17	土		
18	日		
19	月		
20	火		
21	水		
22	木		
23	金	(天皇誕生日)	(天皇誕生日)
24	土		
25	日		
26	月		
27	火	◎○◇●■ 正副会長会議 9:30 (協会) ◎○※◇●■ 常任理事会 10:30 (協会) ▲■ 第3回建設政策委員会 15:30 (メボリック長野)	◎▲◇●■ 建産連建設生産システム合理化推進協議会 13:30 (長建ビル)
28	水	▲■ DX推進専門委員会 10:30 (協会) 災害時建築支援隊本部会議 13:00 (協会)	

★ 顧問
◎ 会長
○ 副会長
▲ 担当副会長
※ 常任理事

△ 担当常任理事
◇ 特任理事
● 専務理事
■ 常務理事
□ 監事

3月行事予定表

12月21日現在

日	曜日	協 会	関 連
1	金		
2	土		
3	日		
4	月		
5	火	◎○○◇●■ 正副会長会議 10:00 (協会) ◎○○◇●■ 建設労連との懇談会 13:00 (協会)	
6	水		
7	木	▲■ 第3回建設技術委員会15:00	
8	金		
9	土	下期 建設業経理士検定試験準備 (松筑建設会館、松本安全衛生センター、JA長野県ビル)	
10	日	下期 建設業経理士検定試験 (松筑建設会館、松本安全衛生センター、JA長野県ビル)	
11	月		
12	火		◎▲ 全建 理事会、協議員会 12:00 (経団連会館) 建退協運営委員会・評議員会 15:00 (経団連会館)
13	水		
14	木		◎ 全建協連正副会長会議 12:00(東京建設会館)
15	金	▲● 女性部会 15:00(メロリアン長野)	

- ★ 顧問
- ◎ 会長
- 副会長
- ▲ 担当副会長
- ※ 常任理事
- 問 長
- 長
- 長
- 長
- 長
- △ 担当常任理事
- ◇ 特任理事
- 専務理事
- 常務理事
- 監事

3月行事予定表

12月21日現在

日	曜日	協 会	関 連
16	土		
17	日		
18	月		
19	火		
20	水	(春分の日)	(春分の日)
21	木		● 全建 全国専務理事・事務局長会議
22	金		■ 建退共支部事務局長会議 14:00 (TKP ガーデンシティプレミアム池袋)
23	土		
24	日		
25	月	◎○○◇●■ 正副会長会議 9:30 (協会) ◎○※◇●■ 常任理事会 10:30 (協会)	
26	火		
27	水		
28	木		
29	金		
30	土		
31	日		

- ★ 顧問
- ◎ 会長
- 副会長
- ▲ 担当副会長
- ※ 常任理事
- △ 担当常任理事
- ◇ 特任理事
- 専務理事
- 常務理事
- 監事

4月行事予定表

12月21日現在

日	曜日	協 会	関 連
1	月	◎○◇●■ 辞令交付 10:00 (協会) ◎○◇●■ 正副会長会議10:30(協会)	
2	火		
3	水		
4	木		
5	金		
6	土		
7	日		
8	月		
9	火	◎○◇●■ 新年度あいさつ 12:00 (協会) 13:00 (県庁) ◎○◇●■ 正副会長会議 15:30 (協会)	◎▲◇●■ 建産連、県産連政治連盟 監査 10:00 正副会長会議 11:00 (長建ビル)
10	水		
11	木		
12	金		
13	土		
14	日		
15	月		

- ★ 顧問
- ◎ 会長
- 副会長
- ▲ 担当副会長
- ※ 常任理事
- △ 担当常任理事
- ◇ 特任理事
- 専務理事
- 常務理事
- 監事

4月行事予定表

12月21日現在

日	曜日	協 会	関 連
16	火		
17	水	◎○◇●■ 正副会長会議 9:30 (協会) ◎○※□◇●■ 常任理事会 10:30 (協会) ◎□●■ 決算監査 12:45 (協会)	▲△ 火薬類保安協会監査会 13:00 (長建ビル)
18	木		
19	金		
20	土		
21	日		
22	月		
23	火		◎ 全建協連正副会長会議 11:00 理事会 12:30 (鉄鋼会館)
24	水	◎○◇●■ 正副会長会議 10:00 (ホテル国際21 葵) ◎○※□◇●■ 理事会 11:00 (ホテル国際21 藤)	◎○●■ 事協理事会 13:00 (ホテル国際21 藤)
25	木		◎ 全建監事監査 12:00 (東京建設会館)
26	金		◎ 全建理事会 12:00 (東京建設会館)
27	土		
28	日		
29	月		
30	火		

5月行事予定表

12月21日現在

- ★ 顧問 会長
- ◎ 副会長
- 副会長
- ▲ 担当理事
- ※ 常任理事
- △ 担当理事
- ◇ 特任理事
- 専務理事
- 常務理事
- 監事

日	曜日	協 会	関 連
1	水		
2	木		
3	金		
4	土		
5	日		
6	月		
7	火		
8	水		
9	木		
10	金	◎○◇●■ 正副会長会議 10:00 (協会)	◎▲◇●■ 建産連理事会・運営協議会 13:30 (長建ビル)
11	土		
12	日		
13	月		
14	火		
15	水		

★ 顧問
◎ 会副
○ 会副
▲ 常任
※ 常任

△ 担当
◇ 特任
● 専務
■ 常務
□ 監

5月行事予定表

12月21日現在

日	曜日	協 会	関 連
16	木		
17	金		
18	土		
19	日		
20	月		
21	火		
22	水	◎○※□◇●■ 建設業協会第71回通常総会 13:00 (ホテル国際21千歳)	全建協連 第49回通常総会 14:00 (学士会館)
23	木		
24	金		
25	土		
26	日		
27	月	◎○※□◇●■ 事協総会 13:00 (ホテル国際21 弥生) ◎○※□◇●■ 建災防代議員会 14:00 (ホテル国際21 千歳)	◎▲△ 火薬類保安協会理事会10:30・総会 11:00 (ホテル国際21 弥生)
28	火		
29	水		
30	木		
31	金		

- ★ 顧問
- ◎ 会長
- 副会長
- ▲ 担当副会長
- ※ 常任理事
- △ 担当常任理事
- ◇ 特任理事
- 専務理事
- 常務理事
- 監事

6月行事予定表

6月5日現在

日	曜日	協 会	関 連
1	土		
2	日		
3	月		
4	火		◎● 全建 理事会、総会、懇親会 14:00(経団連会館)
5	水		
6	木	◎○◇●■ 正副会長会議 13:00 (ホテル国際21 葵)	◎○◇●■ 長野県建産連総会 11:00 (ホテル国際21 芙蓉) ◎○◇●■ 長野県建設産業政治連盟総会 12:30 (ホテル国際21 芙蓉)
7	金		
8	土		
9	日		
10	月		
11	火	▲ 第1回新入社員等研修会 (松筑建設会館) (~12日)	
12	水		
13	木	▲ 第2回新入社員等研修会 (松筑建設会館) (~14日)	
14	金		
15	土		

- ★ 顧問
- ◎ 会長
- 副会長
- ▲ 担当副会長
- ※ 常任理事
- △ 担当常任理事
- ◇ 特任理事
- 専務理事
- 常務理事
- 監事

6月行事予定表

6月22日現在

日	曜日	協	会	関	連
16	日				
17	月				
18	火				
19	水				
20	木			◎ ●	全建理事会12:00(東京建設会館) 全建協連専務理事・事務局長会議14:00(鉄鋼会館)
21	金				
22	土				
23	日				
24	月				
25	火				
26	水				
27	木				
28	金				
29	土				
30	日				

令和5年(2023年)12月21日
 建設部建設政策課経理係 笠原、船崎
 電話:026-235-7292(直通)
 026-232-0111(内線3315)
 FAX:026-232-7482
 E-mail kensetsu@pref.nagano.lg.jp

令和6年度当初予算の要求概要

建設部

1 要求総額

(千円、%)

会計名	令和6年度要求額 (A)	令和5年度当初予算額 (B)	差引増減 (A)-(B)	(A)/(B)
一般会計	120,010,158	114,681,840	5,328,318	104.6
災害復旧費除き	113,782,720	109,201,688	4,581,032	104.2

(一般会計課別内訳)

(千円、%)

課名	令和6年度要求額 (A)	令和5年度当初予算額 (B)	差引増減 (A)-(B)	(A)/(B)	連絡先
建設政策課	23,039,707	19,789,945	3,249,762	116.4	FAX 026-235-7482 メール kensetsu@pref.nagano.lg.jp 【技術管理室】 FAX 026-235-7482 メール gijukan@pref.nagano.lg.jp
道路管理課	25,904,537	25,142,683	761,854	103.0	FAX 026-235-7369 メール michikanri @pref.nagano.lg.jp
道路建設課	26,699,652	26,807,602	△ 107,950	99.6	FAX 026-235-7391 メール michiken@pref.nagano.lg.jp
河川課	16,174,965	17,713,824	△ 1,538,859	91.3	FAX 026-225-7069 メール kasen@pref.nagano.lg.jp
砂防課	11,361,239	11,290,656	70,583	100.6	FAX 026-233-4029 メール sabo@pref.nagano.lg.jp
都市・まちづくり課	10,688,859	8,145,550	2,543,309	131.2	FAX 026-252-7315 メール toshi-machi @pref.nagano.lg.jp
建築住宅課	6,106,087	5,750,698	355,389	106.2	FAX 026-235-7479 メール kenchiku@pref.nagano.lg.jp 【公営住宅室】 FAX 026-235-7486 メール jutaku@pref.nagano.lg.jp
施設課	11,283	8,537	2,746	132.2	FAX 026-235-7477 メール shisetsu @pref.nagano.lg.jp
リニア整備推進局	23,829	32,345	△ 8,516	73.7	FAX 026-252-7315 メール linear-kyoku @pref.nagano.lg.jp

(公共事業費の状況)

区分	令和6年度要求額 (A)	令和5年度当初予算額 (B)	差引増減 (A)-(B)	(A)/(B)
補助公共事業	61,371,651	60,930,363	441,288	100.7
県単独公共事業	17,695,536	17,163,968	531,568	103.1
災害復旧費	6,227,438	5,480,152	747,286	113.6
直轄事業負担金	18,790,125	15,723,254	3,066,871	119.5

2 要求のポイント

しあわせ信州創造プラン30を着実に推進するため、「災害に強い安全・安心な県づくり」「人にも環境にも優しいまちづくり」「建設産業の担い手確保」「建設DXの推進」に重点的に取り組めます。

(1) 災害に強い安全・安心な県づくり

頻発化・激甚化する災害等から県民の生命と財産を守るため、ハード・ソフトの両面から県土の防災・減災対策や安全性の向上に取り組めます。

【主な取組】

- ◆ 流域全体で取り組む治水・土砂災害対策
- ◆ 水害リスクマップ等を活用した住まい方の工夫等の推進
- ◆ 災害時における道路の迂回機能強化
- ◆ インフラの老朽化対策
- ◆ 緊急点検結果に基づく通学路等の交通安全対策

(2) 人にも環境にも優しいまちづくり

「長野県ゼロカーボン戦略」に基づく住宅のZEH(※)化、地域の特色や強みを活かしたまちの賑わい創出に取り組めます。

(※) ZEH：断熱性能の向上や高効率設備等の導入により使用エネルギーを減らし、太陽光発電設備等でエネルギーを創ることで年間エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅

【主な取組】

- ① 住宅・建築物の脱炭素化
 - ◆ ZEH水準以上の性能を目指す信州健康ゼロエネ住宅の普及加速化
 - ◆ 県営住宅のZEH水準による整備
- ② 賑わいのあるまちづくり
 - ◆ 歩行者中心のまち構造への転換、グリーンインフラの導入推進
 - ◆ 良好な景観保全・育成に向けた取組の推進
 - ◆ 民間等との連携による空き家や県営住宅の空き住戸の利活用

(3) 建設産業の担い手確保

地域を支える建設産業の持続的な発展のため、産学官の連携により、次世代を担う人材の確保・育成を推進します。

【主な取組】

- ◆ 首都圏で学ぶ大学生を対象とした県内建設関連企業による合同就職説明会の実施
- ◆ 高校生に対する実践的な現場研修や資格取得の支援
- ◆ 中学校への大工派遣による実演実習や小学生と保護者を対象とした工事現場見学会の実施等

(4) 建設DXの推進

建設産業の業務の効率化・生産性の向上のため、建設産業のDXを推進します。

【主な取組】

- ◆ 建設関連企業を対象としたBIM/CIMのハンズオン講習会の実施
- ◆ ネットワークカメラなどを活用した遠隔臨場(※)の推進
- ◆ 河川巡視や道路パトロールにおけるドローンやAI技術の活用

(※) 遠隔臨場：現場へ行かずに事務所などの遠隔地から「材料確認」「段階確認」「立会」などの現場確認を行うこと

3 施策体系 (別紙1)

4 主要事業一覧 (別紙2)

5 主な見直し事業一覧 (別紙3)

6 事業改善シート 県公式ホームページをご覧ください。

(https://www.pref.nagano.lg.jp/kensetsu/kensei/soshiki/yosan/r06/r6yosanan_zigyoukaizen.html)

※予算要求に関するご意見・ご要望については、担当課へ令和6年1月19日(金曜日)までにお寄せください。

令和6年度 建設部 施策体系

柱	施策	施策項目	主要事業	
1 持続可能で安定した暮らしを守る	1-1① 持続可能な脱炭素社会の創出	歩行者中心のまち構造への転換	歩きやすいまちづくり実証事業費(信州まち・あい空間事業費)	15
		グリーンインフラの導入推進	まちなかの緑地整備・保全事業費	16
		住宅・建築物の脱炭素化	住宅オールZEH化推進事業費 県営住宅「6R」プロジェクト推進事業費	10 19
	1-1③ 良好な生活環境保全の推進	「諏訪湖創生ビジョン」等に基づく水環境保全の推進	河川環境整備事業費	24
	1-2 災害に強い県づくりを推進する	流域全体で取り組む治水対策 水害リスクマップ等を活用した住まい方の工夫等の推進 土砂災害対策 災害時における道路の迂回機能強化 住宅・建築物の強靱化 盛土規制法の区域指定のための基礎調査	流域治水対策事業費	1
			要配慮者利用施設を守る土砂災害対策事業費	2
			流域を保全する土砂災害対策事業費	30
			つなげる防災教育事業費	4
			災害時における道路の迂回機能強化事業費	5
			住宅・建築物耐震改修総合支援事業費	6
盛土対策事業費			7	
1-3 社会的なインフラの維持・発展を図る	インフラの老朽化対策	長寿化計画等に基づくインフラの適正管理事業費	8	
1-6 県民生活の安全を確保する	緊急点検結果に基づく通学路等の交通安全対策	通学路等の交通安全対策推進事業費	9	
2 創造的で強靱な産業の発展を支援する	2-3① 地域の建設業等における担い手の確保の推進	建設業への就業促進、技術向上の支援	建設産業の次世代を担う入りつり推進事業費 持続可能な建設産業創出事業費 信州木のある暮らし推進事業費 建設DX推進事業費	20 21 22 23
		建設DXによる業務の効率化、生産性の向上		24
		建設DXによる業務の効率化、生産性の向上		24
		建設DXによる業務の効率化、生産性の向上		24
3 快適でゆとりのある社会生活を創造する	3-1① 地域の特徴と自然の恵みを生かした快適で魅力ある空間づくりの推進	歩行者中心のまち構造への転換(再掲)	歩きやすいまちづくり実証事業費(信州まち・あい空間事業費)(再掲)	15
		グリーンインフラの導入推進(再掲)	まちなかの緑地整備・保全事業費(再掲)	16
		UDC信州によるまちづくり支援	信州地域デザインセンター(UDC信州)事業費	17
		「長野県景観育成ビジョン(仮称)」の策定	長野県景観育成計画策定事業費	18
		松本平広域公園の魅力向上	松本平広域公園魅力向上推進事業費	19
		UDC信州によるまちづくり支援(再掲)	信州地域デザインセンター(UDC信州)事業費(再掲)	17
	3-1③ 地域活力の維持・発展	空き家等の既存ストックの有効活用	空き家適正管理促進事業費 空き家等活用施設検討事業費	10 12
		UDC信州によるまちづくり支援(再掲)	信州地域デザインセンター(UDC信州)事業費(再掲)	17
	3-1④ 本州中央部広域交流圏の形成	高規格道路等の道路ネットワーク整備推進	地域高規格道路整備事業費	25
		リニアを活かした地域づくりの推進	リニア中央新幹線活用地域振興事業費	26
3-1⑤ 移住・交流・多様なかわりの展開	県営住宅の居住環境の改善、ミクストコミュニティの形成促進	県営住宅空き住戸の有効な活用事業費 県営住宅「5R」プロジェクト推進事業費(再掲)	14 13	
3-1⑥ 世界水準の山岳高原観光地づくりの推進	観光地周辺の道路環境整備(無電柱化、自転車通行空間、道の駅等)	観光地づくり推進に向けた道路環境整備事業費	27	
3-2② 「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の開催を契機としたスポーツ振興の推進	「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の成功に向けた準備	都市公園事業費(陸上競技場の整備)	28	
4 誰にでも居場所と出番がある社会をつくる	4-1 子どもや若者の幸福追求を最大限支援する	子育て世代が住みやすい環境に配慮した県営住宅の改修等による居住支援	県営住宅「5R」プロジェクト推進事業費(再掲)	13

【新】

【新】

【新】

【新】

【新】

【新】

(公共事業関係費) ※上記事業の一部再掲あり

補助公共事業	29
県営公共事業	30
災害復旧事業	31
運輸事業負担金	32

4 主要事業一覧





※【新】:新規事業

【地】:地域振興局長からの提案、意見等反映事業

【共】:県民参加型予算(提案・共創型)




【選】:県民参加型予算(提案・選定型)










建設部


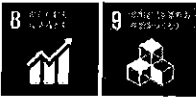


事業名 【事業改善シート番号】 (関係するSDGsのアイコン)	事業内容及び金額(千円) (*は成果目標)			
◎ 災害に強い県づくり				
1 流域治水対策事業費 [110501][110503]  河川課	令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨や令和3年8・9月大雨など、気候変動等により頻発化・激甚化する災害による被害を最小限に抑えるため、流域治水の取組を計画的・集中的に実施します。 ・流域治水プロジェクトの推進(堤防・護岸等河川施設の整備など) ・県有施設における雨水貯留タンク設置 ・企業や家庭で行う雨水貯留に関する普及・啓発 ・水害リスクマップ作成による水害リスク情報の充実			
	*流域治水プロジェクトの推進:29か所(2024年度) *県有施設における雨水貯留タンクの設置:78基(2024年度)			
	R6予算 【債務負担行為額】	4,057,910 [7,441,000]	R5当初 [R5.11月補正]	6,845,914 [9,927,663]
2 要配慮者利用施設を守る 土砂災害対策事業費 [110601]  砂防課	土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に立地する要配慮者利用施設を守るため、土砂災害対策を推進します。 ・要配慮者利用施設の保全対策(18か所)			
	*要配慮者利用施設の保全対策完了数:57か所(2023年度)→58か所(2024年度)			
	R6要求 【債務負担行為額】	476,944 [560,000]	R5当初 [R5.11月補正]	331,864 [213,200]
3 流域を保全する土砂災害 対策事業費 [110601]  砂防課	令和元年東日本台風による土砂災害等、近年激甚化している災害を踏まえ、土石流や流木対策に加え、再度災害防止のための緊急土砂災害対策、除石等による既存堰堤の機能増進等、流域を保全する土砂災害対策を推進します。			
	*土石流・流木対策事業:139か所(2024年度) *再度災害を防止する砂防事業:2か所(2024年度) *既存堰堤の機能増進事業:33か所(2024年度) *下流河川に甚大な影響を及ぼす地すべりを防止する事業:3か所(2024年度)			
	R6要求 【債務負担行為額】	6,306,872 [4,415,000]	R5当初 [R5.9月補正等]	5,985,023 [6,324,602]
【新】 4 つなげる防災教育事業費 [110601]  砂防課	実践的な避難行動につなげるため、小学校の防災教育や各地で実施される防災訓練へ土砂災害に関する豊富な知識を有する講師を派遣し、訓練計画の作成や訓練への助言等の支援を実施します。			
	*防災訓練への支援事業等実施回数:65回(2024年度)			
	R6要求	1,442	R5当初	0

事業名 <small>【事業改善シート番号】</small> <small>(関係するSDGsのアイコン)</small>	事業内容及び金額(千円) <small>(*は成果目標)</small>								
5 災害時における道路の迂回機能強化事業費 [110402]  道路建設課	災害等により、県内の高速道路や主要な幹線道路に長期の通行止めが発生した際、緊急車両の通行確保や物流を含めた道路利用者への影響を最小限にするため、広域的な道路の迂回機能の強化を図ります。 ・「(国)403号 安曇野市 名九鬼～木戸」や「木曾川右岸道路」の整備等	R6要求 <small>【債務負担行為額】</small>	3,592,250 <small>[8,396,000]</small>	R5当初 <small>【R5.9月補正等】</small>	3,423,100 <small>[723,369]</small>				
6 住宅・建築物耐震改修総合支援事業費 [110802]  建築住宅課	住宅や避難施設となる建築物等の耐震化を促進するため、市町村と協調し、住宅・建築物の所有者が行う耐震診断・改修を支援するとともに、耐震改修に携わる施工者及び設計者の技術力向上を図るため、講習会等を実施します。 ・戸建住宅の耐震診断、改修(除却)への補助(耐震改修限度額100万円) ・避難施設の耐震診断、改修(建替)への補助(耐震改修限度額800万円) ・改修事業者の技術力向上のための講習会の実施	*住宅の耐震化率:88.8%(2023年度見込)→90.6%(2024年度)				R6要求	70,144	R5当初	74,130
7 盛土対策事業費 [110705]  都市・まちづくり課	「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称:盛土規制法)に基づき、盛土等が人家等へ被害を及ぼす可能性のある区域等を指定するため、基礎調査を行います。 ・規制区域指定調査:対象エリアの抽出、候補区域の設定	*長野県内全域の候補区域の設定(2024年度)				R6要求	34,322	R5当初	20,800
◎ 社会的なインフラの維持									
8 長寿命化計画等に基づくインフラの適正管理事業費 [110302][110501][110601] [110702][110901]  道路管理課 河川課 砂防課 都市・まちづくり課 公営住宅室	道路等の重要インフラの老朽化に対応するため、各施設における長寿命化計画等に基づき、予防保全による適正な維持管理を行い、安全で安心な暮らしを確保するとともに、長期的な視点でのライフサイクルコスト縮減に取り組みます。 ・道路施設: 橋梁、トンネル等の修繕 道路リフレッシュプランによる舗装の修繕、道路環境の改善 ・河川施設: ダムやその周辺施設等の修繕、改良・更新 ・砂防施設: 砂防堰堤の緊急改築等 ・公園施設: 老朽化施設の改築・更新 ・県営住宅: 建物・設備類の修繕	R6要求 <small>【債務負担行為額】</small>	13,305,041 <small>[12,857,500]</small>	R5当初 <small>【R5.9月補正等】</small>	13,467,194 <small>[9,374,228]</small>				

事業名 [事業改善シート番号] (関係するSDGsのアイコン)	事業内容及び金額(千円) (*は成果目標)						
◎ 県民生活の安全の確保							
9 通学路等の交通安全対策 推進事業費 [110302]  道路管理課	児童・生徒を交通事故から守るため、令和3年度に実施した緊急合同点検結果等に基づき、早期に対応が必要な車止めポストや歩道の設置等を実施します。 ・令和3年度緊急合同点検に基づく要対策箇所のうち、用地買収等を伴う歩道整備等を推進する。	R6要求 [債務負担行為額]	1,967,700 [880,000]	R5当初 [R5.11月補正] 2,315,098 [289,506]			
◎ 人にも環境にも優しいまちづくり							
【地】 10 住宅オールZEH化推進事業費 [110801]  建築住宅課	住宅分野における2050ゼロカーボンを実現するため、地域の工務店と協働して、高い断熱性能を有し、信州の恵まれた自然環境を生かした、快適で健康的な信州らしい住まいづくりを推進します。 【拡】 ・「信州健康ゼロエネ住宅指針」に適合する住宅の新築又はリフォームへの補助 補助額 新築 : 40~200万円 リフォーム : 上限140万円(健康省エネの場合50万円) 件数 新築 : 170件 リフォーム : 110件 ・信州健康ゼロエネ住宅の周知のための複合的プロモーション ・信州健康ゼロエネ住宅指針の効果的な運用に係る専門委員会の設置等 ・技術力・価格競争力が不足する施工者のZEH対応のための技術支援	*新築住宅のZEH率:30%(2022年度)→100%(2030年度)			R6要求 [債務負担行為額]	399,424 [111,800]	R5当初 385,845
11 空き家適正管理促進事業費 [110801]  建築住宅課	増加する空き家の適正管理と円滑な流通を促進するため、専門家の派遣等により、市町村への技術的な支援を行うとともに、既存住宅状況調査費用等への補助を行います。 ・課題解決に取り組む市町村へ専門家を派遣 ・空き家対策セミナーの開催 ・既存住宅現況検査費用、既存住宅売買瑕疵保険料への補助	*空家等対策計画を策定した市町村の割合:79.2%(2023年度)→80%(2030年度)			R6要求	3,385	R5当初 2,455
【新】 12 空き家等活用施策検討事業費 [110801]  建築住宅課	移住者の住まい確保について、地域の資源である空き家や公共の遊休建物を有効活用するため、先進的取組の検証や長野県発の新たなアプローチや仕組みづくりについて検討するための場を設置するとともに、有効な取組のとりまとめを行い、県内市町村へ広く普及を図ります。 ・(仮称)長野県空き家等活用施策検討会議の開催(4回) ・先行地域における新たな空き家活用の取組の検証 ・先行地域と連携した効果検証 ・他地域への展開にあたっての施策検討	R6要求	2,460	R5当初 0			

事業名 <small>【事業改善シート番号】</small> <small>(関係するSDGsのアイコン)</small>	事業内容及び金額(千円) <small>(*は成果目標)</small>											
<p>13 県営住宅『5R』プロジェクト 推進事業費 [110901]</p>  <p>公営住宅室</p>	<p>住宅セーフティネットの中心的役割を担う県営住宅を安定して提供していくため、県営住宅プラン2021に基づく『5R』プロジェクトを推進します。 県営住宅の整備・改修に当たっては、ZEH水準の確保など地球温暖化への確に対応した居住環境の向上を図り、安全・安心・快適な暮らしの確保に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R-1 リノベーション事業《Renovation》 老朽化した中高層住宅を子育て世帯が安心して快適に暮らせる住まいへリノベーション ・R-2 リフォーム事業《Reform》 中高層住宅の陳腐化した浴室設備等をバスリフォーム 高断熱化、設備の省エネ化等により中高層住宅をゼロエネ・リフォーム ・R-3 リニューアル事業《Renewal》 今後も維持が必要な低層住宅を厳選してリニューアル(全面リフォーム) エレベーター設備のない中層住宅に追加設置するリニューアル ・R-4 建替事業《Reconstruction》 将来の市町村移管の協議が整った団地をZEH水準による建替整備 ・R-5 再編事業《Restructuring》 老朽化が著しい団地の入居者の居住環境を改善する集約・移転 老朽住宅の除却を促進 <p>*子育て世帯向けリノベーション整備:80戸(2021~2030年度) *中高層住宅エレベーター設備設置住戸:28.3%(2021年度)→33.2%(2030年度) *建替工事による整備:140戸程度(2021~2030年度)</p> <table border="1" data-bbox="563 1115 1474 1189"> <tr> <td>R6要求</td> <td>3,018,019</td> <td>R5当初</td> <td>2,786,610</td> </tr> <tr> <td>[債務負担行為額]</td> <td>[26,598]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				R6要求	3,018,019	R5当初	2,786,610	[債務負担行為額]	[26,598]		
R6要求	3,018,019	R5当初	2,786,610									
[債務負担行為額]	[26,598]											
<p>【新】【共】 14 県営住宅空き住戸の有効な活用事業費 [110901]</p>  <p>公営住宅室</p>	<p>県営団地内の住民コミュニティ形成に向けた住民主体の取組を実施するため、交流事業に係る施設整備及び活動団体の人材育成支援を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流事業に係る施設整備 ・活動団体の人材育成支援の促進 <table border="1" data-bbox="563 1512 1474 1579"> <tr> <td>R6要求</td> <td>5,438</td> <td>R5当初</td> <td>0</td> </tr> </table>				R6要求	5,438	R5当初	0				
R6要求	5,438	R5当初	0									
<p>15 歩きやすいまちづくり実証事業費(信州まち・あい空間事業費) [110701]</p>  <p>都市・まちづくり課</p>	<p>歩きやすい歩道の整備や公共空間の利活用など、まちなかのにぎわいづくりを積極的に推進し、「まち」なかに「あ」るきたくなる、「い」ごこちのいい“まち・あい空間”を創出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンパクト+ネットワークを推進するにあたり、市町村と連携し、「歩きたくなるまちづくり」の効果を示すための社会実験を実施 <p>*「信州まち・あい空間」を創出する地区数:0地区(2023年度)→10地区(2027年度)</p> <table border="1" data-bbox="563 1848 1474 1930"> <tr> <td>R6要求</td> <td>2,700</td> <td>R5当初</td> <td>3,000</td> </tr> </table>				R6要求	2,700	R5当初	3,000				
R6要求	2,700	R5当初	3,000									

事業名 【事業改善シート番号】 (関係するSDGsのアイコン)	事業内容及び金額(千円) (*は成果目標)			
16 まちなかの緑地整備・保全 事業費 [110702]   	「信州まちなかグリーンインフラ推進計画」に基づき、緑地が持つ多様な機能をまちづくりへ活用するため、市町村及び民間事業が行う小規模な緑地整備や市町村道の街路樹等の保全に対して支援するほか、県管理道路の街路樹等の保全を行います。 ・公園等の緑地整備の補助(2か所) ・県管理道路における街路樹等の保全(6路線) ・市管理道路における街路樹等保全の補助(6路線)			
都市・まちづくり課	*緑地の整備2か所、街路樹の保全6.4km(2024年度)			
	R6要求	17,690	R5当初	18,000
17 信州地域デザインセンター (UDC信州)事業費 [110701]  	快適で賑わいのあるまちづくり実現のため、公・民・学が連携し、それぞれの得意分野やネットワークを生かし、多彩な視点から、市町村と協働してまちづくりを推進します。 ・まちづくり支援(地域に応じた都市デザイン・マネジメント) ・まちづくりセミナー(人材育成)の開催 ・信州のまちづくりに係る情報発信			
都市・まちづくり課	*快適で魅力あふれるまちの新規モデル地区数:2件(2024年度)			
	R6要求	33,783	R5当初	26,017
18 長野県景観育成計画改定 事業費 [110704] 	景観行政を取り巻く状況変化に対応するため、景観法及び長野県景観条例に基づく「長野県景観育成計画」を見直し、守るべき景観の保全・育成を推進します。 ・長野県景観育成方針の見直し、「長野県景観育成ビジョン(仮称)」の策定 ・新たな景観阻害要因に対応した景観育成基準の設定 ・景観育成重点地域の新たな指定の検討			
都市・まちづくり課	*景観育成重点地域の指定数:4地域(2023年度)→6地域(2027年度)			
	R6要求	12,476	R5当初	12,036
【新】 19 松本平広城公園魅力向上 推進事業費 [110702]   	松本平広城公園の更なる魅力向上を図るため、園庭の整備に関し高度で専門的な知識を有する外部専門家と連携した取組を推進します。 ・アドバイザーの助言に基づき、年間を通じて楽しめる公園とするための植栽管理や園庭整備を実施 ・指定管理者や地元住民等を対象としたセミナーの開催			
都市・まちづくり課	R6要求	10,533	R5当初	0

事業名 <small>[事業改善シート番号]</small> <small>(関係するSDGsのアイコン)</small>	事業内容及び金額(千円) <small>(*は成果目標)</small>				
◎ 建設産業の担い手確保					
20 建設産業の次世代を担う人づくり推進事業費 [110102]  技術管理室	産学官の連携強化により、建設産業の次世代を担う人材の確保・育成を推進します。 ・建設系学科の高校生が建設産業の魅力を感じ取るため、測量・設計・工事のプロセスを自ら実践する学びのフィールドを提供 ・就業に生きる技術力の習得を図るため、資格取得を支援する試験準備講座を実施 *建設系学科高校生の建設産業の就職割合:75%(2024年度卒)	R6要求	2,942	R5当初	2,501
【新】 21 持続可能な建設産業創造事業費 [110102]  技術管理室	建設産業の将来を担う人材を確保するため、建設産業の魅力とやりがいを伝えて若者の入職を促し、持続可能な建設産業を創造します。 ・小学生等を対象とする現場見学会の開催 ・建設産業の役割とやりがいを学べる動画等のコンテンツの作成 ・首都圏の大学において建設系学部で学ぶ学生に対し、県内建設関連企業による合同就職説明会の開催 *建設産業就業者(事務職等を除く):50,190人(2020年)→39,000人(2040年)	R6要求	5,512	R5当初	0
22 信州木のある暮らし推進事業費 [110801]  建築住宅課	“信州の木”のある暮らしの魅力を発信するため、優良な木造建築物の表彰、木造建築の担い手確保に向けた啓発を行います。 ・優良な木造建築物を「“信州の木”建築賞」として表彰 ・中学校への大工技能者の派遣実習の実施(25クラス) *新設住宅(持ち家)における木造在来工法の割合: 75.0%(2023年度)→75.0%(2030年度)	R6要求	3,163	R5当初	2,245
◎ 建設DXの推進					
【新】 23 建設DX推進事業費 [110102][110301]  技術管理室 道路管理課 河川課	地域の守り手である建設産業の生産性と魅力を向上させるため、先進技術の導入と習得を推進します。 また、県発注工事において、試験的にネットワークカメラによる遠隔臨場や、ドローン・AI技術を導入し、DXの取組を進めます。 ・中小の建設関連企業を対象としたBIM/CIMのハンズオン講習会の開催 ・職員を対象とする建設DX講習会の開催 ・道路パトロールや河川巡視におけるAI技術やドローンの活用	R6要求	52,377	R5当初	0

事業名 【事業改善シート番号】 (関係するSDGsのアイコン)	事業内容及び金額(千円) (*は成果目標)				
◎ 水環境保全の推進					
【地】 24 河川環境整備事業費 [110502]  河川課	「諏訪湖創生ビジョン」に掲げられた「人と生き物が共存し、誰もが訪れたいくなる諏訪湖」を目指す取組を進めるため、水草除去等により諏訪湖の水質改善を図るとともに、新たな水辺の賑わいを創出するため、佐久穂町八千穂地区での道の駅整備と合わせた大石川の水辺整備を行います。 ・水草除去などの水質浄化工法の実施(諏訪湖) ・親水護岸や階段工等の整備を実施(大石川)	*水草除去:510t(2024年度)			
R6予算 [債務負担行為額]		221,550 [99,000]	R5当初	168,000	
◎ 本州中央部広域交流圏の形成					
25 地域高規格道路整備事業費 [110402]  道路建設課	高規格幹線道路を補完し、地域の自立的発展や地域間の連携の支えとなる、地域高規格道路の整備等を実施します。 ・「伊那木曾連絡道路(姥神峠道路(延伸)工区)」の整備等 ・「松本糸魚川連絡道路」の整備に向けた調査等 ・「上信自動車道」の整備に向けた調査等	R6要求 [債務負担行為額]	1,437,000 [11,840,000]	R5当初 [R5.11月補正]	1,395,000 [200,550]
26 リニア中央新幹線活用 地域振興事業費 [111101]  リニア整備推進局	リニア中央新幹線の整備効果を広く県内に波及させ、地域の振興を図るため、多様な主体と連携するとともに、沿線県(山梨・岐阜)との広域二次交通や広域観光についての共同研究を進め、リニア関連構想の実現に向けた検討、取組を推進します。	R6要求	3,535	R5当初	3,253
◎ 山岳高原観光地域づくりの推進					
27 観光地域づくり推進に向けた道路環境整備事業費 [110302]  道路管理課	安全で快適な通行空間を確保し、魅力ある観光地域づくりを推進するため、県管理道路の環境を整備します。 ・観光地等の無電柱化推進 ・矢羽根型路面表示※による自転車通行空間の整備 等 ・道の駅におけるトイレの洋式化やバリアフリートイレの改修 等 ※ 自転車の通行位置・方向を示すため車道路肩に表示するマーク	R6要求 [債務負担行為額]	1,468,205 [850,000]	R5当初 [R5.9月補正等]	1,015,305 [880,843]

事業名 <small>【事業改善シート番号】 (関係するSDGsのアイコン)</small>	事業内容及び金額(千円) <small>(*は成果目標)</small>
---	--

◎「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の開催を契機としたスポーツ振興

28 都市公園事業費(陸上競技場の整備)

[110702]



都市・まちづくり課

令和10年(2028年)に開催予定の「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の総合開閉会式及び陸上競技の会場となる松本平広域公園陸上競技場の整備を行います。

- ・仕様：日本陸上競技連盟が定める第1種公認競技場基本仕様に適合
- ・構造：RC造一部S造 階数：地上3階、地下1階 延面積：約20,000㎡
- ・観客席数：約15,000席(うち屋根付き 従来500席 → 7,000席)
- ・夜間照明：従来31ルクス → 平均1,000ルクス確保
- ・バリアフリー対応：エレベーター設置

R6要求 [債務負担行為額]	4,557,000 [2,900,000]	R5当初 [R5.11月補正]	1,960,000 [1,928,158]
-------------------	--------------------------	--------------------	--------------------------

◎ 公共事業関係費

29 補助公共事業費(一部再掲)

[110302][110303][110402]
[110501][110502][110503]
[110601][110702][110703]






道路管理課
道路建設課
河川課
砂防課
都市・まちづくり課

安全・安心な県土づくりを進めるとともに、持続可能な地域づくりを実現するため、国の予算を活用した補助公共事業を行います。

課名	要求額(千円)	主な路線・河川名
道路管理課	14,128,131	(国)153号、(主)信濃信州新線、(主)佐久小諸線、(一)茅野(停)八子ヶ峰公園線
道路建設課	22,430,921	(国)153号、(国)361号、(主)飯島飯田線、(一)上松南木曾線
河川課	4,811,775	(一)黒沢川、(一)岡田川、(一)浅川、(一)皿川、(一)諏訪湖
砂防課	10,454,724	(砂)普携寺沢、(砂)内の巻川、(地)福島、(急)秋山
都市・まちづくり課	9,546,100	(都)東新町座光寺線、(都)竜東線、(都)北天神町古吉町線、松本平広域公園
合計	61,371,651	

R6要求 [債務負担行為額]	61,371,651 [100,725,548]	R5当初 [R5.9月補正等]	60,930,363 [42,970,707]
-------------------	-----------------------------	--------------------	----------------------------

事業名 [事業改善シート番号] (関係するSDGsのアイコン)	事業内容及び金額(千円) (*は成果目標)																																			
30 県単独公共事業費 (一部再掲) [110302][110402][110501] [110601][110702][110703]  道路管理課 道路建設課 河川課 砂防課 都市・まちづくり課	道路等の整備、河川等の浚渫、交通安全の確保など、県民生活の喫緊の課題に対応するほか、観光地周辺の環境整備等のため、県単独の予算による事業を行います。 <table border="1" data-bbox="587 421 1453 936"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>要求額(千円)</th> <th colspan="2">主な路線・河川名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路管理課</td> <td>9,868,207</td> <td colspan="2">(国)143号、(国)299号、(主)岡谷茅野線、(主)長野上田線</td> </tr> <tr> <td>道路建設課</td> <td>3,439,588</td> <td colspan="2">(一)小諸中込線、(主)信濃信州新線、(主)塩尻鍋割徳高線、(一)松川インター大鹿線</td> </tr> <tr> <td>河川課</td> <td>3,333,926</td> <td colspan="2">(一)田子川、(一)求女川、(一)諏訪湖、(一)犀川</td> </tr> <tr> <td>砂防課</td> <td>612,122</td> <td colspan="2">(砂)帯無川、(砂)大滝沢、(地)富士見平、(急)県</td> </tr> <tr> <td>都市・まちづくり課</td> <td>441,693</td> <td colspan="2">(都)相生赤岩線、松本平広域公園</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>17,695,536</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="587 1025 1453 1093"> <tr> <td>R6要求 [債務負担行為額]</td> <td>17,695,536 [3,030,000]</td> <td>R5当初 [R5.9月補正]</td> <td>17,163,968 [4,736,169]</td> </tr> </table>				課名	要求額(千円)	主な路線・河川名		道路管理課	9,868,207	(国)143号、(国)299号、(主)岡谷茅野線、(主)長野上田線		道路建設課	3,439,588	(一)小諸中込線、(主)信濃信州新線、(主)塩尻鍋割徳高線、(一)松川インター大鹿線		河川課	3,333,926	(一)田子川、(一)求女川、(一)諏訪湖、(一)犀川		砂防課	612,122	(砂)帯無川、(砂)大滝沢、(地)富士見平、(急)県		都市・まちづくり課	441,693	(都)相生赤岩線、松本平広域公園		合計	17,695,536			R6要求 [債務負担行為額]	17,695,536 [3,030,000]	R5当初 [R5.9月補正]	17,163,968 [4,736,169]
課名	要求額(千円)	主な路線・河川名																																		
道路管理課	9,868,207	(国)143号、(国)299号、(主)岡谷茅野線、(主)長野上田線																																		
道路建設課	3,439,588	(一)小諸中込線、(主)信濃信州新線、(主)塩尻鍋割徳高線、(一)松川インター大鹿線																																		
河川課	3,333,926	(一)田子川、(一)求女川、(一)諏訪湖、(一)犀川																																		
砂防課	612,122	(砂)帯無川、(砂)大滝沢、(地)富士見平、(急)県																																		
都市・まちづくり課	441,693	(都)相生赤岩線、松本平広域公園																																		
合計	17,695,536																																			
R6要求 [債務負担行為額]	17,695,536 [3,030,000]	R5当初 [R5.9月補正]	17,163,968 [4,736,169]																																	
31 災害復旧事業費  河川課	令和2年7月豪雨、令和4年8月大雨、令和5年梅雨前線豪雨等の災害により被災した公共土木施設の復旧事業を行います。 <table border="1" data-bbox="587 1339 1453 1406"> <tr> <td>R6要求 [債務負担行為額]</td> <td>6,227,438 [1,318,388]</td> <td>R5当初 [R5.6月補正等]</td> <td>5,480,152 [1,643,737]</td> </tr> </table>				R6要求 [債務負担行為額]	6,227,438 [1,318,388]	R5当初 [R5.6月補正等]	5,480,152 [1,643,737]																												
R6要求 [債務負担行為額]	6,227,438 [1,318,388]	R5当初 [R5.6月補正等]	5,480,152 [1,643,737]																																	
32 直轄事業負担金  建設政策課	国が進める道路事業や河川事業、砂防事業等について、地元自治体として負担金を支出します。 <table border="1" data-bbox="595 1559 1046 1805"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>要求額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路</td> <td>8,014,226</td> </tr> <tr> <td>河川・ダム</td> <td>6,283,395</td> </tr> <tr> <td>砂防</td> <td>4,492,504</td> </tr> <tr> <td>災害復旧</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>18,790,125</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="587 1872 1453 1937"> <tr> <td>R6要求</td> <td>18,790,125</td> <td>R5当初 [R5.11月補正]</td> <td>15,723,254 [4,624,622]</td> </tr> </table>				区分	要求額(千円)	道路	8,014,226	河川・ダム	6,283,395	砂防	4,492,504	災害復旧		合計	18,790,125	R6要求	18,790,125	R5当初 [R5.11月補正]	15,723,254 [4,624,622]																
区分	要求額(千円)																																			
道路	8,014,226																																			
河川・ダム	6,283,395																																			
砂防	4,492,504																																			
災害復旧																																				
合計	18,790,125																																			
R6要求	18,790,125	R5当初 [R5.11月補正]	15,723,254 [4,624,622]																																	

5 主な見直し事業一覧

(別紙3)

建設部

【歳出】

事業名	内容及び金額(千円)			
1 市町村土地区画整理事業 補助金 都市・まちづくり課	事業内容	機能的な都市構造と誰もが暮らしやすい快適な都市環境を創出するため、市町村が実施する土地区画整理事業の一部を補助しています。		
	見直し内容・理由	既存対象事業の完了に伴い、本事業を廃止します。		
	R 5 予算額	2,500	R6見直し見込額	2,500
2 リニア中央新幹線用地取得 事業費 リニア整備推進局	事業内容	リニア中央新幹線の整備推進を図るため、東海旅客鉄道株式会社から関係町村における用地取得事務の一部を受託し、用地交渉や不動産鑑定等を実施しています。		
	見直し内容・理由	協定期間満了に伴い、本事業を廃止します。		
	R 5 予算額	24,619	R6見直し見込額	24,619

建設産業の次世代を担う人づくり推進事業費

建設政策課技術管理室

1 概要

【建設産業の抱える課題】

- ◇ 建設業就業者は60歳以上が約31%である一方、29歳以下は約10%と高年齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題となっている。
- ◇ 建設業界も様々な取組を進めているが、課題は多い。
 - ・生産性の向上（ICT化等）、働き方改革、建設業従事者の福利厚生・安全対策
 - ・3K（きつい、汚い、危険）のイメージや入職後の漠然とした不安感の払拭等
- ◇ 専門校等において指導をすることのできる教員等の人員にも限りがある。

→ 建設産業への就業促進を進めるためには、産・学・官の連携強化が不可欠



これまでの工事現場見学や、技術者による出前講座などに加え、産・学・官の連携による『建設技術実践プロジェクト事業』及び『建設関係資格取得支援事業』を実施し、実践的かつ直接的に若者に働きかけることで、建設産業への理解を深め、就業意欲の向上を図る。

2 事業内容

事業	① 建設技術実践プロジェクト事業	② 建設関係資格取得支援事業	
テーマ	建設産業の魅力を体感	担い手の育成、離職防止	
事業概要	技術者の指導のもと、実際の建設現場で測量・設計・工事等のプロセスを自ら実践し体験する機会を設ける	入職後に必要な「2級土木・建築施工管理技士 ^{※1} 」及び「測量士補 ^{※2} 」の資格取得を支援する試験準備講座を開催する	
対象	建設系学科高校生（5校 ^{※3} ）	建設系学科高校生等（14校 ^{※4} ）	
事業効果	県内建設産業への就業率向上	試験合格率向上、意欲ある人材の育成	
役割分担	産	<ul style="list-style-type: none"> ・技術者の派遣 ・資機材（重機、測量機器等）の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・企画、講師・会場の手配 ・会場費等の費用負担
	学	<ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラムの編成、マネジメント 	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得の動機付け
	官	<ul style="list-style-type: none"> ・建設現場提供、講師費用負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・講師費用負担

※1 [2級施工管理技士補] 土木技術の基礎知識の保持を証明する国家資格

※2 [測量士補] 技術者として基本測量又は公共測量に従事するために必要な国家資格

※3 飯田 OIDE 長姫、南安曇農業、長野工業、上伊那農業、須坂創成

※4 上記5校の他、下高井農林、中野立志館、上田千曲、丸子修学館、佐久平総合技術、木曾青峰、池田工業、更級農業、長野高専

新 持続可能な建設産業創造事業費

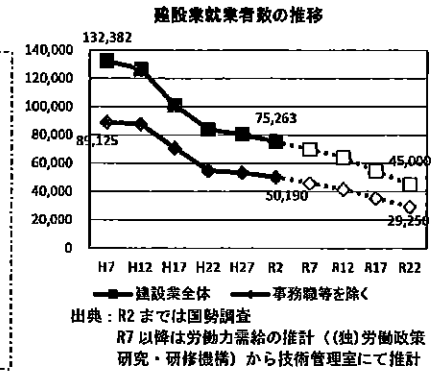
建設政策課技術管理室

1 目的

人口減少下における担い手不足に対し、若者から高齢者層まで、全ての層に対して建設産業で働きやすい環境を整備することで、持続可能な建設産業を創造する。

2 現状・背景

- ◇建設業就業者は60歳以上が約31%である一方、29歳以下は約10%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題となっている。
- ◇高齢者層の退職に伴い、今後もこのまま就業者数の減少が進展すれば、地域のインフラ整備やメンテナンスに支障が出るほか、近年大規模化・頻発化する自然災害からの復旧・復興にも影響が出るおそれ



3 事業内容

ターゲット①若者 新規学卒者を増やす



- ・憧れの醸成
- ・社会的意義や公共工事への理解増進

新 現場見学会の実施

次世代を担う人づくり推進事業

建設系学科高校生
建設系学部大学生

新 首都圏等での建設合同就職説明会

- ・PJ5 I J ターン就職の促進
- 「働くなら信州で」～ようこそ信州



建設技術実践プロジェクト



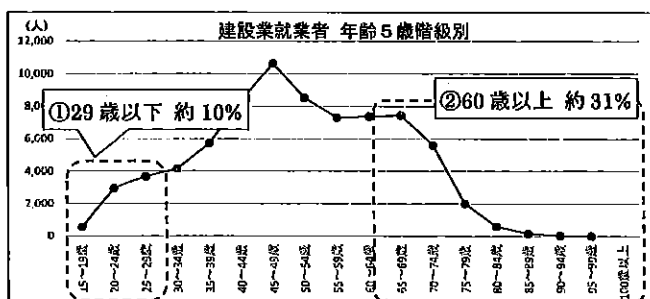
県内建設産業への就職

新 学びの建設コンテンツ作成

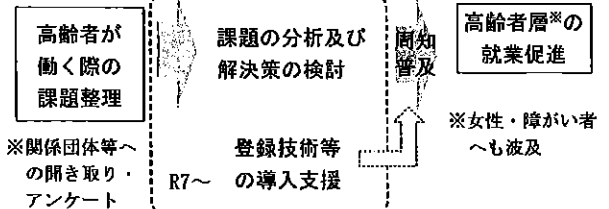
誰もが自由に、随時インフラを巡り、建設産業への理解を深めるコンテンツ動画・冊子を作成する。小中学校やPTA、育成会等へ貸与・配布し、子どもを対象とする独自の活動において活用するほか、県や建設関係企業が行う担い手確保活動にも活用することにより、より多くの子ども・保護者を対象とすることが可能。

＜コンテンツ内容＞

- ・県で実施する現場見学会での説明動画
- ・働く建設産業従事者のインタビュー動画・記事
- ・測量・設計から施工及び工事監理など、一連の流れをわかりやすく説明する冊子



ターゲット②高齢者層 環境を整える



新 建設DX推進事業費

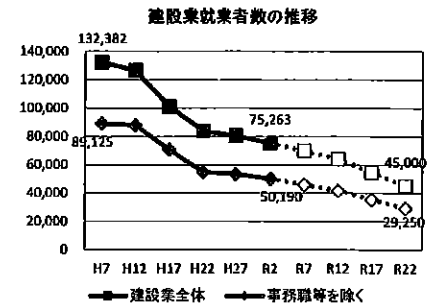
建設政策課技術管理室

1 目的

人口減少や少子高齢化に伴う担い手不足は喫緊の課題であるため、先端技術の導入を加速させ、地域の守り手である建設産業の生産性向上を図る。

2 現状・背景

- ◇長野県の建設業就業者は平成7年度の132,382人に対し、令和2年度には75,263人と4割以上減少している。
- ◇今後も更なる減少が予測され、インフラ整備やメンテナンス、災害対応等に影響が出る恐れがある。
- ◇建設業は担い手不足及び高齢化のため、先端技術の活用による生産性向上が求められている。



出典：R2までは国勢調査
R7以降は労働力需給の推計（独）労働政策研究・研修機構）から技術管理室にて推計

3 事業内容

◆建設DX講習会の開催

- 建設DXの先進的な取組をしている方を講師に、職員を対象とした講習会を開催。
- 職員の意識向上やスキルアップを図るとともに、県内建設関係者とも情報を共有し、業界全体で建設DXを推進する。

◆受注者向けBIM/CIMハンズオン講習会の開催

- 建設業または建設コンサルタント（測量設計・地質含む）を営む中小企業を対象としたBIM/CIMの実務講習会を開催。
- 設備投資が厳しい中小企業の技術者に対し、ハンズオンでBIM/CIMに必要な基礎的な技術講習を実施することにより、技術力のボトムアップと取組意欲の醸成を促し、BIM/CIMの導入を加速化する。

【BIM/CIM(Building/Construction Information Modeling, Management)】調査・計画・設計段階から「3次元モデル」等を導入し、その後の施工、維持管理においても、情報を充実させながら活用すること。事業全体にわたり関係者間で情報を共有することにより、一連の建設生産・管理システムの効率化・高度化が図られる。

◆遠隔臨場の推進

- 現場への移動時間や待機時間の削減、移動コストの削減、柔軟な日程調整、人材育成（他の熟練技術者からの指導を受けやすい環境になる）など、生産性向上につなげたい。
- 全現地機関において遠隔臨場サービスを導入。
- 業者の活用機会を創出して、利便性の良さを体感してもらい、業者自らの導入を促す。

【遠隔臨場】ネットワークカメラなどを利用し、現場へ行かずに離れた場所から「材料確認」「段階確認」「立会」などの現場確認を行うこと。